



第五次滋賀県廃棄物処理計画

令和3年(2021年)7月

滋 賀 県

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 計画の趣旨等 | |
| 第1節 計画策定の趣旨 | 1 |
| 第2節 計画の位置づけ | 3 |
| 第3節 計画期間 | 3 |
| 第2章 本県の廃棄物の現状と廃棄物排出量等の将来推計 | |
| 第1節 廃棄物処理等の現況 | |
| 1 一般廃棄物 | 4 |
| 2 産業廃棄物 | 6 |
| 第2節 第四次滋賀県廃棄物処理計画の達成状況 | 7 |
| 第3節 本県における廃棄物排出量および処理量に係る将来推計 | 9 |
| 1 一般廃棄物 | 9 |
| 2 産業廃棄物 | 10 |
| 第3章 計画の基本方針 | 11 |
| 第4章 計画の目標 | |
| 第1節 目標設定の考え方 | 13 |
| 第2節 目標等 | 13 |
| 第5章 計画の目標達成に向けた施策の方向性 | |
| 第1節 目標達成に向けた重点取組・施策 | |
| 1 プラスチックごみの発生抑制等の推進 | 17 |
| 2 食品ロス削減の推進 | 20 |
| 3 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築 | 23 |
| 第2節 その他目標達成に向けた不断の取組・施策 | |
| 1 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組の推進 | |
| (1) 一般廃棄物 | 26 |
| (2) 産業廃棄物 | 29 |
| 2 廃棄物の適正処理の推進 | |
| (1) 一般廃棄物 | 31 |
| (2) 生活排水 | 33 |
| (3) 散在性ごみ対策 | 34 |
| (4) 産業廃棄物 | 35 |
| (5) 不法投棄対策等 | 38 |
| (6) 旧RDエンジニアリング社最終処分場問題への対応 | 39 |

| | |
|--------------------------------|----|
| 3 循環型社会の進展につなげる施策の推進 | |
| (1) 環境マネジメントシステムおよび県庁率先行動計画の運用 | 40 |
| (2) 公共施設等の老朽化対策 | 40 |
| (3) 環境関連産業の振興 | 41 |
| (4) バイオマスの利活用の推進 | 41 |
| (5) 環境学習の推進 | 42 |
| (6) 持続可能な社会を目指した消費者行動の促進 | 42 |

第6章 関係主体の役割

| | |
|-------------|----|
| 第1節 基本的な考え方 | 43 |
|-------------|----|

第2節 各主体の役割

| | |
|----------------|----|
| 1 県民の役割 | 43 |
| 2 NPO等の各種団体の役割 | 43 |
| 3 事業者の役割 | 44 |
| 4 市町の役割 | 44 |
| 5 県の役割 | 44 |

第7章 計画の推進体制および進行管理

| | |
|----------|----|
| 第1節 推進体制 | 45 |
|----------|----|

| | |
|----------|----|
| 第2節 進行管理 | 45 |
|----------|----|

資料編

- 1 将来予測および計画の目標値等
- 2 令和2年度滋賀県廃棄物処理計画に係る県民アンケート調査結果
- 3 滋賀県環境審議会での審議経過等

第1章 計画の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨

私たちの暮らしは、社会や経済の発展とともに急速に便利で快適なものになりました。一方で、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済社会システムが環境に大きな負荷を与えてきたことから、こうした経済社会システムを見直し、循環型社会の形成に向けて取組を推進していく必要があります。

国は、天然資源の消費を抑制し環境への負荷をできる限り低減するため、平成12年（2000年）に循環型社会形成推進基本法¹を制定し、同法に基づく「循環型社会形成推進基本計画」²により、リデュース（Reduce：発生抑制）³、リユース（Reuse：再使用）⁴、リサイクル（Recycle：再生利用）の3Rや適正処理に係る各種施策に取り組むとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の改正および各種リサイクル法⁵の制定をはじめとする関係法令の整備を進めてきました。

平成27年（2015年）9月には、国連サミットでSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）⁶が採択され、17のゴールと169のターゲットが設定され、そのうち国が特に注力すべき「優先課題8分野」を掲げており、廃棄物関係においては、具体的な施策等として「海洋ごみ対策（含む海洋プラスチックごみ）の推進」、「食品廃棄物の削減や活用」が挙げられています。特に、海洋ごみ対策では、陸上から流出するプラスチックごみ等による海洋環境汚染が世界的に問題となり、令和元年（2019年）5月に「プラスチック資源循環戦略」⁷を策定し、同年6月に大阪で開催されたG20でも新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルーオーシャンビジョン」が採択されました。食品廃棄物では、国民運動として食品ロスの削減を推進するため「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年（2019年）10月から施行されました。

¹ 平成12年に制定された法律で、循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを定めたもの。

² 循環型社会形成推進基本法に基づき、我が国全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などを定める計画。

³ 廃棄物の発生自体を抑制すること。ごみになるものを断る・受け取らない行動であるリフューズも本計画では、リデュースの一部として整理。

⁴ いったん使用された製品、部品、容器等を再び使用すること。壊れた物を廃棄せず修理（リペア）して再使用することも本計画ではリユースとして整理。

⁵ 本計画では、本文中において、次のとおり略称を使用して記載します（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法））。

⁶ 平成27年の国際連合総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において設定された、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、全ての国に適用される普遍的（ユニバーサル）な目標。17の目標と169のターゲットで構成される。

⁷ 資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略。





また、地球温暖化対策の新たな国際的枠組みとして、平成 27 年（2015 年）にパリ協定が採択され、廃棄物減量を通じた温室効果ガスの削減が期待されています。

本県においても、「滋賀県環境総合計画」⁸に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたほか、廃棄物の発生抑制等による減量や適正処理の観点から循環型社会の形成を推進するため、平成 14 年（2002 年）3 月に「滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、その後、三回の見直しを行いながら、各種施策に取り組んできました。平成 28 年 7 月策定の「第四次滋賀県廃棄物処理計画」（以下「第四次計画」という。）の計画期間が令和 2 年度に終了することから、前述した世界の趨勢を踏まえた新たな計画の策定が必要です。

本県には、近江商人の「売り手よし、買い手よし、世間よし」という「三方よし」の思想が現在にも引き継がれています。これは、世界の潮流であり「経済」、「社会」、「環境」のバランスを図る総合的な取組である SDG s の考え方を先取ったものということもでき、生かすべき本県の特徴です。また、令和 3 年（2021 年）7 月 1 日には、「琵琶湖」を切り口とした 2030 年の持続可能社会への目標として、「MLG s（Mother Lake Goals：琵琶湖版 SDG s）」⁹が策定されました。

そこで、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、衛生目的を中心としたプラスチックをはじめ排出実態に変化等が生じている現状においても、循環型社会の形成をより一層進めるため、本県の特徴である「三方よし」や「MLG s」の理念を活用するとともに、これまでの廃棄物処理の状況や第四次計画の目標や施策の達成状況、廃棄物の排出量等に係る将来予測、「第五次滋賀県環境総合計画」、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」やその他の計画・方針等を踏まえ、「第五次滋賀県廃棄物処理計画」を策定することとします。

本計画が貢献する SDG s のゴール・ターゲットは、以下のとおりです。

| | |
|---|--|
|  | <p>12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</p> <p>12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p> |
|  | <p>13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。</p> |
|  | <p>14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。</p> |
|  | <p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p> |

⁸ 本県の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

⁹ より多くの多様な主体が琵琶湖を守るための自発的、主体的な取組を通じて SDG s をより自分ごととして捉えられるよう、SDG s と地域・現場の取組との間におく目標のことであり、散在性ごみの減少などの行動も含め、13 のゴールを定めている。

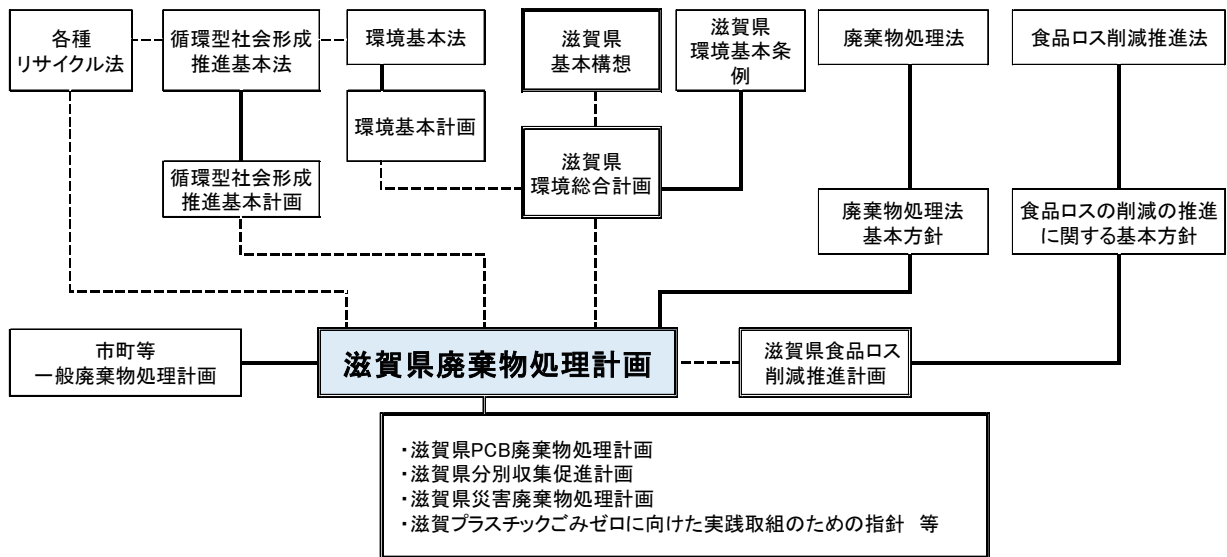
第2節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定により、都道府県に策定が義務付けられた法定計画であり、同法第5条の2の規定に基づき国が策定する「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即して策定するものです。

本計画は、「滋賀県環境総合計画」の分野別計画として、当該総合計画の基本的方向性を取り込み、国の関係法令・計画・方針と整合性を図り、本県で取り組むべき廃棄物処理および資源循環に関する施策を総合的に推進する役割を担うものです。

また、各市町等の一般廃棄物処理計画と一体となって取り組むための計画です。

図表1 主な関係法令・関係計画等との関係



第3節 計画期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

ただし、今後の経済・社会や環境を取り巻く状況、廃棄物処理および資源循環に関する法制度の改正等の内容によっては、必要に応じて見直し等を行います。

第2章 本県の廃棄物の現状と廃棄物排出量等の将来推計

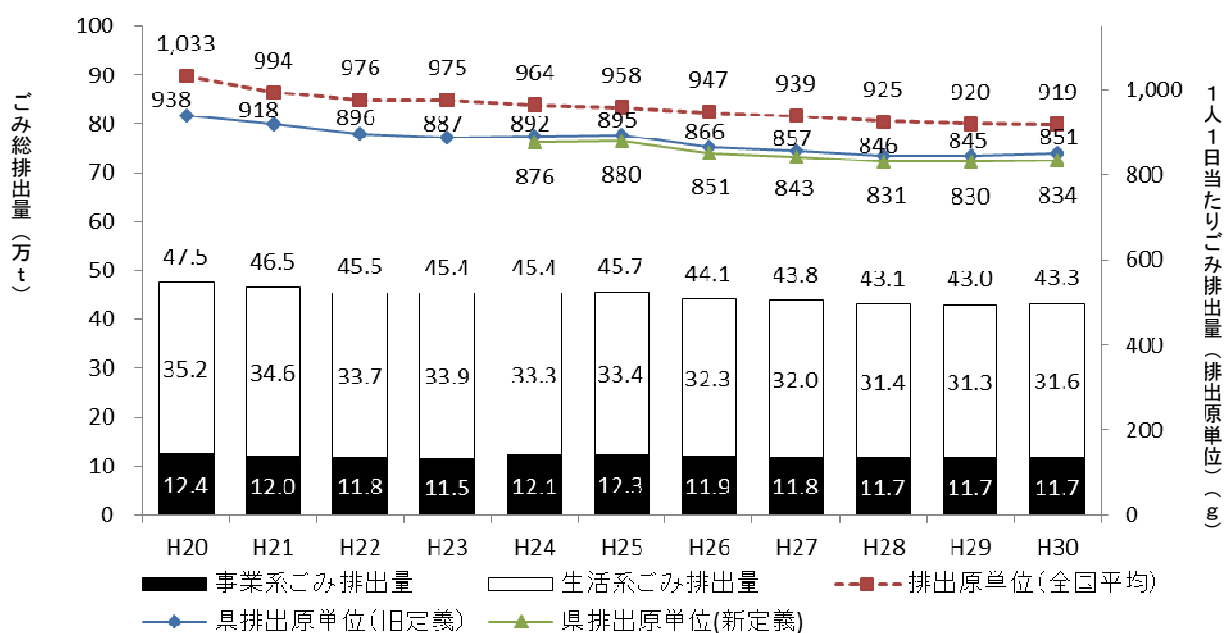
第1節 廃棄物処理等の現況

1 一般廃棄物

(1) 排出量

本県のごみ総排出量および1人1日当たりごみ排出量（排出原単位）は、平成24年度および25年度ともにやや増加がみられましたが、平成26年度以降は再び減少傾向にあります。

図表2 一般廃棄物の排出量等の推移



※ 住民基本台帳法改正に伴いH24年度より総人口に外国人人口を含むこととなったため、1人1日当たりごみ排出量は、H24以降は「新定義(外国人人口含む)」と「旧定義(外国人人口含まない)」の数値をグラフ上に併記。

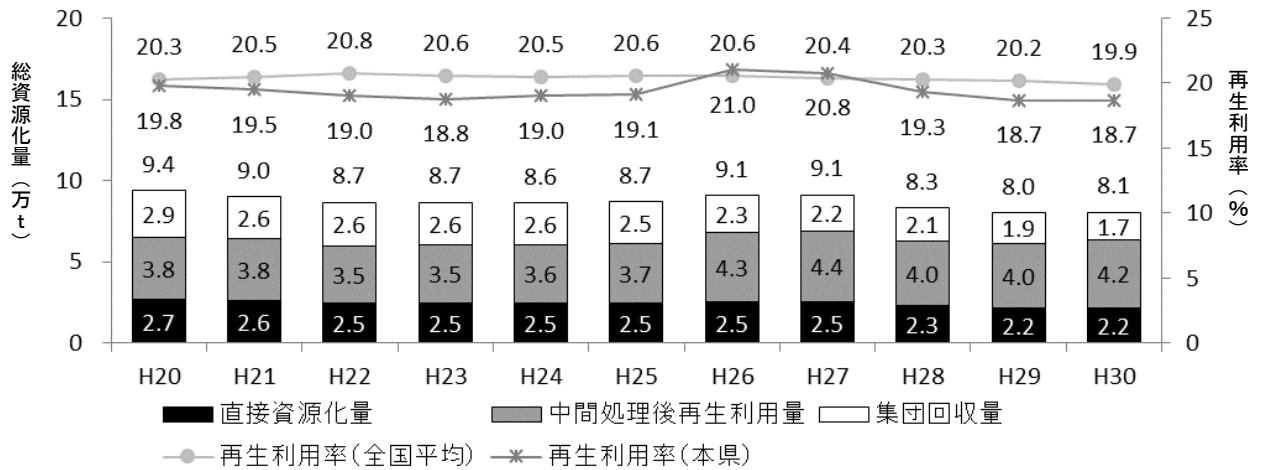
(2) 総資源化量・再生利用率

総資源化量は、平成28年度から約8万tで推移しています。再生利用率（リサイクル率）は、平成27年度から再び低下しています。

近年、総資源化量の減少や再生利用率の低下がみられた背景には、容器の軽量化や集団回収量の減少、紙媒体の減少、スーパーマーケット等の小売店舗における店頭回収¹⁰の増加等の影響があると推測されます。

¹⁰ スーパーマーケット等の小売店舗が店舗前で実施する自主的な資源回収の取組をいう。

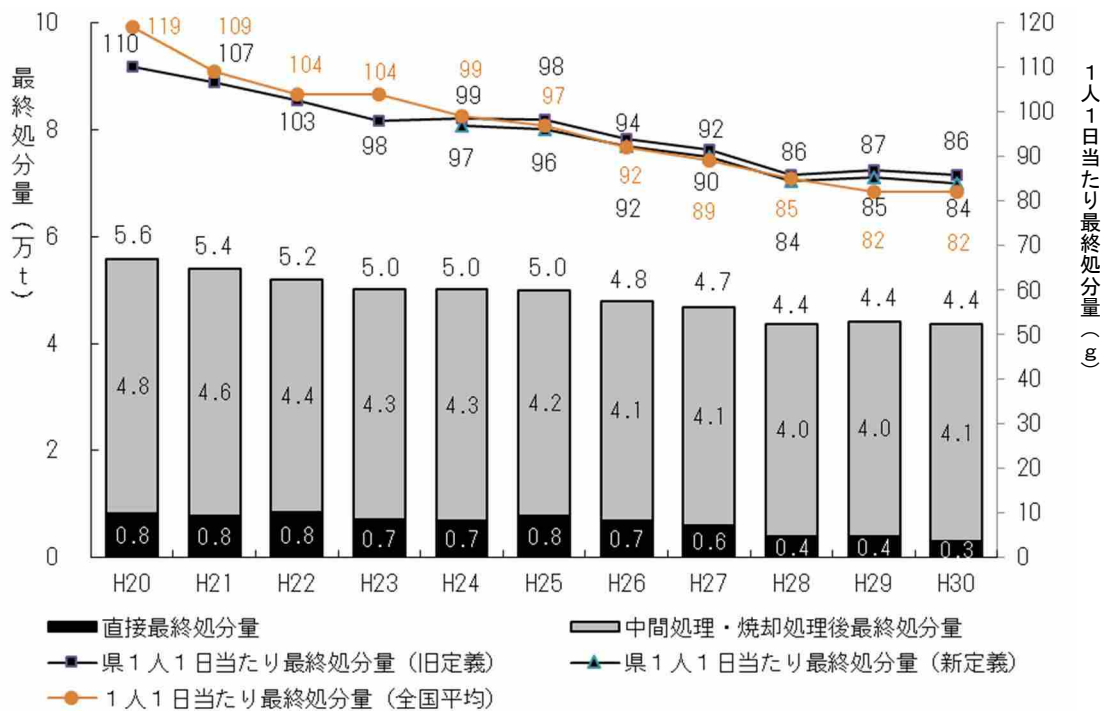
図表3 一般廃棄物の再生利用率等の推移



(3) 最終処分量

最終処分量および1人1日当たり最終処分量は、平成28年度までは減少傾向にありましたが、平成29年度以降は横ばいとなっています。

図表4 一般廃棄物の最終処分量の推移

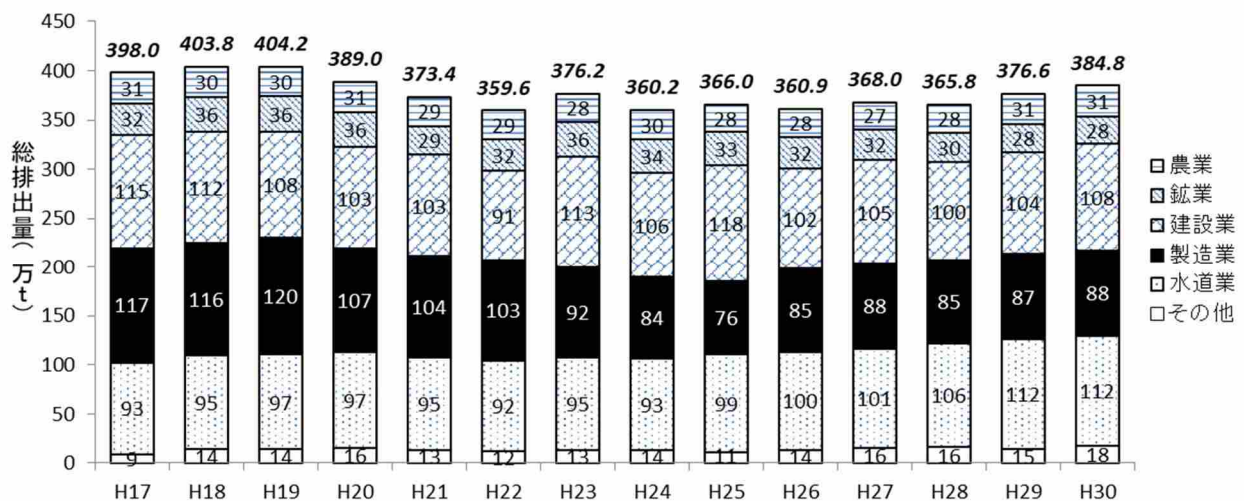


2 産業廃棄物

(1) 排出量

産業廃棄物の総排出量は、景気動向に左右される面がありますが、平成 21 年度以降、微増微減を繰り返しており、平成 30 年度には 384.8 万 t となっています。業種別では、水道業（下水道業を含む）、建設業、製造業が大半を占めています。

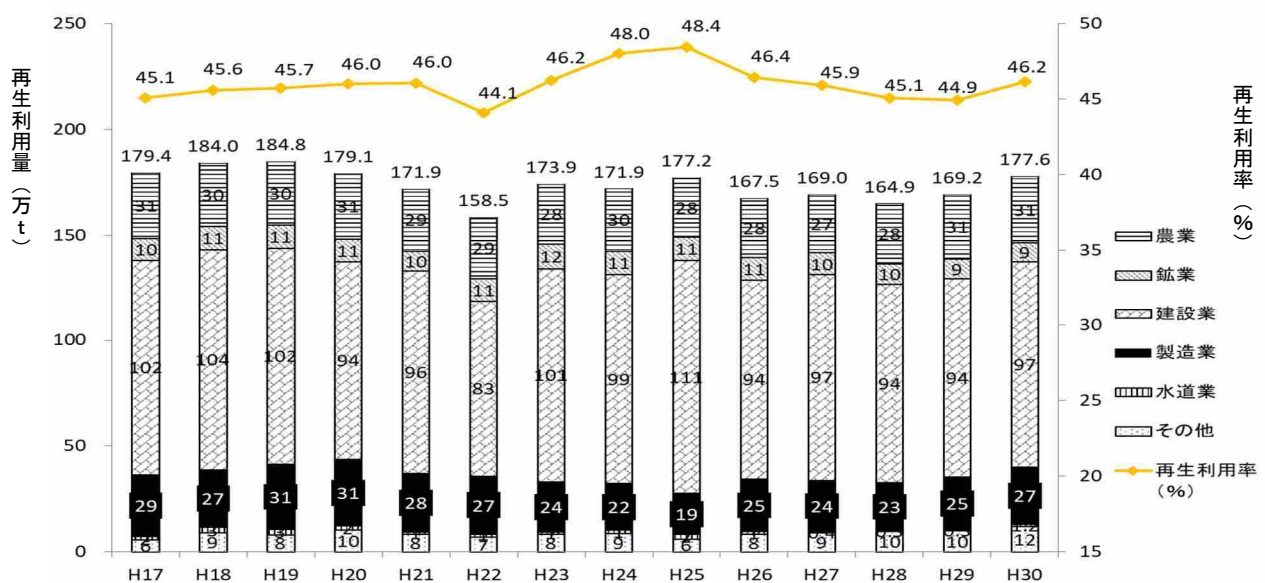
図表 5 産業廃棄物の排出量の推移



(2) 再生利用量

産業廃棄物の再生利用量は、平成 23 年度以降、微増微減を繰り返しています。再生利用率は、平成 26 年度以降、低下傾向でしたが、平成 30 年度は増加に転じています。

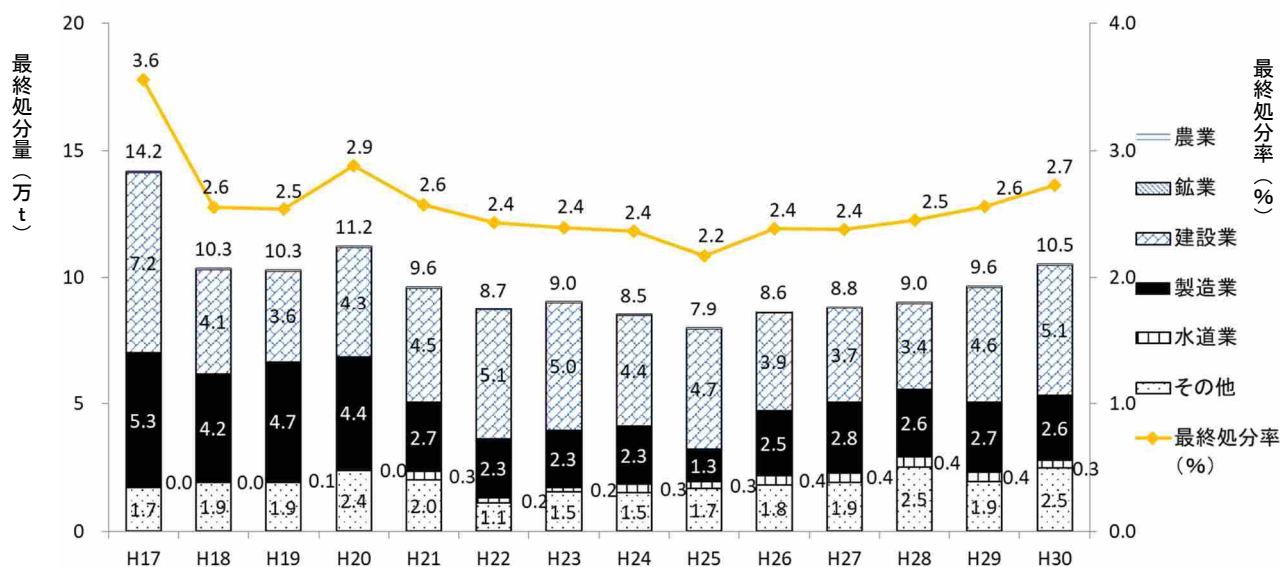
図表 6 産業廃棄物の再生利用量の推移



(3) 最終処分量

産業廃棄物の最終処分量および最終処分率は、平成21年度以降、微増微減を繰り返していますが、近年は上昇傾向にあります。

図表7 産業廃棄物の最終処分量の推移



第2節 第四次滋賀県廃棄物処理計画の達成状況

第四次計画（H28～R2）の目標に係る数値の推移は、以下のとおりです。

図表8 第四次計画の数値目標の達成状況

<減量に係る目標>

① 一般廃棄物

| 目標項目 | 単位 | 実績値 | | | | | | | 目標値 | 達成状況 | |
|------------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | | R2 |
| 1人1日当たり ごみ排出量 | g | 876 | 880 | 851 | 843 | 831 | 830 | 834 | 837 | 820 | 未達成 |
| 1人1日当たり 最終処分量 | g | 97 | 96 | 92 | 90 | 84 | 85 | 84 | 84 | 82 | 未達成 |

② 産業廃棄物

| 目標項目 | 単位 | 実績値 | | | | | | | 目標値 | 達成状況 | |
|-------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | | R2 |
| 最終処分量 | 万t | 8.5 | 7.9 | 8.6 | 8.8 | 9.0 | 9.6 | 10.5 | 10.2 | 7.4 | 未達成 |

<取組に係る目標>

| 目標項目 | | 実績値 | | | | | | | | 目標値 | 達成状況 |
|--------------------------------------|---|------|------|------|------|------|------|------|------|-------------------|------|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | |
| マイバッグ持参率 (レジ袋辞退率) | % | 51.6 | 89.2 | 89.7 | 89.9 | 89.5 | 89.6 | 89.4 | 90.1 | 80以上 (計画期間中) | 達成 |
| 滋賀県災害廃棄物処理計画の策定 | - | - | - | - | - | - | 策定 | - | - | 計画策定 (平成29年度) | 達成 |
| 定点観測による 散在性ごみ個数 | 個 | 16 | 11 | 13 | 10 | 12 | 11 | 10 | 10 | 11.3以下 (計画期間中) | 未達成 |
| 電子マニフェスト利用率 | % | 32.6 | 36.8 | 39.6 | 43.5 | 44.9 | 49.3 | 52.4 | 54.3 | 50以上 (計画期間中) | 未達成 |
| 廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率 ※一廃処理施設含む | % | 99.7 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 (計画期間中) | 達成 |
| 産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率 | % | 86.4 | 89.1 | 85 | 86.8 | 86.1 | 89.8 | 88.9 | 79.3 | 85以上 (計画期間中) | 未達成 |

<参考指標>

① 一般廃棄物

| 参考指標項目 | | 実績値 | | | | | | | | 目標達成時に見込まれる将来値 |
|--------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|----------------|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
| 総排出量 | 万t | 45.4 | 45.7 | 44.1 | 43.8 | 43.1 | 43.0 | 43.3 | 43.5 | 42.5 |
| 総資源化量 | 万t | 8.6 | 8.7 | 9.1 | 9.1 | 8.3 | 8.0 | 8.1 | 7.7 | 9.5 |
| 再生利用率 | % | 19.0 | 19.1 | 21.0 | 20.8 | 19.3 | 18.7 | 18.7 | 17.8 | 22.4 |
| 最終処分量 | 万t | 5.0 | 5.0 | 4.8 | 4.7 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.3 | 4.3 |

② 産業廃棄物

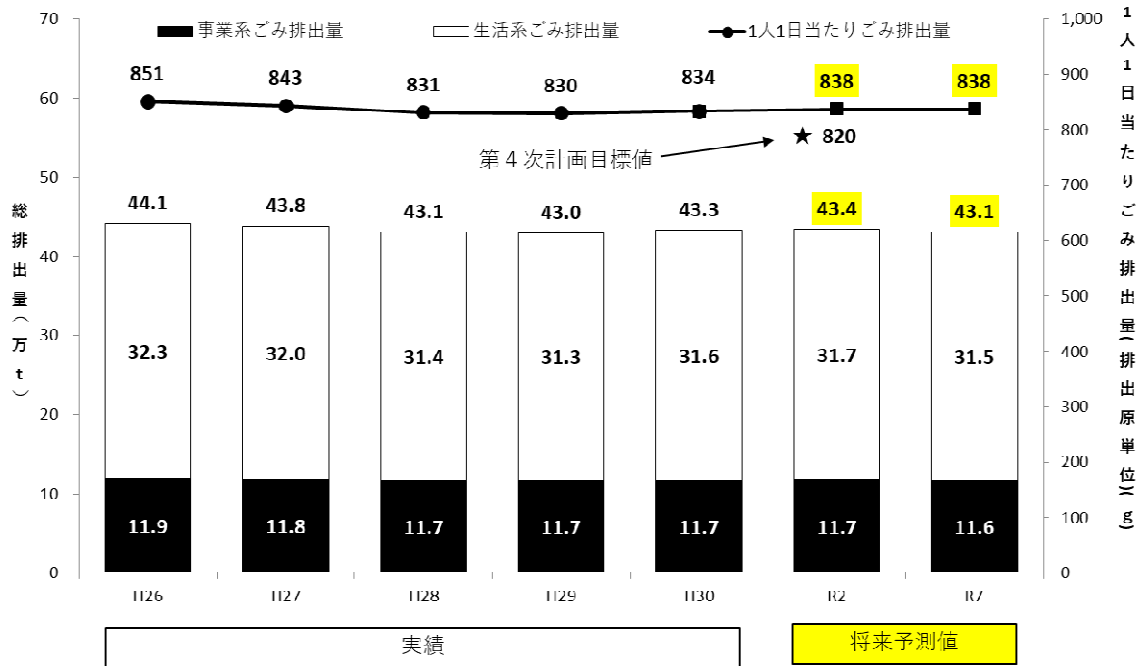
| 参考指標項目 | | 実績値 | | | | | | | | 目標達成時に見込まれる将来値 |
|--------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------------|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
| 総排出量 | 万t | 360 | 366 | 361 | 368 | 366 | 377 | 385 | 376 | 365 |
| 発生量 | 万t | 199 | 202 | 201 | 204 | 195 | 202 | 211 | 204 | 203 |
| 再生利用量 | 万t | 172 | 177 | 167 | 169 | 165 | 169 | 178 | 173 | 177 |
| 再生利用率 | % | 48 | 48 | 46 | 46 | 45 | 45 | 46 | 46 | 49 |

第3節 本県における廃棄物排出量および処理量に係る将来推計

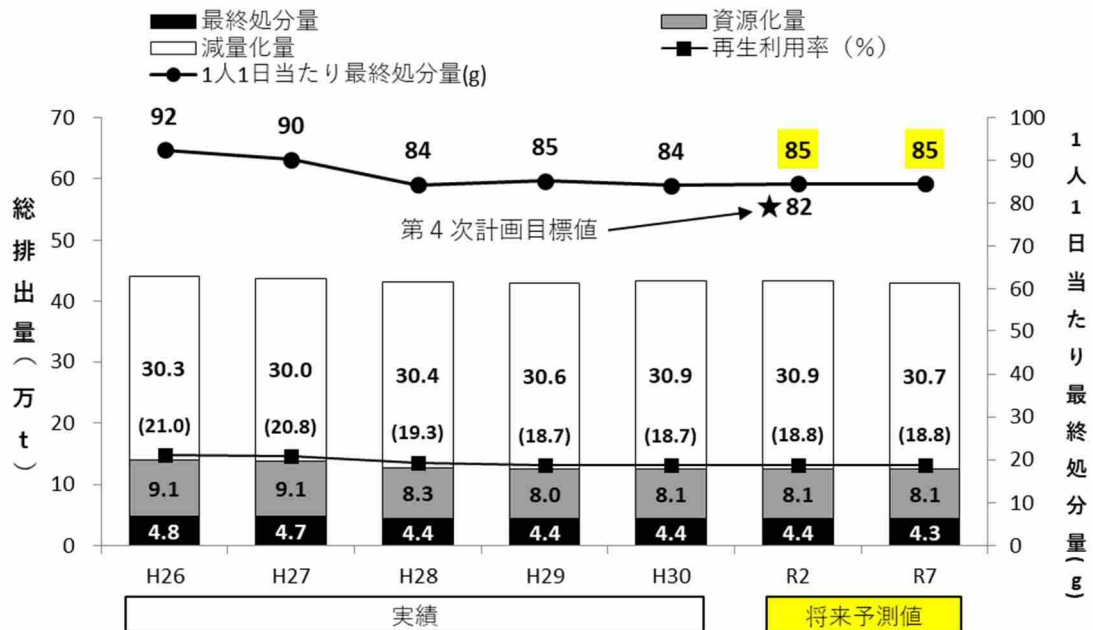
1 一般廃棄物

一般廃棄物の総排出量および処理量は、近年の傾向が継続するものと仮定すると令和7年度に総排出量は約43.1万t、処理量の内訳は、減量約30.7万t、総資源化量約8.1万t、最終処分量約4.3万tと推計されます。

図表9 一般廃棄物の排出量の将来見込み



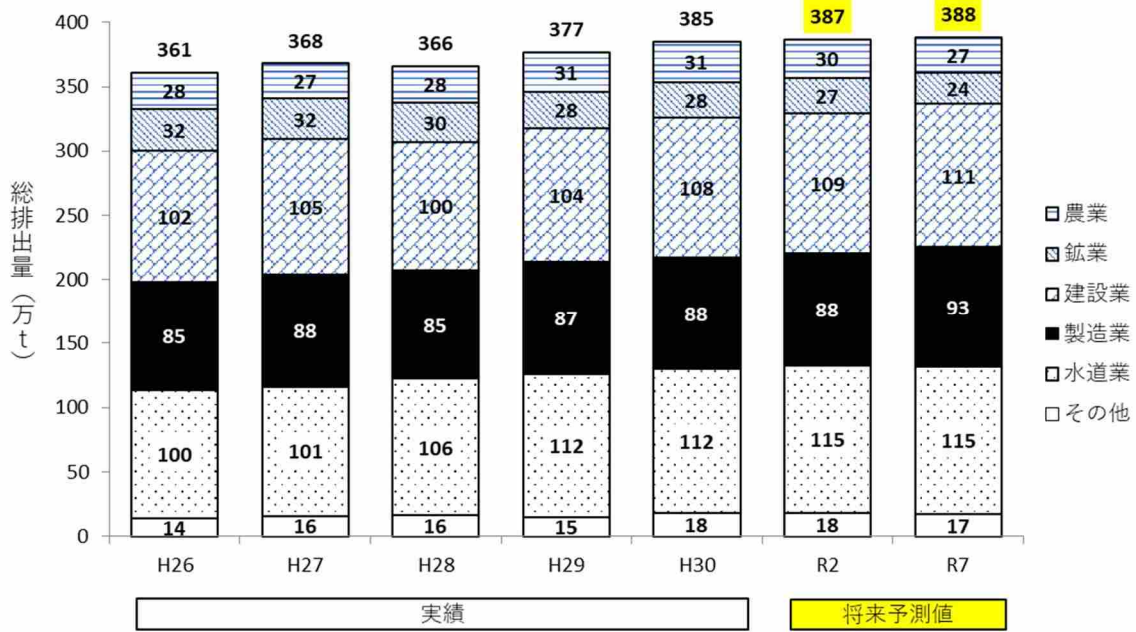
図表10 一般廃棄物の処理量の将来見込み



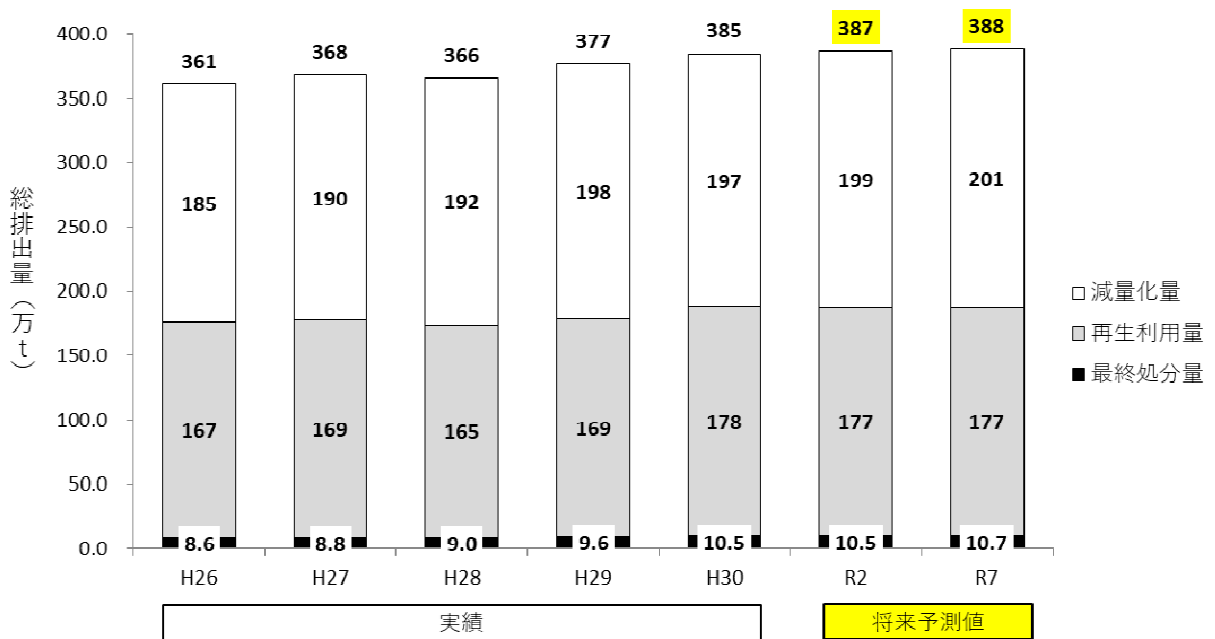
2 産業廃棄物

産業廃棄物の総排出量および処理量は、近年の傾向が継続するものと仮定すると令和7年度に総排出量は約388万t、処理量の内訳は、減量約201万t、再生利用量約177万t、最終処分量約10.7万tと推計されます。

図表 11 産業廃棄物の排出量の将来見込み



図表 12 産業廃棄物の処理量の将来見込み



第3章 計画の基本方針

◆ 多様な主体との一層の連携・協働による総合的な取組の推進

本県では、かつて石けん運動とそれに続く富栄養化防止条例の制定により、栄養塩が削減され、赤潮の発生が抑えられたように、琵琶湖を中心とした環境の保全に向けて、県民、NPO、事業者、行政など多様な主体による協働の取組が進められてきました。

具体的には、石けん運動をはじめとする県民の努力、富栄養化防止条例の制定等による排出規制、下水道等環境インフラの整備などの公共事業、事業者による技術開発と排出削減等により、水環境が改善されました。

このような取組に見られる、多様な主体の協働、パートナーシップによって経済発展と環境保全を両立させた総合的な取組を、本県では「琵琶湖モデル」と呼んでいます。

そこで、廃棄物分野においても「琵琶湖モデル」を活用し、県民、NPO等の団体、事業者、行政など多様な主体が、廃棄物の諸課題を自分ごとと捉え、適切な役割分担のもと、廃棄物の減量・削減に向けて実践取組を進めることで全県的なムーブメントにつながるよう、一層の連携・協働を図り、総合的な取組を進めていくこととします。

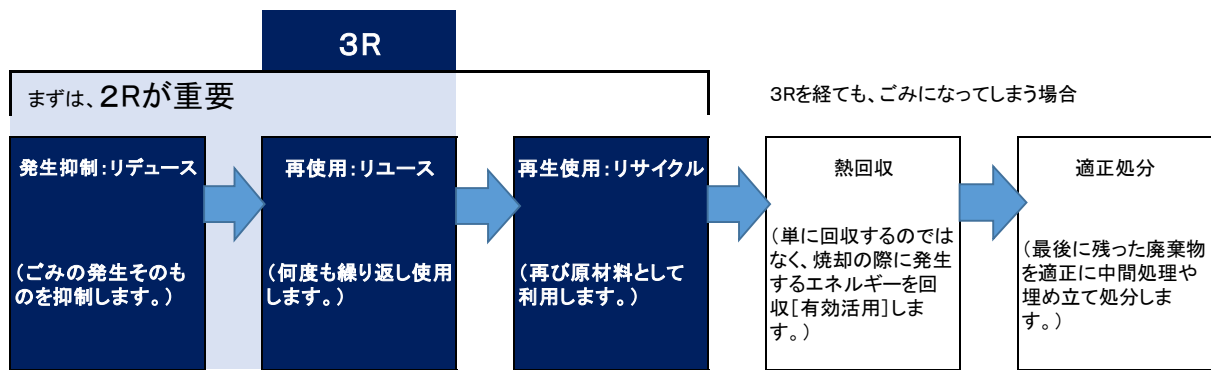
◆ 循環型社会の実現に向けた3R（リデュース・リユース・リサイクル）および環境負荷低減の取組の推進

第四次計画では、2R（リデュース・リユース）の取組強化およびリサイクルの推進に取り組んできましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響やアジア各国の輸入規制により、プラスチックをはじめ排出実態や資源循環に変化等が生じるなど、これまで以上に資源の有効活用の観点が重要になってきています。

このため、本計画において、ごみ減量に向けて過剰な使用を避けるリデュース等を徹底した上で、それでも使用が必要な場合にはリサイクルなど有効活用を図る発想により、引き続き2Rを重視した3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を進めていくこととします。

また、3Rの推進とともに、「プラスチック資源循環戦略」が掲げる“3R+Renewable（再生可能資源への代替）”の基本原則に賛同し、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックの代替使用の促進などを通じて、温室効果ガスを削減することでCO₂ネットゼロ¹¹に寄与するとともに、環境負荷を低減していきます。

¹¹ CO₂などの温室効果ガスの人為的な排出を減らし、森林などの吸収源を確保することで、温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を図ること。



図表 13 ごみ処理の優先順位 [イメージ図]

◆ 安全・安心な生活を支える廃棄物の適正処理の推進

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加など、気候変動およびその影響が全国各地で現れており、災害発生時における災害廃棄物処理を適正に対応していくとともに、円滑な処理体制の構築など、災害を前提とした平時からの備えが求められています。

また、処理施設等の監視指導や不法投棄の撲滅に向けた対策の徹底、排出事業者や処理業者に対する普及啓発などを通じて、県民の安全・安心な生活を支えていくため、不断の取組を進めていきます。

第4章 計画の目標

第1節 目標設定の考え方

第3章の基本方針を踏まえ、令和7年度までの計画期間内に実現を図るべき廃棄物の「減量に係る目標」および主な「取組に係る目標」を設定します。

一般廃棄物および産業廃棄物の減量に係る数値目標およびその水準は、これまでの本県の廃棄物の処理実績に基づく将来予測や国の廃棄物処理法基本方針、第四次循環型社会形成推進基本計画などに定められた目標を踏まえて設定します。

そのほか、減量に係る目標の達成に向けた取組を進める上で、全体的な資源循環の状況を毎年度把握する必要があることから、このための指標として「参考指標」を設定します。

第2節 目標等

<減量に係る目標>

一般廃棄物については、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に当たって、県民一人ひとりの取組が重要となることから、「1人1日当たりごみ排出量」と「1人1日当たり最終処分量」を目標項目とします。

産業廃棄物については、更なる減量および再生利用を推進することが重要であることから、「最終処分量」を目標項目とします。

① 一般廃棄物

◆ 1人1日当たりごみ排出量

県内市町の一般廃棄物処理計画等の目標を参考に、令和7年度において県全体で目指すべき値として、804g（将来予測値比約4%減）とする排出量の削減目標を設定しました。

| 目標項目 | | 実績値 | | 将来予測値 | 目標値 |
|------------------|---|---------------|--------------|--------------|--------------|
| | | H30 (2018) | R1 (2019) | R7 (2025) | R7 (2025) |
| 1人1日当たり ごみ排出量 | g | 834 | 837 | 838 | 804 |

また、本県の「1人1日当たりごみ排出量」の少なさを全国と比較すると、平成26年度は全国4位でしたが、徐々に順位を上げて、平成28年度に初めて全国2位となつてからは同じ順位を維持しています。しかし、平成26年度から全国1位を維持している長野県には及ばず、平成30年度には3位の京都府が838gと削減を進めてきており、本県との差はわずか4gまでに縮まってきています。

図表 14 近年の1人1日当たりの一般廃棄物ごみ排出量が少ない上位5団体

| | H26 | | H27 | | H28 | | H29 | | H30 | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|------|-----|
| 1位 | 長野県 | 838 | 長野県 | 836 | 長野県 | 822 | 長野県 | 817 | 長野県 | 811 |
| 2位 | 沖縄県 | 844 | 沖縄県 | 841 | 滋賀県 | 831 | 滋賀県 | 830 | 滋賀県 | 834 |
| 3位 | 熊本県 | 846 | 滋賀県 | 843 | 熊本県 | 843 | 京都府 | 843 | 京都府 | 838 |
| 4位 | 滋賀県 | 851 | 熊本県 | 847 | 京都府 | 845 | 埼玉県 | 858 | 神奈川県 | 845 |
| 5位 | 佐賀県 | 886 | 京都府 | 877 | 沖縄県 | 854 | 神奈川県 | 858 | 埼玉県 | 858 |
| 全国平均 | | 947 | | 939 | | 925 | | 920 | | 919 |

出典：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」（H26～H30 年度実績）

本計画では、循環型社会の形成や廃棄物減量を通じた温室効果ガスの削減はもとより、環境先進県としてのブランドイメージの地位の再確認のためにも、全国1位を達成できる値（チャレンジ目標値）として設定しました。

目標達成に向けて、新型コロナウイルスの影響によるごみ排出等の実態を把握しつつ、基本方針に基づき、プラスチックごみや食品ロス削減など、ターゲットを明確にした効果的な施策を推進します。

◆ 1人1日当たり最終処分量

上記「1人1日当たりごみ排出量」の目標値に基づき、「1人1日当たり最終処分量」を令和7年度において82g（将来予測値比約4%減）とします。

| 目標項目 | | 実績値 | | 将来予測値 | 目標値 |
|------------------|---|---------------|--------------|--------------|--------------|
| | | H30 (2018) | R1 (2019) | R7 (2025) | R7 (2025) |
| 1人1日当たり 最終処分量 | g | 84 | 84 | 85 | 82 |

② 産業廃棄物

経済動向の影響を受けやすいものの、事業者による3Rの取組を推進し、排出量の抑制と再生利用率を向上させることにより、「最終処分量」を令和7年度において9.8万t（将来予測値約8%減）とします。

| 目標項目 | | 実績値 | | 将来予測値 | 目標値 |
|-------|----|---------------|--------------|--------------|--------------|
| | | H30 (2018) | R1 (2019) | R7 (2025) | R7 (2025) |
| 最終処分量 | 万t | 10.5 | 10.2 | 10.7 | 9.8 |

<取組に係る目標>

本計画に掲げる主な取組について、次のとおり目標を設定しました。

| 目標項目 | | 実績値 | | 目標値 |
|--|----|---------------|----------------|-----------------------|
| | | H30 (2018) | R1 (2019) | R7 (2025) |
| マイバッグ持参率 ※1 (レジ袋辞退率) | % | 89.4 | 90.1 | 85以上 (計画期間中) |
| 【新】県内のマイボトル使用 可能な給水等スポット数 ※2 | 箇所 | 21 | 23 | 100 |
| 【新】食品ロス削減を認知し て削減に取り組む消費者の 割合 ※3 | % | — | (2020) 78.3 | 80以上 |
| 【新】「三方よしフードエコ推 奨店」の累計登録店舗数 ※4 | 店 | 102 | 118 | 300 |
| 【新】市町災害廃棄物処理 計画の策定率 | % | 21.1 | 42.1 | 100 (令和6年度までに) |
| 【新】「環境美化の日」を基 準とした環境美化運動参加 者数 ※5 | 人 | 266,195 | 231,814 | 1,200,000 (計画期間累計) |
| 【新】優良産廃処理業者認 定数 ※6 | 件 | 160 | 181 | 270 |
| 廃棄物処理施設や産廃処 分業者への立入検査実施 率 | % | 100 | 100 | 100 (計画期間中) |
| 産業廃棄物不法投棄等の 発生年度内解決率 ※7 | % | 88.9 | 79.3 | 85以上 (計画期間中) |

※1 実績値は、「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」の協定締結事業者のうち、無料配布中止実施事業者の全店舗のレジ袋辞退率（レジ袋辞退人数÷レジ通過人数×100）の合計を全店舗数で割った数値により算出。令和2年7月のレジ袋有料義務化を踏まえ、目標値は、協定締結事業者の全店舗のレジ袋辞退率として算出し、新たな事業者との締結を前提に設定しているため、実績値を下回っている。

※2 県内において、有料・無料問わず、マイボトルに給水、給茶等をサービスする店舗や場所。（実績値は関西広域連合「マイボトルスポットMAP」事業における滋賀県内に掲載されているスポット数。）

※3 食品ロスが問題となっていることを認知しており、かつ、実際に食品ロス削減に取り組んでいる消費

者の割合。(R1実績値欄の数値は令和2年度滋賀県廃棄物処理計画に係る県民アンケート調査結果。)

※4 三方よしフードエコ推奨店制度に基づき食品ロス削減の取組を実践している店舗の累計登録店舗数。

※5 滋賀県ごみの散乱防止に関する条例に基づく5月30日、7月1日および12月1日の「環境美化の日」を基準日として県下全域を対象にした清掃活動の参加者数。(24万人/年相当)

※6 通常の業の許可基準に加えて、事業実績と遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組、電子マニフェスト、財務体質の健全性等をクリアした産廃処理業者を廃棄物処理法に基づき認定した数。(令和元年度末の全体許可業者3,769者の内数)

※7 新たに発生した不適正処理事案の年度内解決率。

<参考指標>

減量に係る目標の達成に向けた取組等を進めるうえで、全体的な資源循環の状況を毎年度把握するための「参考指標」に<減量に係る目標>の達成時において見込まれる将来値を記載します。

① 一般廃棄物

| 参考指標項目 | | 実績値 | | 将来予測値 | 目標達成時に見込まれる将来値 |
|--------|----|---------------|--------------|--------------|----------------|
| | | H30 (2018) | R1 (2019) | R7 (2025) | R7 (2025) |
| 総排出量 | 万t | 43.3 | 43.5 | 43.1 | 41.3 |
| 総資源化量 | 万t | 8.1 | 7.7 | 8.1 | 7.7 |
| 再生利用率 | % | 18.7 | 17.8 | 18.8 | 18.5 |
| 最終処分量 | 万t | 4.4 | 4.3 | 4.3 | 4.2 |

② 産業廃棄物

| 参考指標項目 | | 実績値 | | 将来予測値 | 目標達成時に見込まれる将来値 |
|--------|----|---------------|--------------|--------------|----------------|
| | | H30 (2018) | R1 (2019) | R7 (2025) | R7 (2025) |
| 総排出量 | 万t | 385 | 376 | 388 | 385 |
| 発生量 | 万t | 211 | 204 | 211 | 209 |
| 再生利用量 | 万t | 178 | 173 | 177 | 176 |
| 再生利用率 | % | 46 | 46 | 46 | 46 |

第5章 計画の目標達成に向けた施策の方向性

第1節 目標達成に向けた重点取組・施策

1 プラスチックごみの発生抑制等の推進

【現状と課題】

世界では、プラスチックごみが河川等を通じて内陸から海へ流れ込み、生態系を含めた環境の悪化をもたらしており、大きな課題となっています。

こうした中、国では「プラスチック資源循環戦略」が策定され、ワンウェイプラスチック製容器に頼るライフスタイルの変革を促すことを目指し、令和2年7月にレジ袋有料化が義務付けられるなど、プラスチックごみ削減に対する各種取組が進められており、CO₂排出量の削減による気候変動の抑制効果も期待されています。

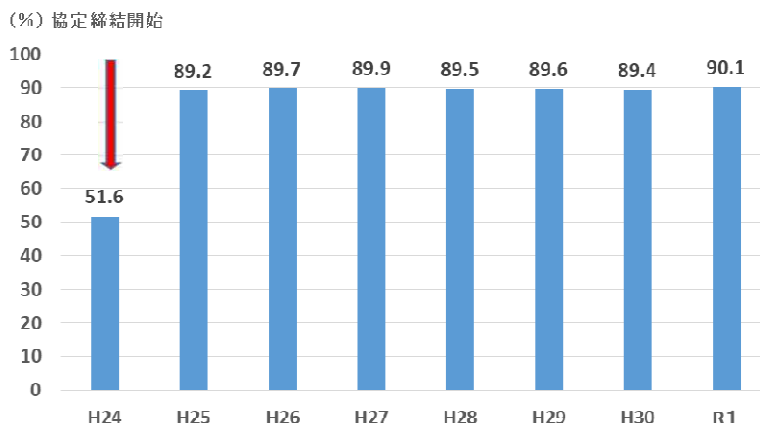
本県では、これまで3Rの推進や散在性ごみ対策に取り組み、プラスチックごみ削減を行ってきたところですが、依然として社会生活や事業活動によって流出するプラスチックごみが琵琶湖に蓄積するなどの課題があり、マイクロプラスチックも検出されている状況にあります。

マイクロプラスチックの影響については、現在まだ分かっていないことが多くありますが、水環境中からマイクロプラスチックだけを取り除くことは困難であり、プラスチックごみとなる前段階での対策が重要です。

こうしたことから、令和元年8月に、事業者、県民団体、行政を構成員とする「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」（以下「協議会」という。）と県との連名で、「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言」を行い、これまでの取組を生かしつつ、プラスチックごみゼロを目指して、より一層取り組んでいくこととし、令和3年3月には県民や事業者等のプラスチックごみ削減の手引きとなる「滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指針」を策定しました。

| 協定内容 | 締結事業者数(実施店舗) |
|--------------|--------------|
| 無料配布中止 | 29事業者(196店舗) |
| 削減取組(辞退呼びかけ) | 10事業者(255店舗) |

図表15 「レジ袋削減の取組に関する協定」締結状況(R2.3.31現在)



図表16 レジ袋辞退率の推移

【施策の方向性】

(3Rの推進)

- レジ袋削減を一層推進するため、協議会におけるマイバッグ携帯の啓発を行うとともに、「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」への食料品小売店以外をはじめとした新たな事業者の参加を促進します。
- マイボトル等の利用促進を図るため、関西広域連合や事業者等と連携し、マイボトル等への飲料提供が可能な店舗情報の提供を行うとともに、マイボトル等への給水、給茶等が可能な店舗・場所を増やす取組等を推進します。
- ワンウェイプラスチック製品の使用の削減を図るため、協議会等と連携し、プラスチック製のストローやスプーン等の使用削減の啓発を実施するとともに、顧客への提供方法を改めるための検討など、効果的な削減に向けた取組を行います。
- プラスチック製品の使用に関し、安易に廃棄することなく繰り返し使うなど再使用を促進するため、協議会等と連携し、リユースの重要性や身近な実践事例等を周知するなど、リユース推進に係る効果的な啓発を実施します。
- 家庭および事業所から排出されるプラスチックごみ等の再生利用を進めるため、市町や事業者等と連携し、地域特性や事業活動に応じた分別の徹底について意見交換を行うとともに、優良取組事例を紹介するなど普及啓発を実施します。

(プラスチック代替製品の使用促進)

- 紙、木材、バイオマス由来の生分解性プラスチックなど、従来の化石燃料由来プラスチックよりも環境に配慮した素材を活用した製品（以下「プラスチック代替製品」という。）の使用を促進するため、協議会等と連携し、県民に対しプラスチック代替製品に関する情報提供を行うとともに、普及を図る取組を推進します。

コラム

【脱プラスチックへ！プラスチック代替製品の開発】



森の資源研究開発事業により試作された木製遊具

木材は再生可能な資源であり、木材の利用は森林が持つ多面的機能の持続的な発揮や循環型社会の形成に寄与します。

本県では、県産材を利用した新たな製品の開発等を行う団体に助成を行うなど、化石燃料由来のプラスチックの代替となる、地域資源である木材の利用促進を図っています。

(散在性ごみ対策)

- 令和元年6月に実施した守山市赤野井湾再生プロジェクトと連携した湖底ごみの回収調査結果を踏まえ、琵琶湖へのプラスチックごみの流出を防止するため、プラスチックごみの散在防止や環境美化活動の効果的な実施について検討を行うとともに、県民、事業者、市町等と連携・協働し、継続して取組を推進します。

(総合的な対策の検討)

- プラスチックごみによる湖岸の美観・景観の保全や生態系等への影響、琵琶湖のマイクロプラスチックによる生態系等への影響、プラスチックの焼却等による温室効果ガスの排出量の増加など、プラスチックごみが及ぼす幅広い課題に対応するため、中長期的な視点に立ち、3Rの推進および適正処理の徹底に向けた国の動向を注視しつつ、市町と情報交換を行い、庁内連携会議等を活用し関係部局と連携しながら、総合的な対策を検討します。

コラム

【滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言】

プラスチックごみや食品ロスへの関心の高まってくる中、国は「プラスチック資源循環戦略」の策定、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行などを行いました。

本県においても、ごみを出さないライフスタイルへの転換を目指して、県民、事業者、団体、行政等が役割を分担し、互いに連携・協力しながら、循環型社会の形成に向けた取組を積極的に行い、SDGsの目標達成に貢献していくことを目的に、令和元年8月28日に、「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」と県との連名で、「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言」を行いました。

これまで協議会では、事業者、県民団体、行政が「レジ袋削減の取組に関する協定」を締結し、レジ袋の無料配布中止等に取り組むとともに、マイバッグ持参運動、「三方よしフードエコ推奨店」制度、店舗での啓発キャンペーンなどを通じて、プラスチックごみや食品ロスの削減を目指してきました。

宣言に伴う今後の具体的な取組について、協議会の構成団体をはじめ幅広く意見を聴き連携・協働しながら推進していきます。



滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言

2 食品ロス削減の推進

【現状と課題】

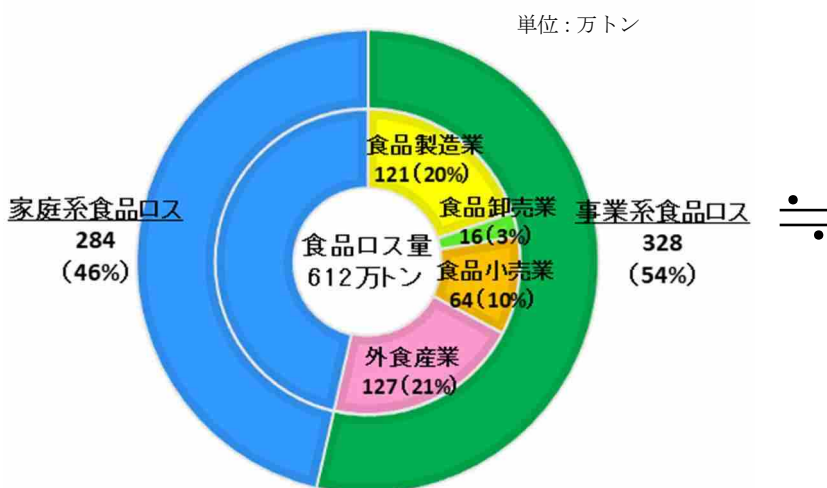
我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。日本の食料自給率は低く、食料の多くを海外からの輸入に依存する中、世界では深刻な飢えや栄養不良で苦しむ多くの人々が存在しており、食品ロスの削減は真摯に取り組むべき課題です。

国は、食品ロスの削減を総合的に推進するため、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）を制定し、食品ロスの削減を「国民運動」として位置付けるなど、削減の機運はますます高まっています。

本県では、これまで協議会を中心に、事業者、関係団体、学識経験者、国・県・市町等の関係者が連携協力を図りながら、近江商人たちが昔から大切にしていた売り手よし・買い手よし・世間よしの「三方よし」の精神をもとに、食品ロスを減らす県民運動「三方よし!!でフードエコプロジェクト」を立ち上げ、食品ロス削減への各種取組を進めてきました。

令和元年8月にはプラスチックごみ削減と同時に、協議会と県との連名で、「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言」を行い、一層の食品ロス削減に向けて令和3年3月に「滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定しました。

図表 17 全国の食品ロス量（H29 推計）



(出典：農林水産省資料)

国民1人当たり食品ロス量

1日 約 132 g

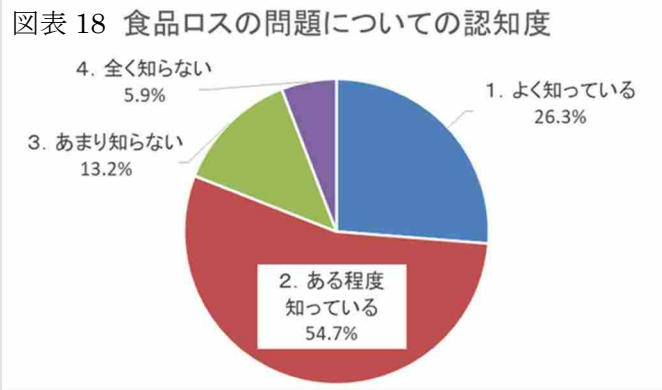
※茶碗1杯のご飯の量に相当

年間 約 48 kg

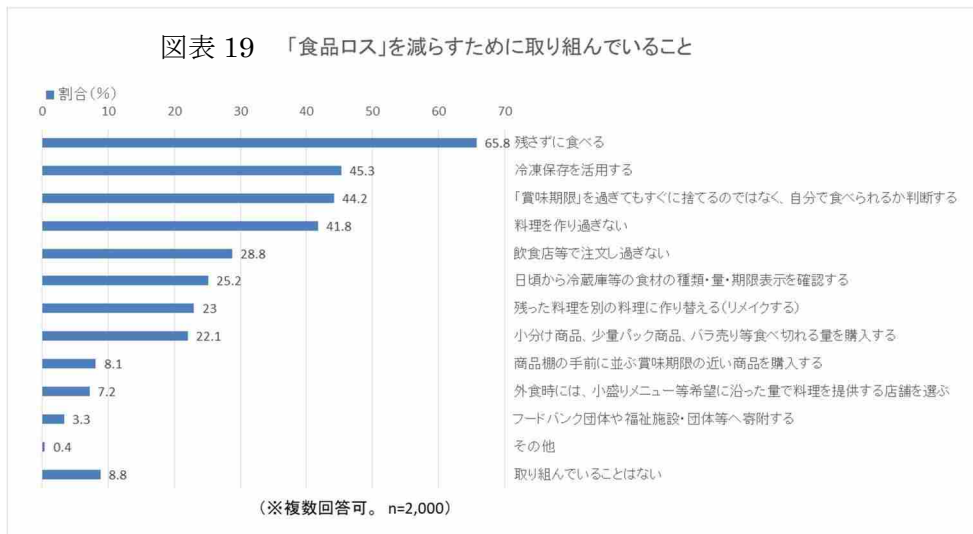
※年間1人当たりの米の消費量

(約 54 kg) に相当





(出典：令和2年度滋賀県廃棄物処理計画に係る県民アンケート調査結果 n=2,000)



(出典：令和2年度滋賀県廃棄物処理計画に係る県民アンケート調査結果 n=2,000)

【施策の方向性】

(知識や意識の向上と具体的な行動の実践)

- 県民や事業者等が食品ロス削減の重要性について理解と関心を深めることができるよう、三方よしフードエコ推奨店制度の周知・登録店舗の拡大や発信力のある企業など多様な主体との連携・協力による効果的な普及啓発を図るとともに、消費者教育や食育ボランティア、学校教育との連携をより一層推進します。
- 県民や事業者等による食品ロス削減の実践取組が促進されるよう、食品ロス削減のための先進的な取組について表彰を行うとともに、全国の優良事例を収集し、様々な機会を捉えて、幅広い世代に向けて情報を提供・発信します。
- 食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロス削減の効果的な推進を図るため、事業活動における食品ロスの未然防止等の取組に対する各種支援を行うとともに、県ホームページや広報誌等の各種媒体を通じて、事業

者の取組に対する消費者の理解の促進に努めます。

(食品ロスの発生量等の実態把握)

- 食品ロス削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、本県における食品ロスの発生量や内容、発生要因等の把握に努めます。
- 食品ロスを自分の問題として捉えられるよう、食品ロスの見える化を図るとともに、県民等の意識や取組の実態に関する調査並びにその効果的な削減方法等に関する調査を推進します。

(未利用食品を有効活用する仕組みづくり)

- フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者への支援などの観点からも有意義な取組であることから、県民に対してフードバンク活動への理解を促進します。
- 県民や事業者等から、未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受け、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われるよう、関係者相互の連携の強化を図ります。

コラム

【フードドライブをご存知ですか】

フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動を指します。備蓄食品などで賞味期限が近づいてきた場合、「食べきる」以外にもフードドライブの実施や参加という方法もあることをお忘れなく。



フードドライブで集まった食品

3 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築

【現状と課題】

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加など、気候変動およびその影響が全国各地で現れており、災害発生時における災害廃棄物処理に適正に対応していくとともに、災害を前提とした平時からの備えが求められています。

本県では、東日本大震災や熊本地震等の地震災害および豪雨災害などを踏まえ、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、県民の生活環境の保全および公衆衛生上の支障の防止を図るとともに、早期の復旧・復興を図ることなどを定めた、「滋賀県災害廃棄物処理計画」を平成 29 年度に策定しました。

当該計画において、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うためには、平時からの備えとして、市町による災害廃棄物処理計画の策定が重要であるとされていますが、令和元年度末現在で県内市町の計画策定済団体は 8 市町に留まっており、早期の計画策定が必要です。

併せて、災害発生後には、適正かつ迅速な処理のため、速やかに仮置場を設置する必要がありますが、市町における仮置場候補地の選定が進んでいない状況にあります。

災害発生時における本県の災害廃棄物処理の対応能力や連携体制の向上に向けて、引き続き、災害発生後の訓練を実施するとともに、平時からの災害廃棄物の円滑な処理体制の構築のための施策・取組が重要です。

| 策定済団体数 | 策定率 |
|--------|-------|
| 8 | 42.1% |

図表 20 県内 19 市町における災害廃棄物処理計画策定済団体数および策定率（R2.3.31 現在）

図表 21 想定される地震別の災害廃棄物発生量および仮置場必要面積

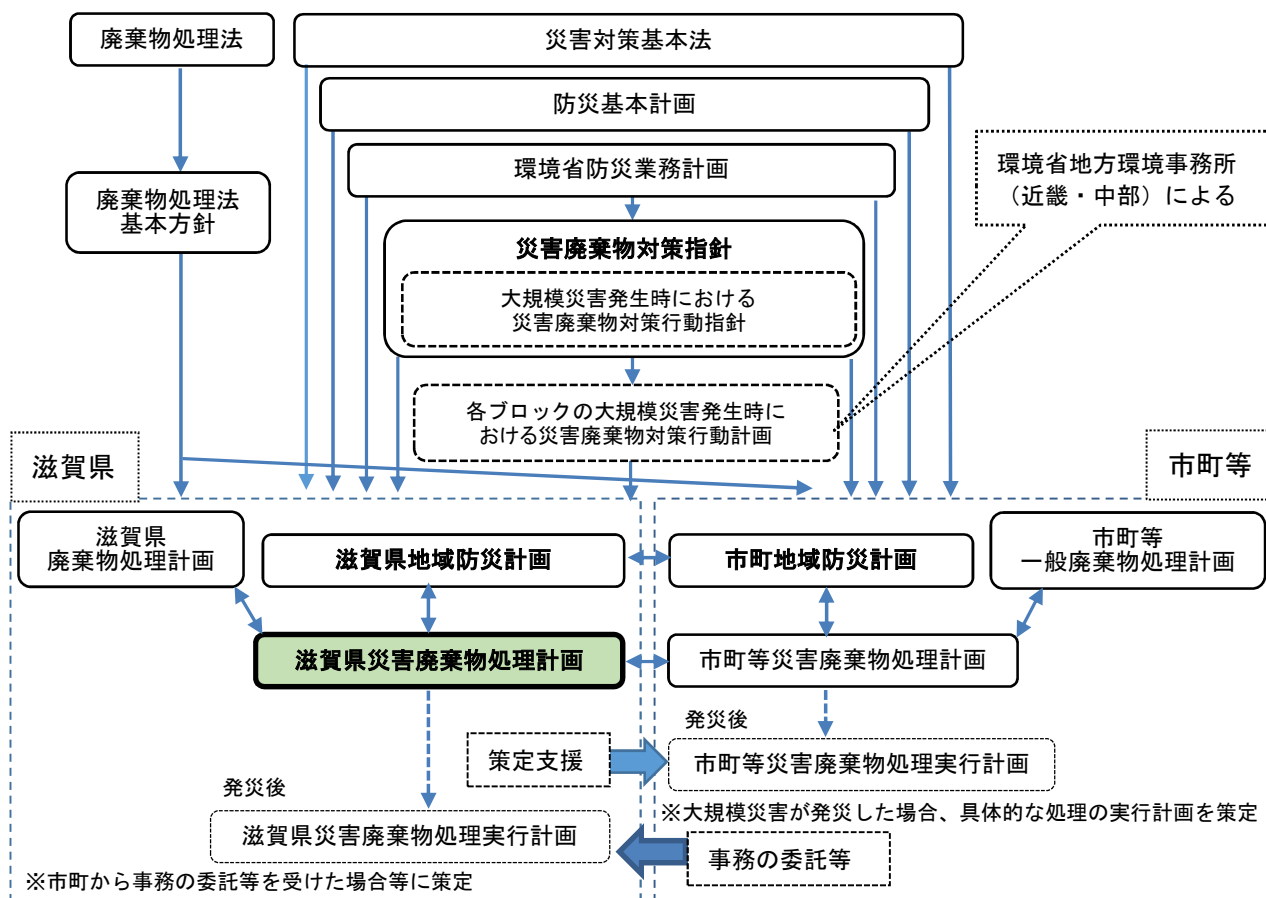
| 地震名 | 災害廃棄物発生量 | 一次仮置場必要面積※1 | 二次仮置場必要面積※2 | |
|-----------|------------|-------------|-------------|--------|
| 内陸活断層地震 | 琵琶湖西岸断層帯 | 402.5万t | 121.5ha | 61.5ha |
| | 花折断層帯 | 187.0万t | 56.8ha | 31.7ha |
| | 木津川断層帯 | 49.4万t | 15.3ha | 14.4ha |
| | 鈴鹿西縁断層帯 | 103.0万t | 31.9ha | 22.1ha |
| | 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 | 100.3万t | 30.6ha | 20.0ha |
| 南海トラフ巨大地震 | 123.1万t | 38.6ha | 27.8ha | |

※1 一次仮置場とは、災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管を行う場所のこと。一次仮置場必要面積は、市町ごとに必要な一次仮置場面積を合算したもの。

※2 二次仮置場とは、一次仮置場から搬出した災害廃棄物の保管・分別や、仮設の破碎・選別機等を設置して処理を行う場所のこと。二次仮置場必要面積は、ブロック（大津・南部・甲賀・東近江・湖東・湖北・高島）ごとに必要な二次仮置場面積を合算したもの。

（出典：滋賀県災害廃棄物処理計画（H30.3 策定））

図表 22 滋賀県災害廃棄物処理計画の位置づけ



【施策の方向性】

(市町災害廃棄物処理計画の策定の促進)

- 各市町において災害廃棄物処理計画の策定を促進するため、市町職員を対象とした勉強会の開催や有識者を招いた研修会への参加を促すなどの支援を行います。

(早期の仮置場候補地選定への支援)

- 市町による早期の仮置場候補地の選定に資するため、仮置場候補地の選定状況を把握するとともに、候補地選定を行った市町の先進事例の共有や個別市町の要望を踏まえた県有地等に係る必要な調整を行います。

(多様な主体との連携による災害廃棄物処理体制の向上・確保)

- 災害発生時における本県の災害廃棄物処理の対応能力や連携体制の向上を図るため、引き続き図上訓練を行うとともに、これまでの実施結果を踏まえ、内容を工夫しつつ、効果的・効率的な実施を図ります。

- 大規模災害発生時に備え、平時から県域を越えた広域処理体制を確保するため、引き続き、国主催の「大規模災害発生時廃棄物対策ブロック協議会（近畿および中部）」に参画するなど、国や他府県等との連携を図ります。

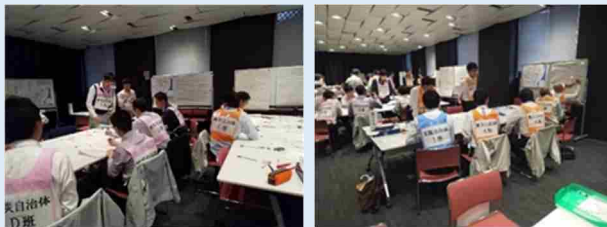
(滋賀県災害廃棄物処理計画の見直しの検討)

- 国の知見や「滋賀県災害廃棄物対策検討会議」における有識者等からの助言、図上訓練の実施結果等を踏まえ、必要に応じて、滋賀県災害廃棄物処理計画およびマニュアルを見直します。

コラム

【市町や協定締結団体等が参加する災害廃棄物処理の図上訓練】

本県では、平成 30 年度から、災害廃棄物処理への対応能力および関係主体間の連携体制の向上を図ることを目的に、市町、県および協定締結団体（滋賀県産業資源循環協会、滋賀県環境整備事業協同組合）が参加し、図上訓練を行っています。参加者は、過去の大規模災害を例に、被災市町の職員役となり、災害廃棄物の発生量の推計や市町で対応しきれない場合の県や協定締結団体への支援要請の方法などについて演習します。こうした訓練を積み重ね、改善を図りながら、各主体間の連携が円滑に行えるよう、滋賀県災害廃棄物広域処理業務マニュアルなどの運用の実効性を高めていきます。



研修におけるグループワーク

第2節 その他目標達成に向けた不断の取組・施策

1 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組の推進

（1）一般廃棄物

【現状と課題】

（リデュース）

容器包装廃棄物については、協議会において、マイバッグ持参等によりレジ袋を断ること（リフューズ）による容器包装廃棄物の削減を推進するため、平成25年2月に事業者、県民団体、市町、県の間で「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」を締結し、同年4月より全県域でレジ袋の無料配布中止等の取組を実施しています。

マイバッグ持参率（レジ袋辞退率）は90.1%（令和元年3月末）となり、第四次計画の目標値（80%）は達成していますが、食品関連売場以外での取組やレジ袋以外の容器包装廃棄物の削減が課題です。

食品ロスについては、平成29年度の発生量は、国全体で約612万t（事業系約328万t、家庭系約284万t）と推計されています。また、市町等の一般廃棄物焼却処理施設に搬入される一般廃棄物の厨芥類（生ごみ）のうち3割から4割程度が食品ロスであると言われています。

※第1節の「1 プラスチックごみの発生抑制等の推進」、「2 食品ロス削減の推進」についても参照

（リユース）

市町村が収集する粗大ごみの1～2割が中古品として使用可能な物と言われています。こうした製品を再使用し、廃棄物の発生量を削減するリユースをより一層促進する必要があります。

県内でも、粗大ごみから使用可能なものをリユース品として選別して希望する住民に販売・譲渡する取組を実施する市町や、不用品の交換に関する情報提供やリユースイベントに取り組む市町もありますが、まだ一部の市町に留まっています。

また、ビールびんや一升びん、牛乳びん等、洗って再使用するリターナブルびんは、年々利用率が減少傾向にありますが、使い捨て容器に比べて環境負荷が低く、地球温暖化対策、3R対策の一体的な取組を進める上で有効であるため、その利用を見直す必要があります。

（リサイクル）

家庭や事業所から排出される廃棄物のうち、その多くを紙類が占めていますが、この中には再生利用されることなく焼却されているものがあります。可能な限り資源化を推進するためには、再生利用が可能な紙ごみ等の分別・回収の徹底が必要です。

また、近年、食品トレイやペットボトル、紙パック、古紙などの店頭回収の取組が行われ、その利便性から店頭回収を利用する県民も増えていると推察されます。こうした現状を踏まえ、市町による行政回収に限らず、店頭回収や地域における集団回収など多様な資源回収ルートの利用促進を図る必要があります。

また、近年、一般家庭等から排出される不用家電品等を無料で回収する業者が散見されますが、その中には、市町の許可や委託を受けておらず、廃棄物処理法および小型家電リサイクル法、家電リサイクル法に抵触する疑いのあるものも見られることから、こうした不用品回収業者への対応も課題となっています。

(グリーン購入)

グリーン購入とは、製品等の購入時に、まず購入の必要性を十分考え、品質や価格、利便性、デザインだけでなく、環境に配慮された製品等を優先的・選択的に購入する行為で、ごみ減量、リサイクル推進、省資源・省エネルギーなどに幅広く効果のある取組です。

県では、このグリーン購入推進のため、一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワークへの支援を行っています。同ネットワークの会員団体数は467団体（令和2年9月15日現在）まで増加しましたが、近年概ね横ばいで推移しており、引き続きグリーン購入の普及拡大に向けた取組が必要です。

【施策の方向性】

(リデュースの推進に係る普及啓発)

- 市町や事業者、県民団体等と連携し、協議会において「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施するほか、県と市町が連携しながら、家庭での減量化取組事例の紹介を行うなど県民が身近に感じられるごみ減量の実践に向けた普及啓発を実施します。
- 県内市町のリデュース施策の取組状況やごみ処理有料化を含めた取組事例などの情報提供や助言を通じて、市町におけるリデュース施策を支援します。

(リユースの推進)

- 市町が行うリユース品の交換等を促進する取組に係る情報や民間団体等が開催するフリーマーケットの開催情報等を県民等に情報提供することにより、多様な主体が取り組む様々なリユースの取組を促進します。
- 市町と連携しながら、ウェブサイト等でリユースショップや修理取扱店の情報提供を実施します。
- 県民等によるリユース品の積極的な利用促進を図るため、市町と連携しながら、県民等に対してリユースの重要性や身近な実践事例等を周知するなどリユース推進に係る普及啓発を実施します。
- 市町と連携しながら、物を廃棄せず修理（リペア）しながら再使用するこ

とを促すため、県民等に対して普及啓発を実施します。

- 県内市町のリユース施策の取組状況や他県等の先進事例などの情報提供を実施するほか、国が作成した「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」に基づく助言等を通じて市町におけるリユース施策を支援します。

(リサイクルに係る普及啓発)

- 市町と連携しながら、家庭および事業所から排出される一般廃棄物における紙ごみ等の資源ごみの再生利用を進めるため、分別の徹底について県民への普及啓発を実施します。

コラム

【リサイクルの先進事例：鹿児島県大崎町】

ごみのリサイクル率が全国平均の約4倍の82%、12年連続日本一である大崎町は、町全体でリサイクルの徹底を行っています。当初、将来のごみ処理費用負担を検討した結果、町民の意識改革によるリサイクルしか選択肢がなかったようですが、「衛生自治会」を分別に対応する組織として再編し、共同分別方式の採用など、町民が主役となり町とともに、様々な工夫を行い実践してきました。今では分別品目は27品目にも及びますが、町では当然のこととして定着しています。現在、各自治体からの視察が絶えず、町はリサイクルシステムの“輸出”を始めています。「リサイクル」の意識改革の成果は、国内外へと「循環」し始めているようです。

(多様な資源回収ルートの利用促進)

- 行政回収や集団回収のほかに、協議会等と連携し、その利便性等から資源回収の一つのルートとして定着しつつある店頭回収における資源回収状況を把握するとともに、回収システムおよび実施店舗に係る情報を県民に周知し、その利用を促進します。
- 県内市町のリサイクル施策、古紙や廃食用油などの資源回収の取組状況、他県等の先進事例などの情報提供を通じて、市町におけるリサイクル施策を支援します。

(各種リサイクル法の適正な運用)

- 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、小型家電リサイクル法、自動車リサイクル法の各種リサイクル法に基づく資源化等の取組が進められるよう周知を図るとともに、所管する関係法令に基づき必要な指導等を行います。

(小型家電リサイクル制度に係る普及啓発等)

- 使用済小型家電の回収を実施する市町による取組を支援するため、制度の目的や回収方法等について情報提供を実施します。
- 市町と連携しながら、小型家電製品や家電製品などの不用品回収業者について、県民に向けて注意喚起に努めるとともに、県および市町で情報交換を行います。

(グリーン購入の推進によるごみの削減)

- 一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワークの活動支援や県民、事業者への普及啓発を通して、県民や事業者が物品を購入する際に必要な物を必要な量だけ購入する消費行動や詰め替え製品の購入など容器や包装ができるだけ少ない物の購入に努めるとともに、リサイクル製品等の環境への負荷の小さい環境配慮型製品を優先的に購入するなど、グリーン購入の普及拡大を進めます。
- 県の物品等の調達においても「滋賀県グリーン購入基本方針」に基づき、容器や包装ができるだけ少ないものやリサイクル製品等などの購入に引き続き努めます。

(2) 産業廃棄物

【現状と課題】

(リデュース)

産業廃棄物の総排出量は近年概ね横ばいとなっていますが、将来予測によるとやや増加が見込まれています。業種別では、製造業や建設業、水道業からの排出量がやや増加する見込みです。産業廃棄物の排出量は景気動向に左右される面もありますが、引き続き企業等における発生抑制の取組を促していく必要があります。

(リサイクル)

平成30年度の産業廃棄物の再生利用量は178万t、再生利用率は46%であり、平成29年度の169万t、45%に比べて上昇しましたが、近年は概ね横ばいとなっています。有効利用率も平成30年度には91%となるなど産業廃棄物のリサイクルは相当程度進んだものといえます。しかしながら、国民スポーツ大会等(令和7年度開催予定)に係る施設整備や公共施設等の老朽化対策等が中長期的に見込まれるほか、下水道普及率上昇に伴い下水汚泥の排出量がやや増加しており、これらの再生利用等の取組も課題と考えられます。

産業廃棄物のリサイクルに関する施策として、県ではリサイクル製品の利用促進を図る制度を運用していますが、今後も引き続き適正な認定製品を増やしつつ、

県の公共工事での利用のほか、市町および民間での利用を促進する必要があります。また、産業廃棄物の資源化を行う事業者の自主的な取組の支援も引き続き必要と考えられます。

(各種リサイクル法)

容器包装、家電、食品、建設、自動車の分野ごとのリサイクル法に基づき、事業者、国民、国、都道府県、市町村等がそれぞれの役割分担のもとでリサイクルに取り組んできました。そして、平成25年には新たに小型家電リサイクル法が施行され、現在県内では全ての市町が取組を進めていますが、今後も引き続き小型家電回収の促進に向けた取組が必要です。

【施策の方向性】

(産業廃棄物の発生抑制等に係る研究開発等の支援)

- 産業廃棄物の発生抑制・資源化に係る研究開発および施設設備の整備を行う県内事業者等を支援するとともに、当該研究開発を通じて開発・改良された製品の販路開拓を促進するため、産業廃棄物減量化支援事業を引き続き実施します。
- 再生利用の向上および最終処分量の削減を図るため、ICT技術等を活用し、廃棄物の分別やリサイクル体制の高度化に取り組む事業者に対し、新たな支援を検討します。

(多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定および同計画に基づく発生抑制等)

- 多量排出事業者に対して産業廃棄物処理計画の策定を指導し、また、処理計画書および処理計画実施状況報告書をウェブサイトで公表することにより、多量排出事業者による発生抑制・再生利用・適正処理等の自主的な取組を促進します。また、提出された処理計画書および実施状況報告書をもとに、排出量の推移や業種別の排出状況の傾向等の分析を行い、事業者等への情報提供等により取組を支援します。

(排出事業者に対する普及啓発)

- 産業廃棄物の排出事業者に対して、ウェブサイトや業界団体等が開催する講習会等の機会を通じて産業廃棄物の自主的な減量化の取組の先進事例を紹介するなど、発生抑制に係る普及啓発を実施します。

(滋賀県リサイクル認定製品の利用促進)

- 「滋賀県リサイクル認定製品」の認定により、リサイクル製品の充実を引き続き進め、リサイクル産業の育成を進めます。

- 物品調達または事業を行う際に、認定製品を率先して使用し、または購入するよう引き続き努めます。また、市町に対して認定製品の利用を促進するための技術的助言および情報提供を実施するほか、県民および県内の事業者に対しても、認定製品の利用が促進されるよう情報提供を実施します。

(各種リサイクル法の適正な運用)

- 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、小型家電リサイクル法、自動車リサイクル法の各種リサイクル法に基づく資源化等の取組が進められるよう周知を図るとともに、所管する関係法令に基づき必要な指導等を行います。〈再掲〉
- 食品関連事業者等において食品廃棄物の資源化等の取組が行われるよう、食品リサイクル法や国が開催する食品リサイクルに係るセミナー等の情報提供を実施します。
- 産業廃棄物のリサイクルを推進するため、優良事例の紹介やリサイクル技術などの情報提供等により、排出事業者および中間処理業者によるリサイクルを促進します。

2 廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物

【現状と課題】

(一般廃棄物処理施設)

気候変動や大規模災害に対応するため、老朽化した廃棄物処理施設の更新・改良とともに、エネルギー効率の高い施設への転換を進めつつ、広域圏での処理体制を構築することが重要であり、平成30年6月策定の国の「廃棄物処理施設整備計画」や施設整備に係る国の支援制度（循環型社会形成推進交付金）でも、この方向性が示されています。

県内の処理施設において、熱回収や発電設備が導入されつつありますが、より一層の温室効果ガスの排出削減を図るためには、新設や更新を予定する市町や一部事務組合の処理施設において、引き続きエネルギー回収率を高める設備の導入を促進する必要があります。

また、大規模災害への対応については、平成29年3月策定の「滋賀県災害廃棄物処理計画」等に基づき取組を進めてきましたが、現在および将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で、処理施設も含めた安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要です。

(一般廃棄物処理施設の監視指導)

適正な維持管理のもとで廃棄物が適正に処理されない場合、県民の生活環境のみならず円滑な廃棄物処理に重大な影響を及ぼすことから、廃棄物処理法等に基

づき、処理施設への立入検査等の監視指導に引き続き取り組む必要があります。

(公共関与による最終処分場)

稼働中の県内の一般廃棄物最終処分場は 17 施設あり、残余容量は 549,291 m³ となっています(令和元年 12 月末現在)。また、県内の一般廃棄物の最終処分量約 4.4 万 t の約 5 割は、大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場に搬入されています。引き続き廃棄物の適正処理に不可欠であることから、最終処分場の確保が必要です。

(水銀廃棄物等)

平成 29 年 8 月に発効した水銀に関する水俣条約では、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すこととしており、廃棄の段階においては、水銀廃棄物について環境上適正な方法で管理することが必要です。

また、大型の家財やリチウムイオン電池など市町等の処理場では対応が困難な廃棄物(以下「処理困難物」という。)について、適正に処理を行う必要があります。

【施策の方向性】

(一般廃棄物処理施設の整備等)

- 一般廃棄物の適正処理に必要な体制を確保するため、循環型社会形成推進地域計画の策定等に係る技術的助言や一般廃棄物処理施設の技術動向などの情報提供を実施するほか、施設整備に必要な財政措置を国に要請するなど、市町や一部事務組合が行う一般廃棄物処理施設の新設や更新などの施設整備を支援します。
- 市町や一部事務組合が一般廃棄物処理施設の新設や更新を行う際に、施設整備の進捗状況にあわせて助言や情報提供を実施し、効率の高いごみ発電や熱利用の導入や地域の防災拠点となり得る施設整備を促進します。
- 県と関係市町等は、県内の一般廃棄物処理施設を通じた温室効果ガスの削減や大規模災害への処理体制の構築に資するため、現在の状況変化や地域の実情等を考慮しながら、中長期的な視点で今後の処理施設の在り方について、滋賀県廃棄物適正管理協議会において、県と関係市町、一部事務組合で情報交換し、検討を行います。

(一般廃棄物処理施設の監視指導)

- 廃棄物処理法等に基づき、処理施設に対する立入検査を行うなどの指導・監督により、処理施設設置に起因する生活環境保全上の支障を未然に防ぎます。また、不適正な事案が発生した場合は、迅速かつ厳正に行政指導や行政

処分を行い、不適正処理の拡大や再発の防止を徹底します。

(公共関与による最終処分場の確保)

- 一般廃棄物の適正な最終処分が行われるよう、引き続き関係府県や市町との連携のもとに大阪湾フェニックス事業に関与します。

(水銀廃棄物等の適正処理)

- 水銀使用製品廃棄物(電池、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計等)をはじめとする水銀廃棄物や処理困難物の回収等の適正処理を進めるため、滋賀県廃棄物適正管理協議会において、研修会を実施するとともに、県と関係市町、一部事務組合で情報提供や意見交換を行います。

(2) 生活排水

【現状と課題】

「滋賀県汚水処理施設整備構想 2016」に基づき、汚水処理施設の整備が進み、令和元年度末において汚水処理人口普及率は98.9%(全国第2位)となり、下水道処理人口普及率は91.1%(全国平均79.7%)となっています。今後は、人口減少などを踏まえた汚水処理施設整備のあり方や維持管理の検討が必要となっています。

浄化槽については、汚水処理未普及の解消を促進するため、単独処理浄化槽や汲み取り便槽の合併処理浄化槽への転換を推進する必要があります。

また、設置から相当年数が経過した合併処理浄化槽の老朽化による機能の低下等が懸念されることから、公共用水域の保全を確保するため、老朽化した浄化槽の更新・改築を推進する必要があります。

し尿処理施設は、汚水処理施設の整備推進に伴って、処理量が減少傾向にありますが、県民の生活環境の保全を図るうえで必要な施設であり、引き続き適正な運用が必要です。

【施策の方向性】

(汚水処理施設整備構想に基づく汚水処理施設の整備等)

- 生活排水の適正処理を図るため、「滋賀県汚水処理施設整備構想」に基づく計画的な下水道や浄化槽などの汚水処理施設の整備を市町等と連携しながら引き続き進めます。

(合併処理浄化槽への転換・老朽化対策・適正な維持管理等の推進)

- 単独処理浄化槽および汲み取り便槽の合併処理浄化槽への転換を推進するため、市町に対して国の交付金を活用しつつ支援を行います。
- 老朽化した合併処理浄化槽の更新・改築を推進するため、市町に対して支援を行えるよう、国に対して要望を行います。

- 市町や関係団体と連携して、浄化槽の適正な維持管理を推進します。

(し尿処理施設の適正な運用)

- し尿処理施設について、計画的に施設の更新等が行われるよう市町や一部事務組合に対し技術的な助言等を行います。また、し尿処理施設の適正な運用について、滋賀県廃棄物適正管理協議会において、県と関係市町、一部事務組合で情報交換し、検討を行います。

(3) 散在性ごみ対策

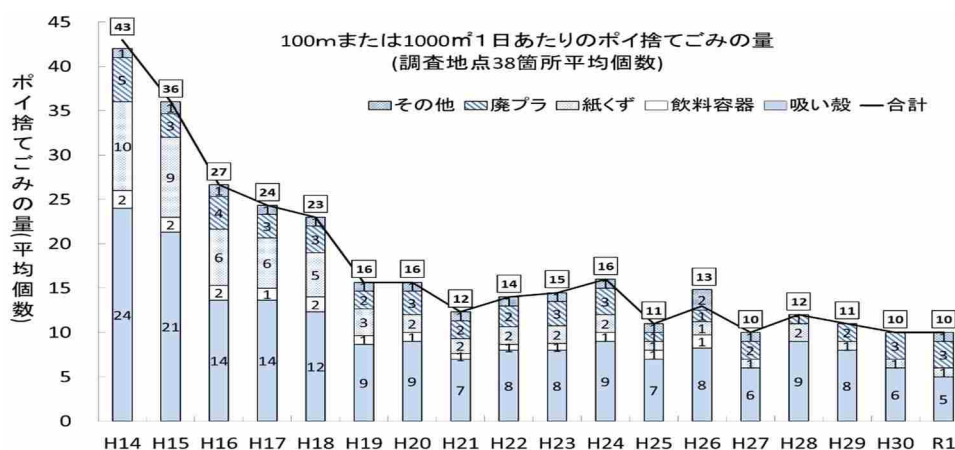
【現状と課題】

本県では、「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」に定める「環境美化の日」を基準日として、県民総参加による県民や企業等による自主的な環境美化活動を実施しています。また、平成12年度に淡海エコフオスター制度を創設し、環境美化推進を図ってきました。さらに、平成14年度には当該条例を改正し、各環境事務所および県庁に環境美化監視員を配置し、巡回・監視・啓発を行ってきたところです。

定例的に特定した地域のごみの散乱状況を定点観測調査として、平成14年度から県内38地点で実施を行ってきたところ、観測地点での散在性ごみの量は減少傾向にあるものの、観光等で本県に来訪する車や人の動き等の状況変化や湖岸漂着物の発生状況などを踏まえ、今後定点観測調査の見直しが必要です。

また、若い世代の環境美化活動等への参加率が低いことも課題となっています。

図表 23 散在性ごみの定点観測調査結果の推移



【施策の方向性】

- 市町、企業および県民等と連携しながら、「環境美化の日」の活動をはじめとする環境美化活動について若い世代の参加等も働きかけながらさらに推進します。
- 淡海エコフオスター制度等の地域主体の環境保全活動を引き続き推進します。

- 環境美化監視員による散在性ごみの未然防止に向けた巡回・監視・啓発を引き続き実施し、市町等と情報の共有を行います。
- より実態に即した状況を把握するため、定点観測調査の観測地点・方法等を検討し、見直します。
- 県民および本県来訪者に対して、県の取組をHPや各種メディア、SNS等を活用し広く周知するとともに、環境美化監視員による街頭でのごみのポイ捨て防止の啓発を行います。

コラム

【県民の想いで続く50年。「美しい湖国をつくる会」】

本県では、7月1日の「びわ湖の日」と、5月30日、12月1日を「環境美化の日」とし、これらの日の前後に県内各地で環境美化活動が行われ、これまで延べ1,200万人が参加しています。活動への参加・実施が継続している背景には、「美しい湖国をつくる会」の存在があります。当会は、昭和45年（1970年）「公害等から琵琶湖を守ろう」とする運動が起こった際、県民が発起人となり翌年結成された団体で、以降県民総ぐるみで県内各地において湖岸や河川の清掃活動などを展開してきました。現在、18市町の構成団体と21の賛同団体が参画し、200ほどの企業から協賛金による支援をいただいております。2021年には発足から半世紀を迎えます。

県民の琵琶湖を想う気持ちから始まったこうした多様な主体による協働の取組は、近江商人の「三方よし」の精神と比肩する「滋賀県らしさ」なのかもしれません。



琵琶湖岸での活動の様子

（4）産業廃棄物

【現状と課題】

（産廃排出事業者に対する指導等）

廃棄物処理における排出事業者の責任は極めて重く、排出事業者は、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められています。今後も排出事業者の責任により適正処理が図られるよう、廃棄物処理法をはじめとする関係法令等の周知等を引き続き徹底する必要があります。

（産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者等への指導等）

廃棄物が適正に処理されない場合、県民の生活環境に重大な影響を及ぼすことから、引き続き廃棄物処理法や「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」（以下「要綱」という。）等に基づき、処理施設設置等に係る事前協議や処理施設等への立入検査に取り組み監視指導を進める必要があります。

また、産業廃棄物の処理の適正化を図るためには優良な産廃処理業者の育成が重要であることから、平成23年4月の廃棄物処理法改正により創設された優良産廃処理業者認定制度の運用・普及に取り組む必要がありますが、一般の許可申請

よりも手続きが複雑であるなどの課題もあります。

（P C B 廃棄物の期限内処理）

ポリ塩化ビフェニルを含む廃棄物（以下「P C B 廃棄物」という。）の処分期間は、P C B 特措法により、高濃度P C B 廃棄物が令和2年度末まで、低濃度P C B 廃棄物が令和8年度末までと定められています。

処分期間内に県内のすべてのP C B 廃棄物を処理するために、県ではこれまで、P C B 特措法に基づく保管等の届出が行われていないP C B 廃棄物等の掘り起こしを実施するとともに、適正処理に向けた指導や広報を実施してきました。

高濃度P C B 廃棄物の処分期間が終了した後も、処理されずに残っている高濃度P C B 廃棄物が存在する場合には、P C B 特措法に基づく改善命令や代執行を実施の上、計画的処理完了期限である令和3年度末までに、県内のすべての高濃度P C B 廃棄物の処分を完了させる必要があります。

（石綿含有廃棄物、廃石膏ボード、水銀廃棄物等の適正処理）

石綿含有廃棄物、廃石膏ボード等は、今後も建物の解体工事等に伴い発生が見込まれますが、これらは健康被害等を及ぼさないよう適切な処理を引き続き徹底する必要があります。

また、一般廃棄物の水銀廃棄物の場合と同様に、産業廃棄物である水銀廃棄物についても、環境上適正な方法で管理することが必要です。

（公共関与による最終処分場）

県内の産業廃棄物最終処分場は、平成30年度末で管理型最終処分場が1施設、安定型最終処分場が7施設あります。最終処分場の残余容量は、管理型が576,706 m³、安定型が25,755 m³となっています。県は、適切な運営が図れるよう、公益財団法人滋賀県環境事業公社のクリーンセンター滋賀（管理型最終処分場）の公共関与を行ってきました。

クリーンセンター滋賀（管理型最終処分場）は、令和5年10月に埋立期間終了（埋立期間15年間）を予定していることから、平成30年度に「産業廃棄物最終処分方向性検討事業」を実施し、産業廃棄物最終処分の今後の方向性について検討を行いました。

その検討結果に基づき、排出事業者や産業廃棄物処理事業者等の関係者の意見を踏まえ、最終処分量の動向やリサイクルの進展等により、従来公共関与が必要とされてきた事情の変化や今後の埋立量および採算性の確保が困難となることが予想されること、整備費用等県の負担金額が大きくなることなど課題等が多いとの理由から、県の公共関与による管理型最終処分場の新たな整備は行わないこととし、「滋賀県における産業廃棄物最終処分の方向性」（令和2年1月20日）を示しました。

(電子マニフェスト)

電子マニフェストは、排出事業者や産廃処理業者にとって情報管理の合理化につながることに加え、廃棄物処理システムの透明化や不適正処理の原因究明の迅速化を図ることができるなどのメリットがあります。

本県における電子マニフェスト利用率は52.4%（平成31年3月末）となり、第四次計画の目標値（50%）は達成しました。また、令和2年4月からは特別管理産業廃棄物の多量排出事業者の電子マニフェスト利用が義務化されるなど、制度面での後押しもあり、今後も利用は広がっていくと思われませんが、引き続き啓発を行っていく必要があります。

(産業廃棄物の県内搬入および県外搬出)

平成30年度実績では54.2万tの産業廃棄物が県外から搬入され、57.1万tの産業廃棄物が県外へ搬出されています。県外からの搬入量のうち約54.2万tが中間処理目的による流入で、内訳の主なものとしてはがれき類約24.8万t、木くず約7.9万t、汚泥約4.6万t、廃油約4.4万t、廃プラスチック類約3.6万tとなっており、そのほとんどが中間処理後に再生利用されているものと推測されます。

【施策の方向性】

(産廃排出事業者に対する指導・普及啓発等)

- 排出事業者の工場や事業場等への立入調査による指導・監督を行うほか、排出事業者を対象とした講習会の開催や情報提供を通して適正処理を徹底します。

(産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者等への指導等)

- 廃棄物処理法や要綱等に基づき、処理施設の設置や処理業の開始にあたっての事前協議や処理施設に対する立入検査を行うなど適切に指導・監督を行うことで、処理施設設置や処理業開始に起因する生活環境保全上の支障を未然に防ぎ、安全で信頼性の高い産業廃棄物の適正処理を推進します。また、不適正な事案が発生した場合は、迅速かつ厳正に行政指導や行政処分を行い、不適正処理の拡大や再発の防止を徹底します。
- 優良産廃処理業者認定制度について令和2年10月に国で開始された手続きの合理化の支援制度等の情報を含めた広報や同制度により認定された産廃処理業者について周知を行うとともに、講習会の開催等を通じて優良な産廃処理業者を育成します。

(PCB廃棄物の確実な期限内処理の実施)

- 処分期間が終了した後も処理されずに残っている高濃度PCB廃棄物につ

いては、P C B特措法に基づく改善命令や代執行を実施の上、計画的処理完了期限である令和3年度末までに、県内のすべての高濃度P C B廃棄物の処分を完了させます。

- 低濃度P C B廃棄物については、処分期間である令和8年度末までに処理を完了させるために、引き続き、P C B特措法に基づく保管等の届出が行われていないP C B廃棄物等の掘り起こしを実施するとともに、適正処理に向けた指導や広報を実施します。
- 県自らが保有する低濃度P C B廃棄物の計画的な処理が進められるよう、庁内での情報共有を図ります。

(石綿含有廃棄物、廃石膏ボード、水銀廃棄物等の適正処理)

- 石綿含有廃棄物、廃石膏ボードについて、建設リサイクル法所管部署とも連携しながら、取組強調月間における合同パトロールなどにより、引き続き適正な処理に係る指導を徹底します。
- 産業廃棄物の水銀廃棄物についても、廃棄物処理法に規定される処理基準の徹底等により、適正な処理を図ります。

(産業廃棄物最終処分の方向性)

- 「滋賀県における産業廃棄物最終処分の方向性」に基づき、先端的なりサイクル等を行う事業者を支援する等により産業廃棄物の最終処分量の一層の削減を図ります。
- 再生利用の向上および最終処分量の削減を図るため、I C T技術等を活用し、廃棄物の分別やりサイクル体制の高度化に取り組む事業者に対し、新たな支援を検討します。〈再掲〉

(電子マニフェストの普及)

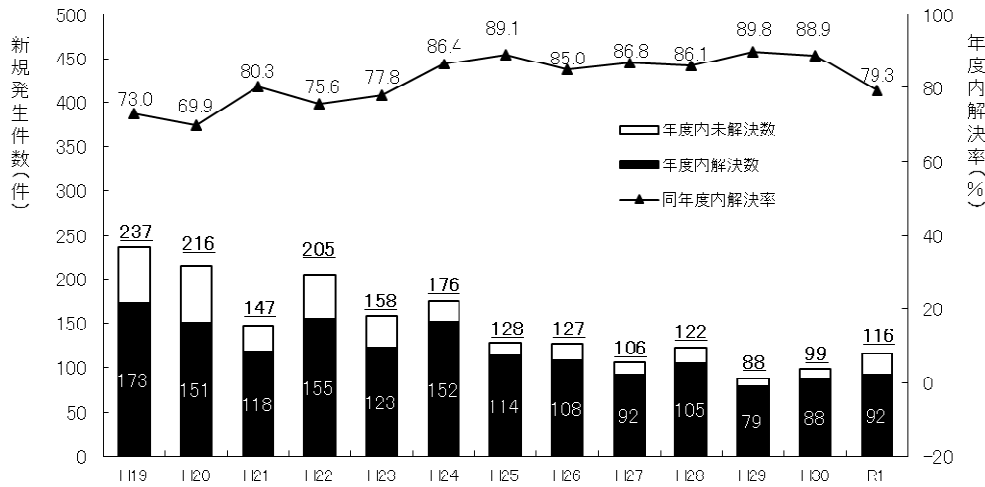
- 電子マニフェストの普及拡大に向け、排出事業者・収集運搬業者・処理業者に対して研修の機会を利用するなどし、働きかけを行い、更なる普及を進めます。

(5) 不法投棄対策等

【現状と課題】

産業廃棄物の不法投棄等は、監視パトロール等により新規発生件数は概ね減少傾向にあるものの、一目につかない場所での事案など、依然として跡を絶たない状況にあり、今後も引き続き不法投棄等を許さない環境づくりや、関係機関と連携して早期発見、早期是正に努めるなど監視指導の徹底に取り組む必要があります。

図表 24 産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数と年度内解決率の推移



【施策の方向性】

- 警察、市町等の関係機関や近隣府県市と連携し、監視パトロールや不法投棄通報 110 番、不適正処理が疑われる箇所へのタブレット端末による迅速な対応、無人航空機（ドローン）による上空監視、監視カメラの活用、建設・解体工事現場での啓発・指導の強化など効果的な監視取締活動により、不法投棄の未然防止対策や早期発見に引き続き取り組みます。
- 早期の問題解決を図るために、不法投棄等発生時に迅速な現地調査と行政指導を行い、必要に応じて行政処分、告発等厳正な対応を行います。
- 地域住民等と協働による原状回復事業の実施や監視・通報体制により、不法投棄等をさせない地域づくりを推進します。
- 土砂等による埋立てを装った廃棄物の不法投棄に関しても情報収集し、監視を行うなど、土砂条例制定自治体や土地開発関係部署と連携して不適正事案の防止に取り組みます。

（6）旧RDエンジニアリング社最終処分場問題への対応

【現状と課題】

旧RDエンジニアリング社の最終処分場における産業廃棄物の不適正処理に起因して、地下水汚染等、生活環境への支障またはそのおそれの確認されましたが、同社の破産手続開始に伴い現場が放置された状態になったことから、廃棄物処理法の規定に基づく行政代執行により対策を講じる必要が生じました。

このため、有害廃棄物の埋設状況や浸透水・地下水の汚染状況等の詳細な調査を行い、地元の同意を得たうえで平成 24 年から対策工事を実施しており、令和 2 年度に完了しました。

今後は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づき策定した特定支障除去等事業実施計画（以下「実施計画」という。）において生活環境

保全上達成すべき目標として定めている、廃棄物の飛散・流出のおそれがないこと、下流地下水が環境基準を超過しないこと、臭気が悪臭防止法等に定める基準を超過するおそれがないことについてモニタリング等を行い、同法および同計画の終期である令和5年3月までに目標の達成を確認する必要があります。

また、対策工事の実施に当たって地元自治会と締結した協定に基づき、住民の意見を聴いたうえで工事完了5年後を目途に対策工の有効性を確認するとともに、その後の跡地の活用について検討していきます。

【施策の方向性】

- 実施計画に定める目標の達成の確認に向けて、2年間の水質調査やガス調査を実施します。また、調査の結果を踏まえて、専門家の助言を受けながら、必要に応じて追加の調査等を実施します。
- 工事の完了後も水処理を継続するとともに、対策工の有効性の確認に向けて旧処分場のモニタリングを継続的に実施します。
- 同様の事案が二度と発生しないよう、この問題の教訓を踏まえて、処理施設への監視指導の徹底や不法投棄等の早期発見・早期対応等に取り組みます。

3 循環型社会の進展につなげる施策の推進

(1) 環境マネジメントシステムおよび県庁率先行動計画の運用

【現状と課題】

県では、地域の大規模な事業者かつ消費者として、県庁自らが環境に配慮した行動を率先して取り組むため、平成10年度に「環境にやさしい県庁率先行動計画（グリーン・オフィス滋賀）」を策定し、全職員参加のもと、省エネルギーや省資源等の取組を推進しています。また、県庁の環境マネジメントシステムにおいて行動計画を主要な取組として位置づけ、そのPDCAサイクルに基づき実践してきました。

今後も環境に配慮した行動を率先して実行し、環境負荷の低減に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

- 滋賀県庁の環境マネジメントシステムおよび県庁率先行動計画（グリーン・オフィス滋賀）を引き続き適切に運営し、県の組織が行う事務事業において環境配慮および環境保全に関する取組を促進します。

(2) 公共施設等の老朽化対策

【現状と課題】

本県の公共施設等（建築物、インフラ施設、公営企業施設）については、高度経済成長期に整備した施設を中心に老朽化が進んでおり、こうした公共施設等が大量に更新されると、解体等に伴う建設廃棄物も増加することになります。

県では、財政負担の縮減・平準化と資産価値の最大化を主なねらいとして、長寿命化対策をはじめとする公共施設等の老朽化対策を進めることとしていますが、長寿命化対策を進めることで施設の更新に伴う工事の発生件数が抑制され、結果として建設廃棄物の発生抑制につながるが見込まれます。

【施策の方向性】

- 「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」に基づき公共施設等の長寿命化対策をはじめとする老朽化対策を推進します。

（３）環境関連産業の振興

【現状と課題】

本県の産業界は、環境保全と経済発展の両立に向けて、高い環境意識のもと早くから環境保全対策を進め、優れた技術や経験を蓄積してきました。

また、本県は、環境と経済の両立を基本理念に掲げるびわ湖環境ビジネスメッセをこれまで実施してきたほか、水環境ビジネスの展開にも取り組んでおり、引き続き環境関連産業の振興に取り組むことは低炭素社会・省エネルギー型社会の実現のためにも重要です。

【施策の方向性】

- 販路開拓・技術開発の支援や海外展開を図る企業等への支援等を通じて、産業と環境が両立した「持続可能な社会」の実現につながる環境関連産業の振興を進めます。

（４）バイオマスの利活用の推進

【現状と課題】

農林水産資源や有機性廃棄物など生物由来のバイオマスや食品廃棄物をはじめとする廃棄物系バイオマスについては、堆肥等の製品、燃料製造、発電、熱等のエネルギーとして幅広い可能性が見込まれています。今後も引き続きこうしたバイオマスの利活用を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

- 「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づき、林内に放置されてきた間伐材等の未利用木質バイオマスの搬出利用を推進するほか、地域でのエネルギー利用に向けた木質バイオマスの利活用の取組を推進します。
- 「滋賀県農業・水産業基本計画」に基づき、関係団体等と連携しながら、家畜用飼料（稲発酵粗飼料、飼料用米や稲わら）と堆肥の交換など耕畜連携による資源循環を推進するとともに、家畜ふん堆肥を活用した「環境こだわり農産物」の作付を推進します。

- 廃棄物系バイオマス（食品廃棄物、木質系廃棄物、紙類、廃食用油など）を地域に還元させる取組を促進します。

（５）環境学習の推進

【現状と課題】

ごみ問題の多くは、大量生産型・大量消費型・大量廃棄型のライフスタイルに起因するところが大きく、問題解決を図るためには、環境学習の推進により、一人ひとりが廃棄物に係る諸課題に気づき、学び、考えることで、自らのライフスタイルを見直し、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用に向けた行動を実践へとつなげることが必要です。

【施策の方向性】

- 「第四次滋賀県環境学習推進計画」に基づき、廃棄物に係る諸課題を自分ごとと捉え、気づきや学びを主体的な行動へと移し、連携・協働し、課題解決を進めることのできる人育てにより、循環型社会づくりを推進します。

（６）持続可能な社会を目指した消費者行動の促進

【現状と課題】

消費者が主役となって、自らの行動により公正かつ持続可能な社会の形成に参画する「消費者市民社会」¹²を目指し、体系的な消費者教育やエシカル消費を推進してきました。

持続可能な社会を実現するため、今後もより一層、多様な主体と連携して、エシカル消費や環境に配慮した消費行動を推進し、消費者市民社会の構築に向けた気運の醸成に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

- 持続可能な社会を構築するため、人や社会、環境、地域に配慮した消費者行動を推進し、エシカル消費を実践する消費者を育成します。
- CO2削減やグリーン購入、プラスチックごみ削減、食品ロス削減など、環境に配慮した消費者行動の推進に努めます。
- 環境に配慮した消費者行動を推進するため、環境学習を推進するとともに、環境保全活動の支援を行います。
- 市町や消費者団体、事業者、関係団体等、幅広い主体と連携して、消費者自らが公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画できる気運づくりに努めます。

¹² 消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在および将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会（消費者教育推進法第2条）

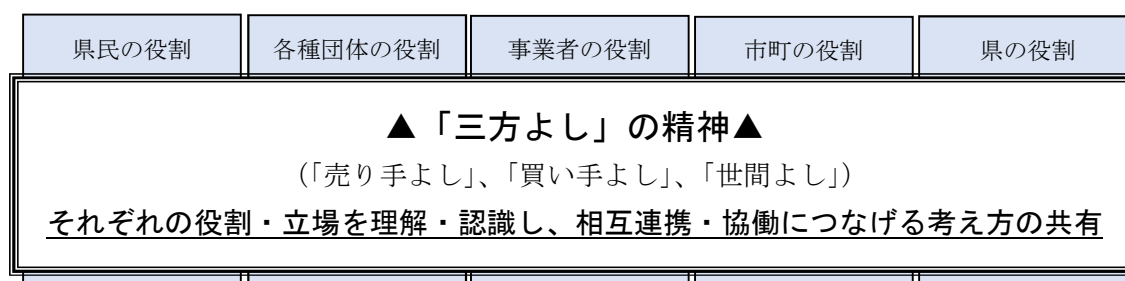
第6章 関係主体の役割

第1節 基本的な考え方

廃棄物の減量等を目指していくためには、「三方よし」の精神に基づき、廃棄物分野における県民や各種団体、事業者、行政等の関係主体において、主体的に実践し行動していくことが重要です。

関係主体は、それぞれの自らの立場を客観的に捉え、自らの生活や行動・活動が「売り手、買い手、世間」に対してどういう影響を与えるかなど、モノの購入や消費、廃棄物の排出方法等に考えを巡らしながら、相互に連携・協力し取組を進めていく必要があります。

本計画では、各主体に望まれる基本的な役割を次節のとおり考えています。



図表 25 各主体における「三方よし」精神の共有 [イメージ図]

第2節 各主体の役割

1 県民の役割

- ・ 県民は、自らが廃棄物の排出者であることを自覚し、3Rを意識した循環型社会の形成に向けたライフスタイルの実践取組を進めていくことが求められます。
- ・ 県民一人ひとりが、現在のライフスタイルが環境にどのような負荷をかけているか考えることが重要です。特に、環境に配慮された商品やサービスを選択的に購入する消費者（グリーンコンシューマー）としての視点が求められます。
- ・ NPO等の各種団体、事業者、行政等の各主体と連携し、排出抑制や適正な資源循環等に関する各種取組や施策、地域の活動に積極的に参加、協力することが期待されます。

2 NPO等の各種団体の役割

- ・ NPO等の各種団体は、循環型社会の形成に向けて、3Rの推進等に関する県民の自主的な取組の進行役として、また事業者や行政等への循環型社会の形成に資する提言などを通じて、地域の課題の解決や多様な価値観を各種取組に反映することが期待されます。

- ・ 県民、事業者、行政等の各主体をつなぎ、隙間を埋める取組を行うなどにより、各主体間の連携・協働を進めることが求められます。

3 事業者の役割

- ・ 事業者は、排出者負担の原則に基づく廃棄物の適正処理・処分や拡大生産者責任の原則を意識した製品製造、資源化・減量化の推進など、環境法令の遵守はもとより、環境負荷の軽減等への積極的な取組が求められます。
- ・ 企業活動は、環境に配慮された商品やサービスを選択的に購入する消費者（グリーンコンシューマー）の存在を踏まえて、環境負荷低減に資する製品の開発やサービスの提供を行い、また、社会貢献活動への参画などを通じて、循環型社会の形成や廃棄物減量に貢献しつつ、継続されることが必要です。
- ・ 事業者の持つ社会的影響力も活用し、各主体と連携した企業活動や取組を実施していくことが期待されます。

4 市町の役割

- ・ 市町は、その区域内における一般廃棄物の排出状況等を把握するなど、地域特性に応じた3Rや適正処理に資する各種取組を推進することが求められます。
- ・ 廃棄物減量や環境負荷低減等を図るため、他市町および県との連携等による広域的な取組も期待されます。

5 県の役割

- ・ 県は、県内の一般廃棄物および産業廃棄物の処理状況の把握を行うとともに、県民、NPO等の各種団体、事業者等の各主体が、循環型社会の実現に向けて積極的に取り組むことができるよう、各主体と連携・協力し、各種施策を実施します。
- ・ 施策の実施にあたっては、第5章に示す施策の方向性のもと、具体的な取組を総合的に推進する役割を担います。
- ・ 県民のニーズを把握し、市町との連携を推進するとともに、その取組を技術的な助言等により支援します。

第7章 計画の推進体制および進行管理

第1節 推進体制

県民、団体、事業者、行政等の多様な主体が、本計画の基本方針や目標のもとでそれぞれの役割と責任を認識して取組を推進します。

琵琶湖環境部循環社会推進課において、協議会や庁内関係部局で構成する「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減推進連携会議」等を活用するなど、連絡調整を行いながら推進します。

一般廃棄物処理に関しては、滋賀県廃棄物適正管理協議会において、情報交換や連携を図りながら、計画を推進します。

産業廃棄物処理に関しては、産業廃棄物行政を所管する大津市と情報交換や連携を図りながら、計画を推進します。

第2節 進行管理

計画の目標や取組状況を毎年度把握し、達成状況を検証し、結果の公表など「計画の見える化」を進めます。

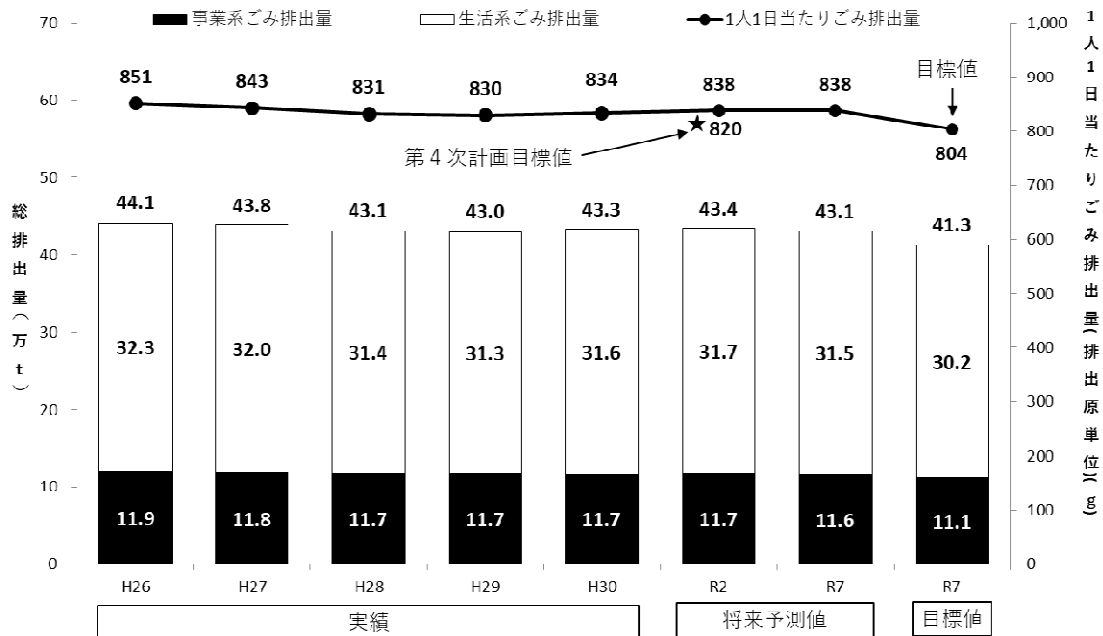
達成状況の検証結果を踏まえて、必要に応じて施策の見直しを行いながら、計画の目標の実現を目指します。

資料編 1 将来予測および計画の目標値等

(1) 一般廃棄物（ごみ）

① 目標値の考え方と設定根拠

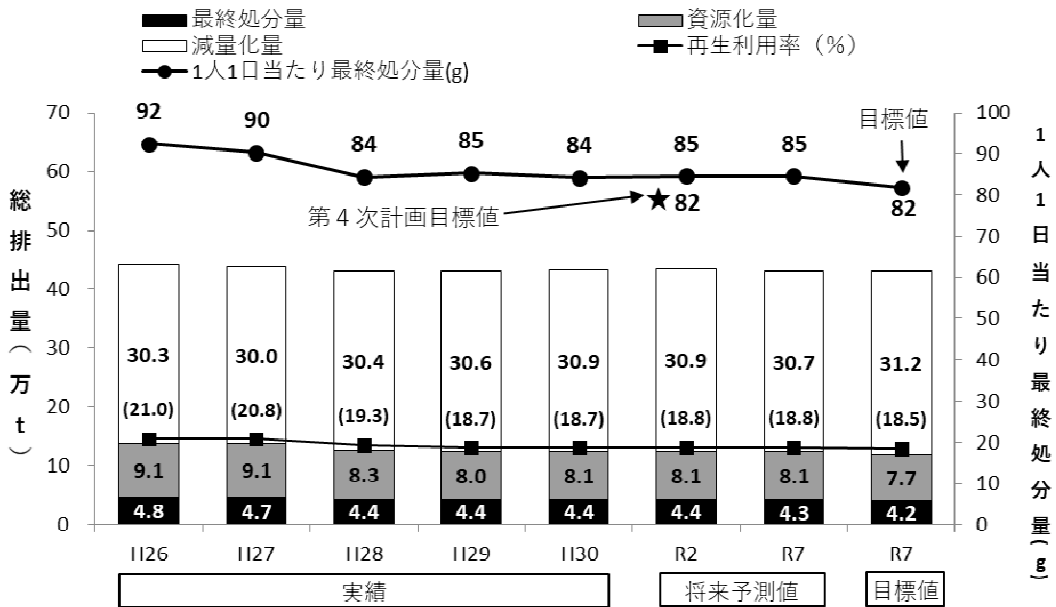
| 【目標値】 1人1日当たりごみ排出量 | | | | | |
|--------------------|--|---|--------------|--------------|--------------|
| 目標項目 | | 実績値 | | 将来予測値 | 目標値 |
| | | H30 (2018) | R1 (2019) | R7 (2025) | R7 (2025) |
| 1人1日当たり ごみ排出量 | g | 834 | — | 838 | 804 |
| 考え方 | プラスチックごみや食品ロス削減などの3Rの推進による排出量を削減する目標を設定したもの。 | | | | |
| 設定 根拠 | 予測 | 生活系ごみ排出量と事業系ごみ排出量に分けて、1人1日当たりごみ排出量が最近の動向（平成26年度から平成30年度までの5か年平均値）で推移すると仮定して算出しました。 | | | |
| | 目標 | 第五次計画の目標年度である令和7年度における市町の一般廃棄物処理計画で設定しているごみ総排出量の目標値と人口推計値を基に算出し、1人1日当たりごみ排出量を804gと設定しました。 | | | |



【目標値】 1人1日当たり最終処分量

| 目標項目 | | 実績値 | | 将来予測値 | 目標値 |
|------------------|---|---------------|--------------|--------------|--------------|
| | | H30 (2018) | R1 (2019) | R7 (2025) | R7 (2025) |
| 1人1日当たり 最終処分量 | g | 84 | — | 85 | 82 |

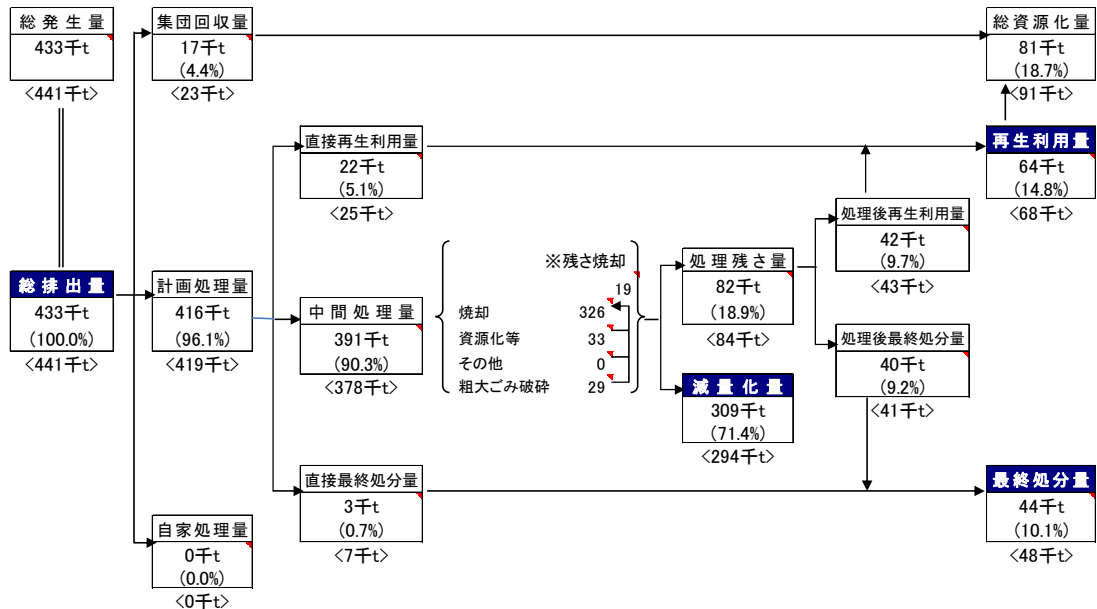
| | | |
|------|--|---|
| 考え方 | プラスチックごみや食品ロス削減などの3Rの推進により、焼却ごみ量を削減し、最終処分量を削減する目標を設定したものの。 | |
| 設定根拠 | 予測 | 総排出量に対する最終処分量の割合（最終処分率）が平成28年度から横ばいとなっていることから、今後も平成30年度と同じ水準で推移すると仮定して算出しました。 |
| | 目標 | 第五次計画の1人1日当たりごみ排出量の目標値の804gと連動し、ごみ焼却量の削減を進めることにより、1人1日当たり最終処分量を82gと設定しました。 |



②目標値等の基礎とする廃棄物処理フロー

一般廃棄物の発生および処理・資源化

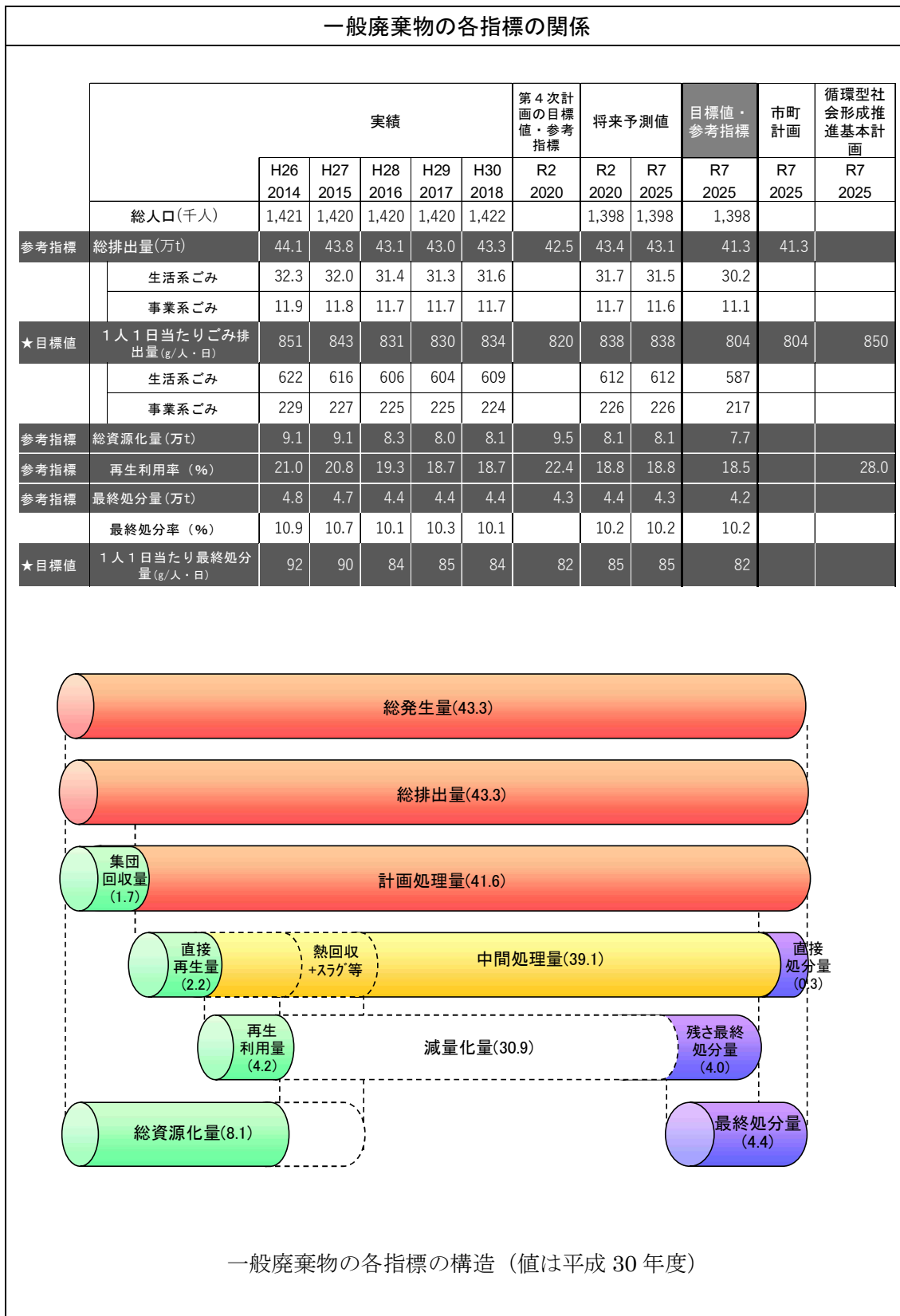
平成 30 年度の一般廃棄物の処理状況をみると、焼却、破砕等により中間処理されたものは 391 千 t、再生業者等へ直接搬入されたものは 22 千 t、直接最終処分されたものは 3 千 t となっています。総資源化量は、81 千 t となっています。直接最終処分と中間処理後の最終処分を合わせた最終処分量は 44 千 t となっており、総排出量の 10.1% となっています。



※1 < >内の数値は平成26年度値
 ※2 中間処理量は一次処理のみの合計で残さ焼却量は含まない。

図 一般廃棄物の発生および処理・資源化フロー (平成 30 年度)

③目標設定に当たって、その設定の基礎とした各種指標の考え方



| 【基本数値】総人口 | | |
|-----------|-------------------|---|
| 考え方 | 総人口は外国人人口を含む人口です。 | |
| 設定 根拠 | 予測 | 総人口は、「人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀 総合戦略（令和2年3月策定）」に基づき、総人口予測値を採用しました。 |
| | 目標 | |
| | 達成 時点 | |

| 【参考指標】総排出量（生活系ごみ、事業系ごみ） | | |
|-------------------------|---------------------------|---|
| 考え方 | 市町計画処理量および集団回収量の年間量を示すもの。 | |
| 設定 根拠 | 予測 | 総排出量の予測は、生活系ごみ排出量と事業系ごみ排出量に分けて、1人1日当たりごみ排出量が最近の動向（平成26年度から平成30年度までの5か年平均値）により推移すると仮定した1人1日当たりごみ排出量に、総人口予測値を乗じて算出したもの。 |
| | 目標 達成 時点 | 令和7年度の総排出量の将来予測値43.1万tに対して約4%削減の約41.3万tを目標達成時点の将来値としました。 |

| 【参考指標】総資源化量（再生利用率） | | |
|--------------------|---|---|
| 考え方 | 総資源化量は、市町計画処理および集団回収により再生利用された年間量。 再生利用率は、総排出量に対する総資源化量の割合を示すもの。 | |
| 設定 根拠 | 予測 | 総排出量に対する総資源化量の割合が平成28年度から横ばいとなっていることから、今後も平成30年度と同じ水準で推移すると仮定し、予測の総排出量に乗じて算出したもの。 |
| | 目標 達成 時点 | 現状の平成30年度の再生利用率を維持するものと仮定しました。 その結果、総排出量に対する総資源化量の目標達成時点の将来値は、約7.7万tとなり、再生利用率は18.5%となりました。 |

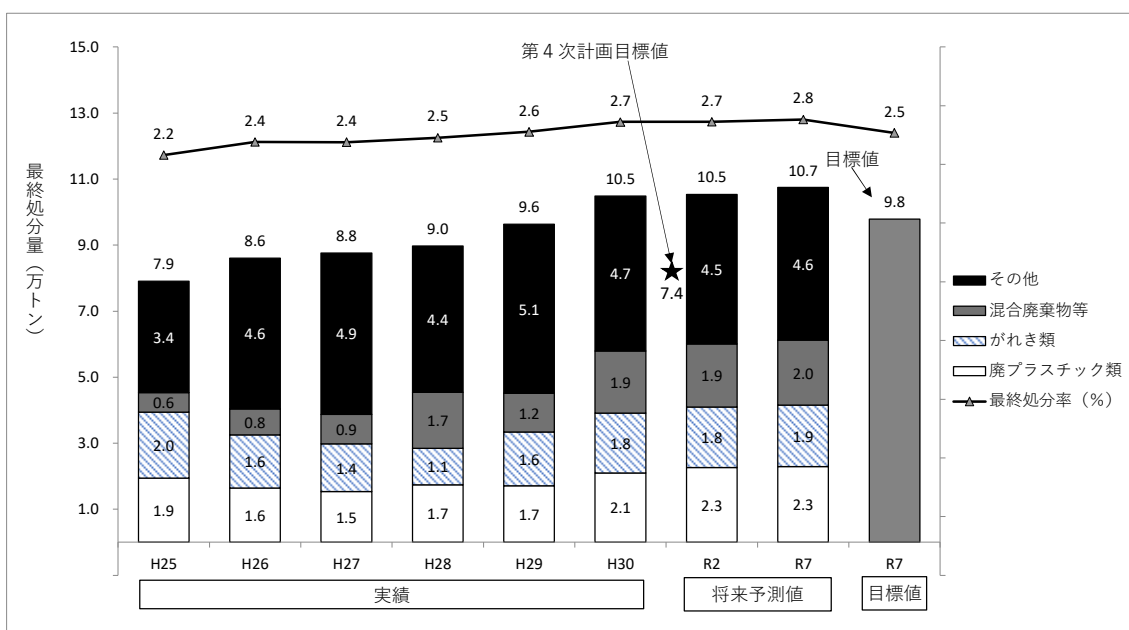
| 【参考指標】最終処分量 | | |
|-------------|------------------|--|
| 考え方 | 最終処分された一般廃棄物の年間量 | |
| 設定 根拠 | 予測 | 総排出量に対する最終処分量の割合（最終処分量率）が平成28年度から横ばいとなっていることから、今後も平成30年度と同じ水準で推移すると仮定し、予測総排出量に乗じて算出したもの。 |
| | 目標 達成 時点 | 目標値の1人1日当たり最終処分量82gに、目標総人口と年間日数を乗じて算出しました。 |

(2) 産業廃棄物

①目標値の考え方と設定根拠

| 【目標値】最終処分量 | | | | | |
|------------|----|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 目標項目 | | 実績値 | | 将来予測値 | 目標値 |
| | | H30 (2018) | R1 (2019) | R7 (2025) | R7 (2025) |
| 最終処分量 | 万t | 10.5 | — | 10.7 | 9.8 |

| | |
|------|---|
| 考え方 | 事業者によるリデュースやリサイクルの取組を引き続き促進し、排出量の抑制と再生利用率を向上させることにより最終処分量を削減する目標を設定したもの。 |
| 設定根拠 | 予測 業種別の平成 25～29 年度の経済指標（県内総生産）および総排出量の傾向を基に、今後も同様に推移すると仮定し算出した総排出量に対し、平成 30 年度の実績処分率を乗じて算出しました。 |
| | 目標 総排出量の抑制を促進することにより、令和 7 年度における予測値の最終処分量から 0.3 万 t の削減を目指します。また、事業者による再生利用を促進することにより、0.6 万 t の最終処分量の削減を目指します。 これらの取組を促進することで、最終処分量の目標値は、令和 7 年度における将来予測値から 0.9 万 t 削減した 9.8 万 t に設定しました。 |



②目標値等の基礎とする廃棄物処理フロー

産業廃棄物の発生および処理・資源化

平成 30 年度に発生した産業廃棄物の処理状況を見ると、総排出量 3,848 千 t のうち、97.1%に当たる 3,736 千 t が排出事業者または産業廃棄物処理業者により脱水、焼却等の中間処理をされて、そのうち 1,967 千 t (51.1%) が減量されています。

中間処理後の再生利用量 (1,697 千 t) と排出事業者等での直接再生利用量 (79 千 t) を合わせた再生利用量は、総排出量の 46.2%に当たる 1,776 千 t となっています。

直接最終処分量と中間処理後の最終処分量を合わせた最終処分量は 105 千 t で、総排出量の 2.7%となっています。

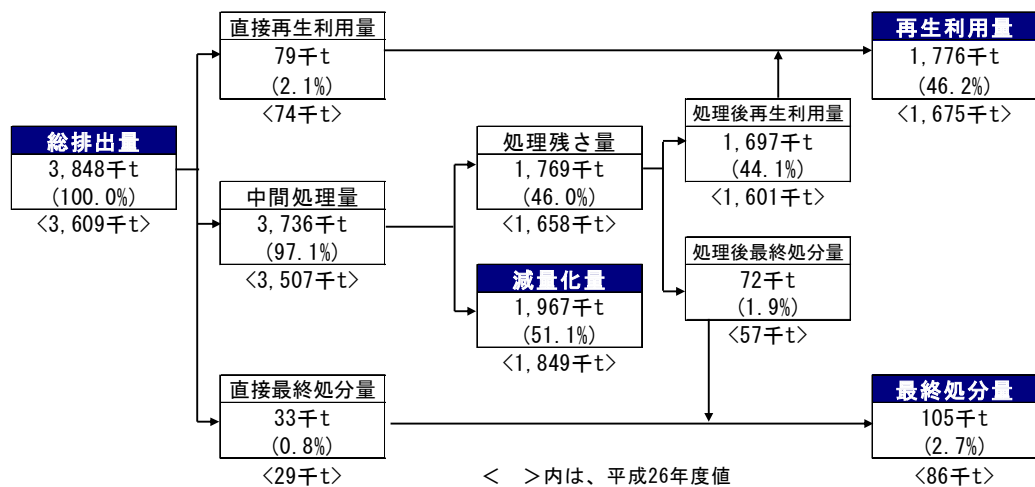
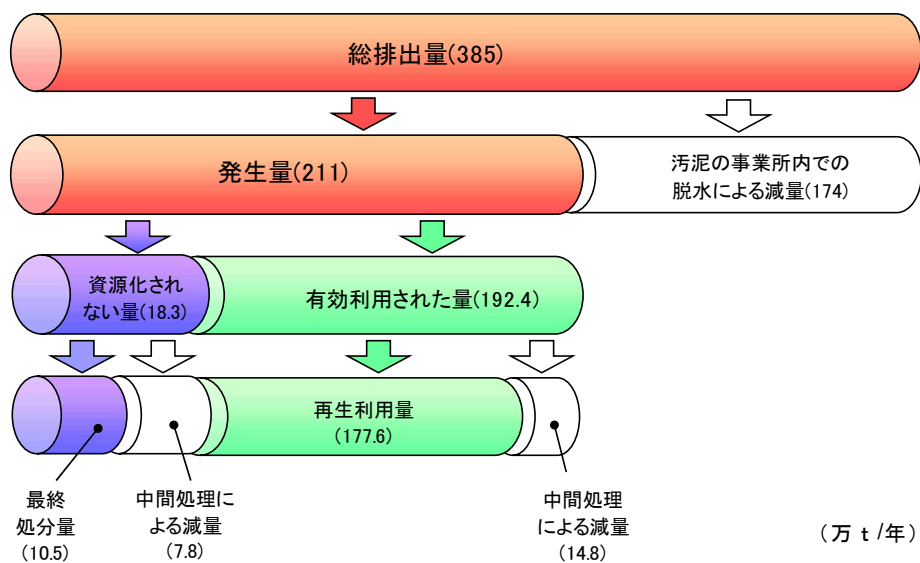


図 産業廃棄物の発生および処理・資源化フロー (平成 30 年度)

③目標設定に当たって、その設定の基礎とした各種指標の考え方

産業廃棄物の各指標の関係

| | | 実績 | | | | | | 第4次計画の目標値・参考指標 | 将来予測値 | | 目標値・参考指標 |
|------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------------|------------|------------|------------|
| | | H25 2013 | H26 2014 | H27 2015 | H28 2016 | H29 2017 | H30 2018 | R2 2020 | R2 2020 | R7 2025 | R7 2025 |
| 参考指標 | 総排出量(万t) | 366 | 361 | 368 | 366 | 377 | 385 | 365 | 387 | 388 | 385 |
| | 農業 | 28 | 28 | 27 | 28 | 31 | 31 | | 30 | 27 | |
| | 鉱業 | 33 | 32 | 32 | 30 | 28 | 28 | | 27 | 24 | |
| | 建設業 | 118 | 102 | 105 | 100 | 104 | 108 | | 109 | 111 | |
| | 製造業 | 76 | 85 | 88 | 85 | 87 | 88 | | 88 | 93 | |
| | 水道業 | 99 | 100 | 101 | 106 | 112 | 112 | | 115 | 115 | |
| | その他 | 11 | 14 | 16 | 16 | 15 | 18 | | 18 | 17 | |
| 参考指標 | 発生量(万t) | 202 | 201 | 204 | 195 | 202 | 211 | 203 | 210 | 211 | 209 |
| 参考指標 | 再生利用量(万t) | 177 | 167 | 169 | 165 | 169 | 178 | 177 | 177 | 177 | 176 |
| 参考指標 | 再生利用率(%) | 48 | 46 | 46 | 45 | 45 | 46 | 49 | 46 | 46 | 46 |
| | 有効利用率(%) | 92 | 90 | 90 | 89 | 90 | 91 | | 91 | 91 | |
| ★目標値 | 最終処分量(万t) | 7.9 | 8.6 | 8.8 | 9.0 | 9.6 | 10.5 | 7.4 | 10.5 | 10.7 | 9.8 |
| | 最終処分率(%) | 2.2 | 2.4 | 2.4 | 2.5 | 2.6 | 2.7 | 2.0 | 2.7 | 2.8 | 2.5 |



発生量：総排出量のうち、汚泥については排出事業所内での脱水した後の量としたもの

有効利用率：「有効利用された量」を「発生量」で除したもの

図 産業廃棄物の各指標の構造（値は平成30年度）

| 【参考指標】総排出量 | | |
|------------|---------------------|--|
| 考え方 | 産業廃棄物の年間の総排出量を示すもの。 | |
| 設定根拠 | 予測 | 業種別の平成 25～29 年度の経済指標（県内総生産）および排出量の傾向を基に、今後も同様に推移すると仮定し算出しました。 |
| | 目標達成時点 | 令和 7 年度の将来予測値の総排出量はやや増加が見込まれますが、建設業を中心に排出事業者における発生抑制の取組を促進し、将来予測値の総排出量の約 1 % 減の 385 万 t としました。 |

| 【参考指標】発生量 | | |
|-----------|---------------------------------------|--|
| 考え方 | 総排出量のうち、汚泥については排出事業所内で脱水した後の年間量を示すもの。 | |
| 設定根拠 | 予測 | 各業種別の汚泥排出量に対する脱水による減量率が将来も現状（平成 30 年度）と同じであると仮定して予測を行いました。 |
| | 目標達成時点 | 目標達成時の総排出量に対して、予測値と同率の減量率を乗じて算出しました。 |
| | | 目標達成時の発生量 = 目標達成時の総排出量 - (目標達成時の総排出量 × 汚泥脱水減量率 (予測)) |

| 【参考指標】再生利用量（再生利用率） | | |
|--------------------|---|--|
| 考え方 | 廃プラスチック類およびがれき類、建設系混合廃棄物等の分別・選別によるリサイクルの推進による再生利用率の向上を示すもの。 | |
| 設定根拠 | 予測 | 各業種別および種類別における排出量に対する再生利用率が将来も現状（平成 30 年度）と同じであると仮定して予測を行いました。 |
| | 目標達成時点 | 再生利用量は、最終処分量と反比例の関係にあることを踏まえ、産業廃棄物の種類毎に、過年度の最終処分率実績を参考に、達成可能な目標とする最終処分率および最終処分量を求め、算出しました。 |
| | | 再生利用率は、目標達成時の総排出量および再生利用量から算出しました。 |

資料編 2

令和 2 年度 滋賀県廃棄物処理計画に係る県民アンケート調査結果

1. 調査目的

- 県民のごみ減量に対する意識や実践行動の状況等を把握することで、第五次滋賀県廃棄物処理計画の策定や各種施策の検討に当たっての基礎資料とする。

2. 調査対象

- 県民の満18歳以上の男女2,000人
※県内地域7ブロックごとの人口比を基に、調査協力した事業者に登録されているモニターから抽出。

3. 調査時期、調査方法

- 令和2年8月にインターネット調査で実施

4. 調査項目

- 問（1）循環型社会を進めていくことについて
- 問（2）～（3）ごみの減量について
- 問（4）レジ袋全面有料化について
- 問（5）～（6）プラスチックについて
- 問（7）～（9）食品ロスについて
- 問（10）新型コロナウイルスの影響によるごみに関する意識・行動の変化について

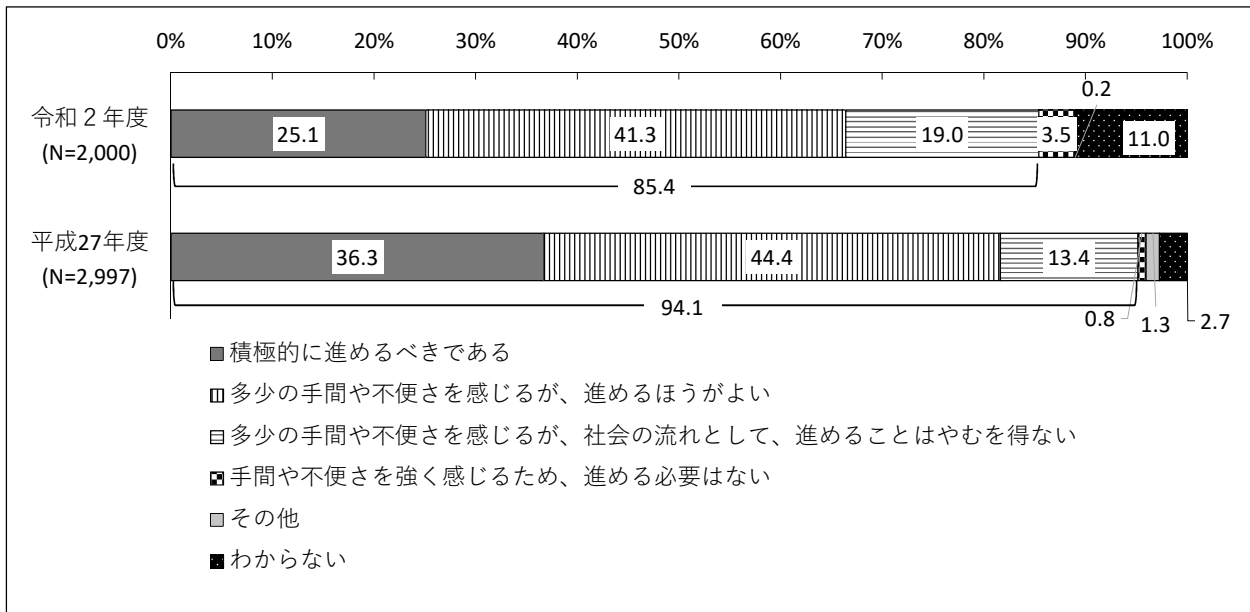
5. 調査結果の概略・考察

- 循環型社会づくりを進めることについての考え（問（1））では、「多少の手間や不便さを感じるが、進めるほうがよい」が41.3%で最も多く、次いで「積極的に進めるべきである」が25.1%、以下「多少の手間や不便さを感じるが、社会の流れとして、進めることはやむを得ない」が19.0%となっており、全体の8割の人が循環型社会づくりに肯定的な考え方を示している。
- ごみを少なくするために大切だと思うこと（問（2））では、「不要なレジ袋を購入せず、買い物袋を持参したり、余分な包装を断るようになっている」のリフューズの考え方が27.6%で最も多く、次いで「食料品や日用雑貨などで詰め替え用製品を積極的に利用し、使い捨て用品をなるべく使わないようにしたり、食料品の買いすぎ、作りすぎをせず、残り物も上手に使い切る」が24.3%になっている。
平成27年度調査と比較して、「ごみを分別して資源や店頭回収、集団回収」などのリサイクルから「ごみになるものを断る：リフューズ」、「（ごみを発生させない：リデュース）」への関心が高くなっていることを示している。
- ごみを少なくすることについて心がけていること（問（3））では、「買い物袋を持参したり（レジ袋を購入しない）、余分な包装を断るようになっている」が74.6%で最も多く、次いで「詰め替え製品をよく使うようになっている」が55.2%となっている。

- 2020年7月1日のレジ袋全面有料化以降の商品を購入する際の変化（問（4））では、「有料化前からレジ袋をもらわないよう意識していたため、有料化後もほぼ変わらずレジ袋を購入していない」が44.5%で最も多く、次いで「ほとんど購入しなくなった」が33.3%、以下、「必要に応じて購入するようになった」が14.9%となっており、全体の9割の人がレジ袋の使用を控えていることを示している。
- プラスチックが使用されている商品・サービスの過剰への考え（問（5））では、「コンビニ等のレジで、店員がフォーク・スプーンを、商品購入者に必要かどうか確認せず入れる」が35.8%で最も多く、次いで「ネットで購入した商品の梱包材」が35.7%となっている。
- プラスチックごみ削減について地域で積極的に取り組んでほしい考え（問（6））では、「スーパーの生鮮食品の白色トレイ（プラスチック）を紙製にするなど、プラスチックの使用を減らした商品の普及」が39.0%で最も多く、次いで「バイオマスプラスチックや生分解性プラスチックなど、環境に配慮した素材であることを商品等に明示」が33.1%となっており、脱プラスチック商品の普及及びその商品を消費者が容易に選べる取り組みに期待されていることを示している。
- 食品ロス問題（問（7））については、「知っている」が81.0%（「よく知っている」26.3%+「ある程度知っている」54.7%）となっており、令和2年1月に実施された消費者庁の全国値（80.2%）と同程度となっている。
- 食品ロスを減らす取り組み（問（8））では、「残さずに食べる」が65.8%で最も多く、以下、「冷凍保存を活用する」が45.3%、「賞味期限を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する」が44.2%、「料理を作り過ぎない」が41.8%となっている。
食品ロス問題の認知度（問（7））と食品ロスを減らす取り組み（問（8））との関係を集計したところ、食品ロス問題を「知っている」「ある程度知っている」と回答し、「食ロスを減らすために取り組んでいる」と回答した割合は78.3となっている。
- フードバンク活動（問（9））については、「知っている」が40.9%（「よく知っている」6.6%+「ある程度知っている」34.3%）となっており、令和2年1月に実施された消費者庁の全国値（44.7%）と同程度となっている。
食品ロス問題の認知度（問（7））とフードバンクの認知度（問（9））との関係を集計したところ、食品ロス問題を「知っている」と回答した人では、フードバンク活動を「知っている」と回答した割合が48.4%（「よく知っている」7.8%+「ある程度知っている」40.6%）となっている。
一方、食品ロス問題を「知らない」と回答した人では、フードバンク活動を「知っている」と回答した割合が8.9%（「よく知っている」1.3%+「ある程度知っている」7.6%）となっている。
- 新型コロナウイルスの影響によるごみに関する意識・行動（問（10））については、何等かの「変化や気づいたことがあった」人が57.3%（100-「特に変わったことや気づいた点はない」が42.7%）となっている。
変化については、「あなたや御家族の在宅時間が長くなったことで、ごみの量が増えた（又は、増えた気がする）」が24.6%で最も多く、次いで「家庭での調理が増え、生ごみの量が増えた（又は、増えた気がする）」が18.7%となっている。

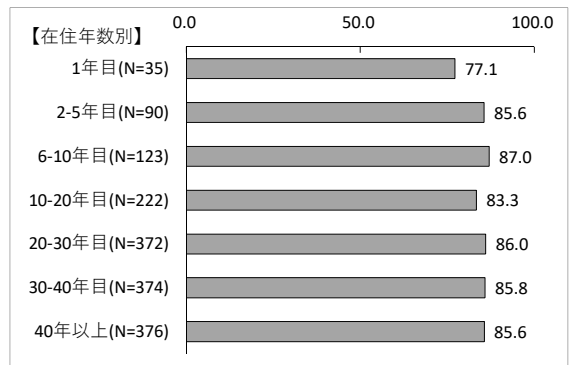
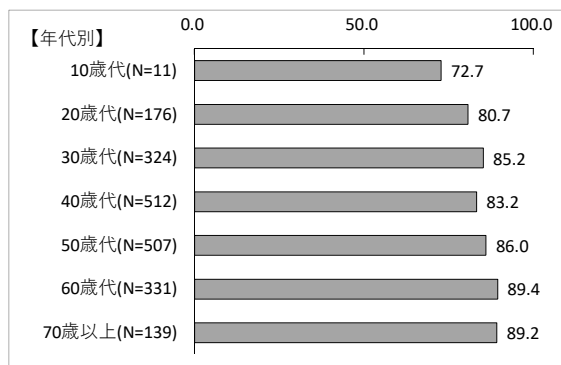
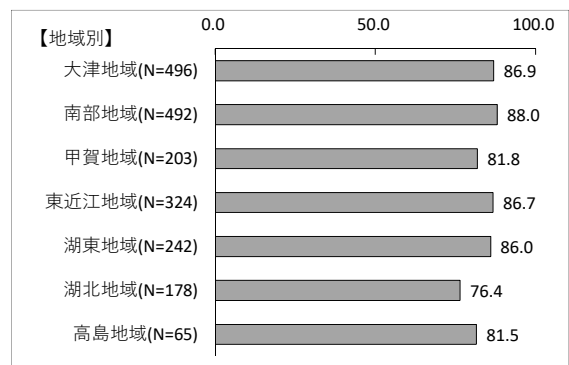
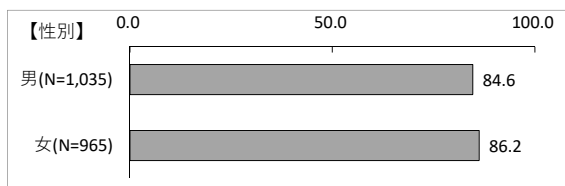
6. 調査結果

(1) 循環型社会を進めていくことについて、あなたの考えに最も近いものを1つだけ選んでください。

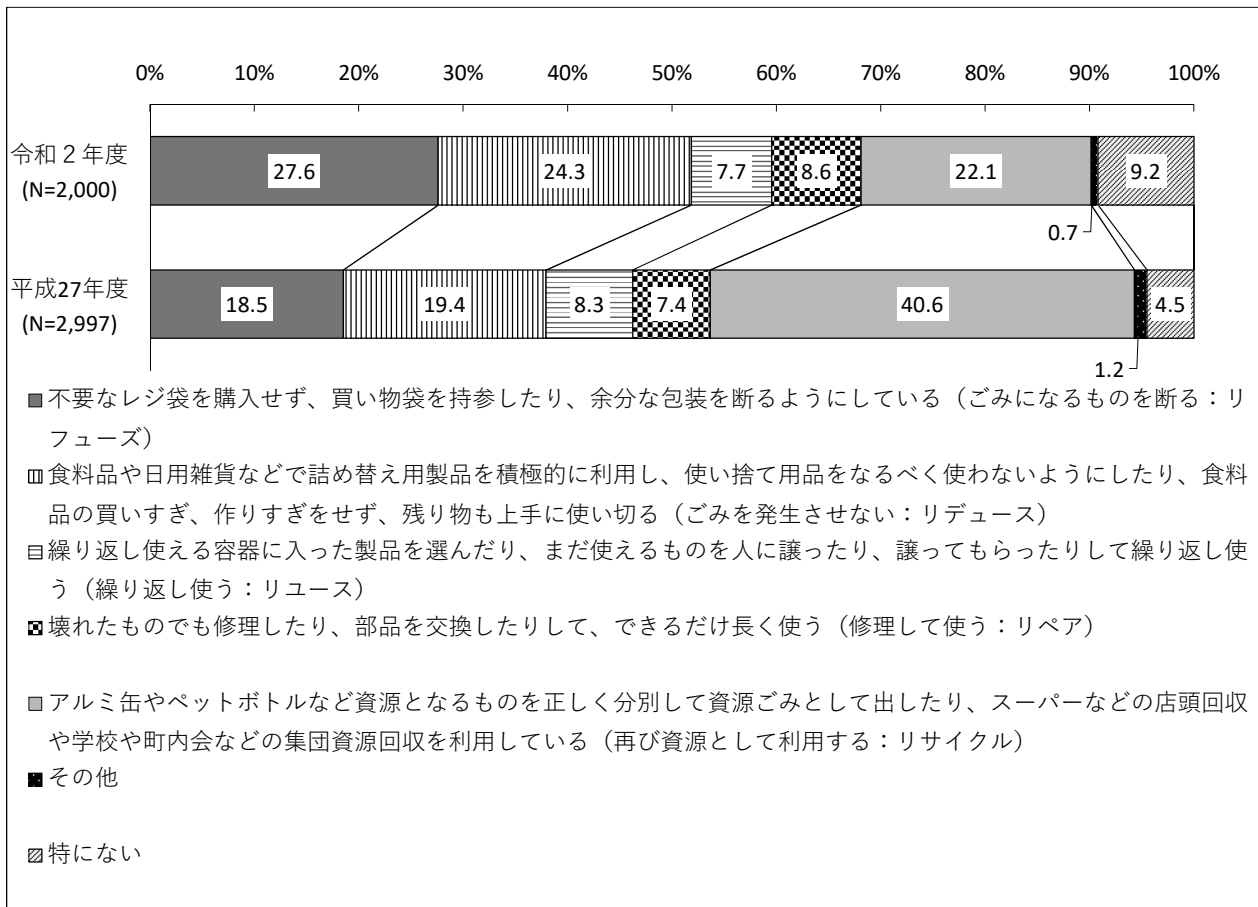


平成27年度：「第48回滋賀県政世論調査（滋賀県）」（以下、同様）

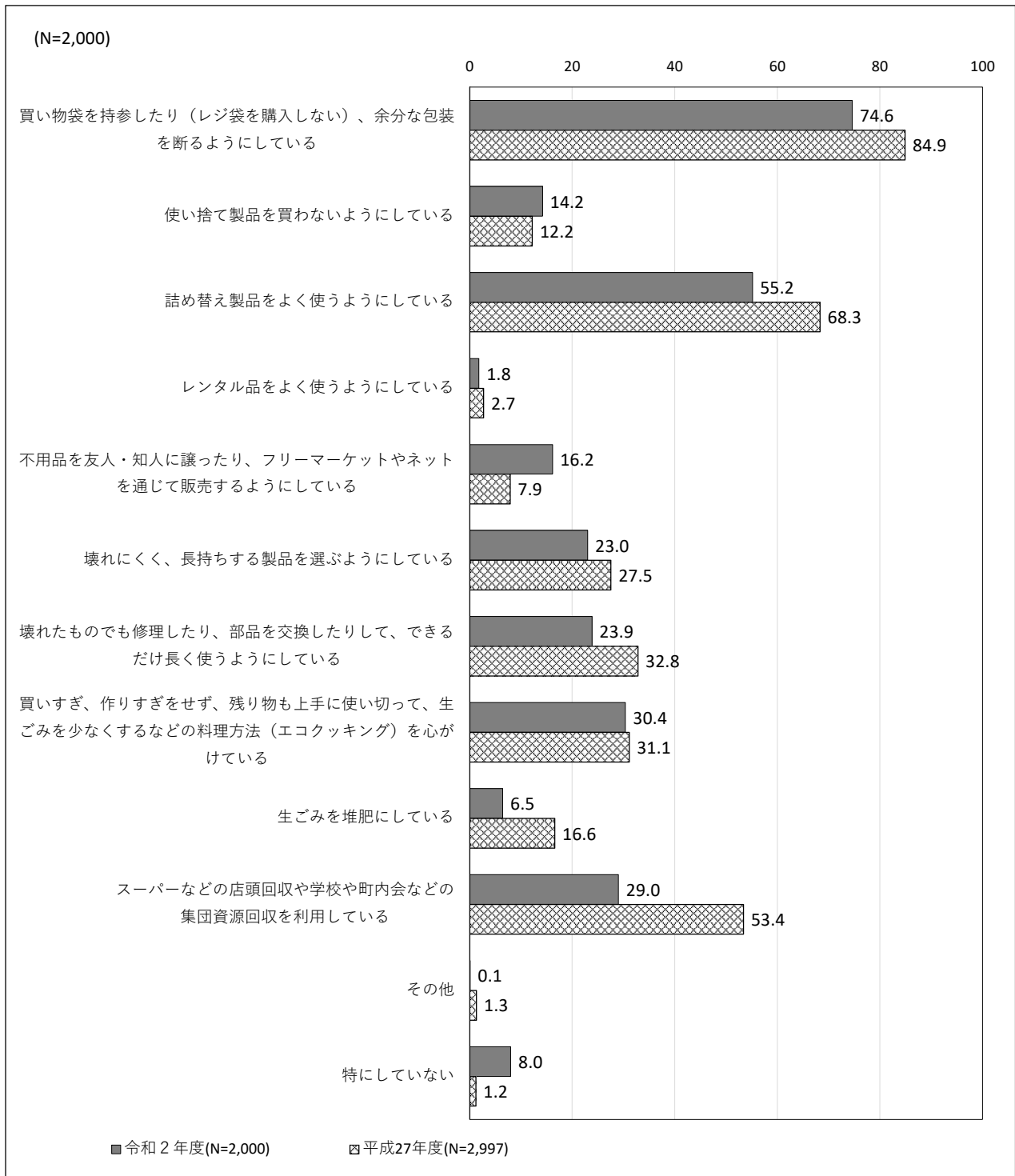
■ 循環型社会を「進めるべきである、進める方がよい、進めることはやむを得ない」と回答した人の属性別の回答率



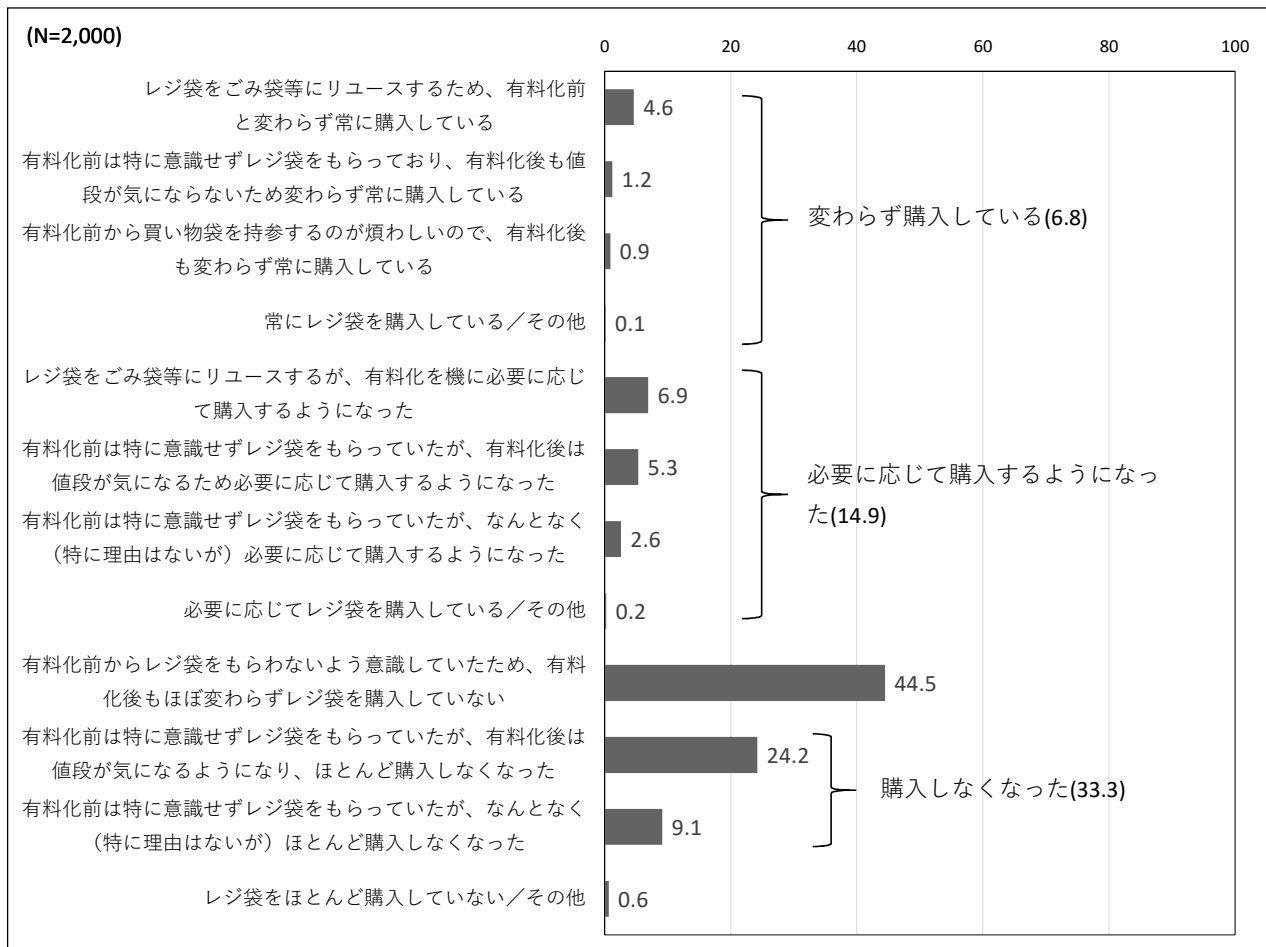
(2) あなたがごみを少なくするために最も大切だと思うことは何ですか。1つだけ選んでください。



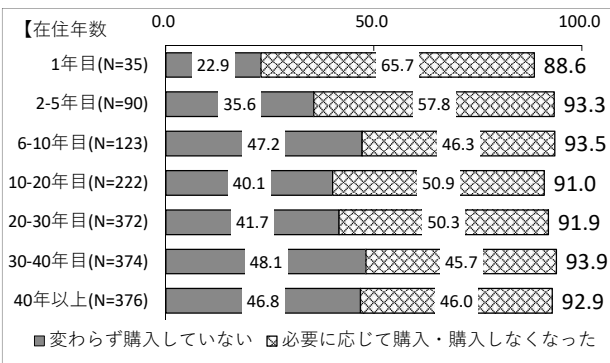
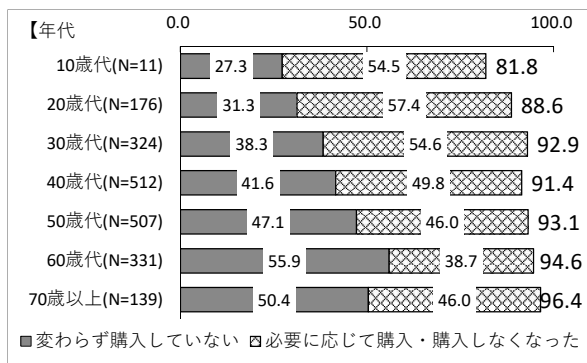
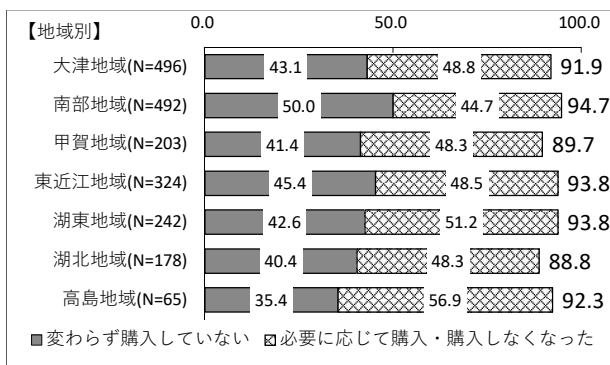
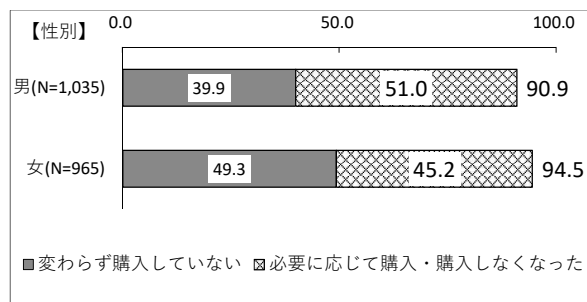
(3) あなたが日頃の暮らしの中で、ごみを少なくするために心がけていることは何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。



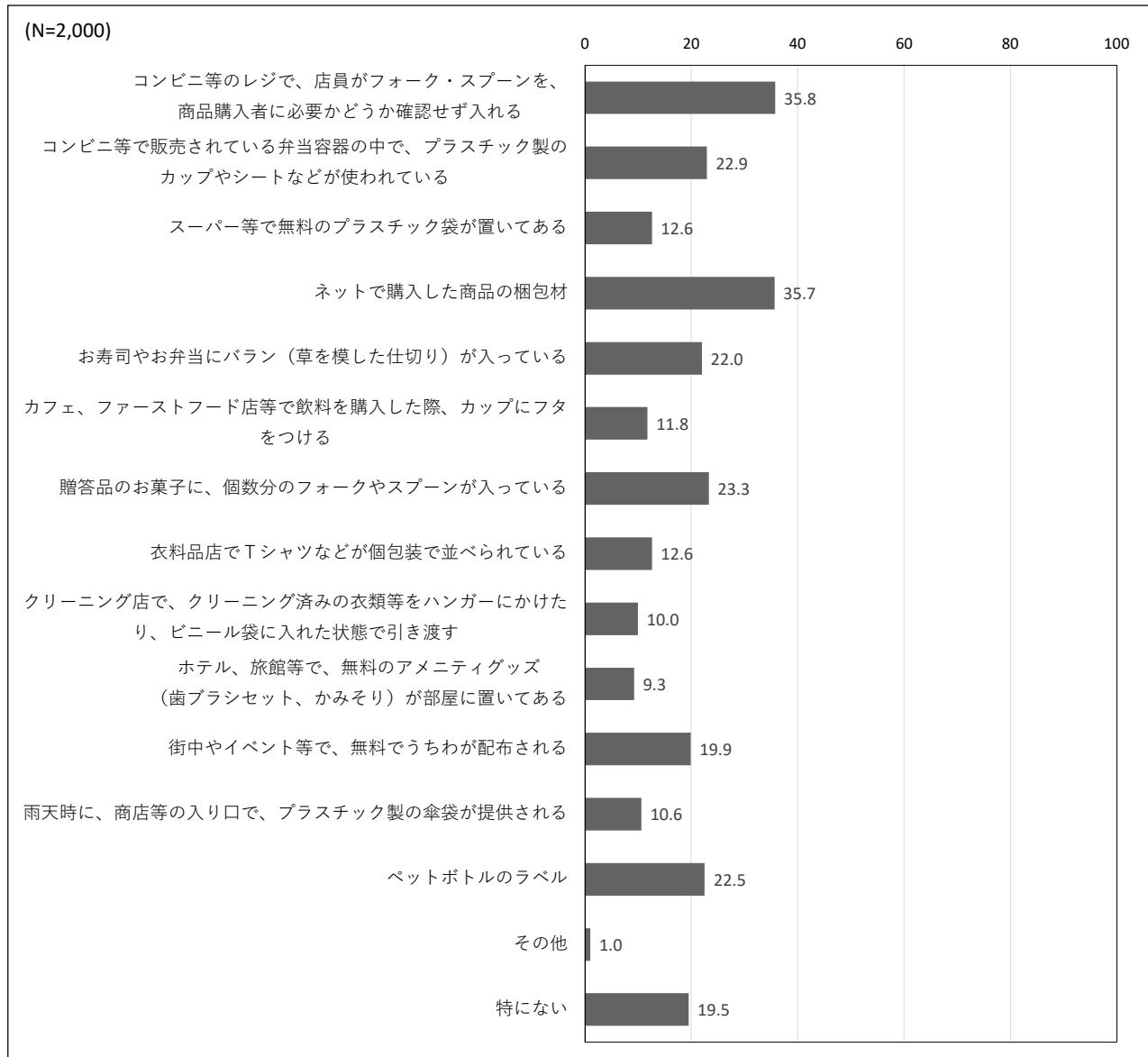
(4) 2020年7月1日のレジ袋全面有料化のスタートから現在まで、あなたが商品を購入する際にレジ袋を購入しているかどうかとその理由について、最も近いものを1つだけ選んでください。



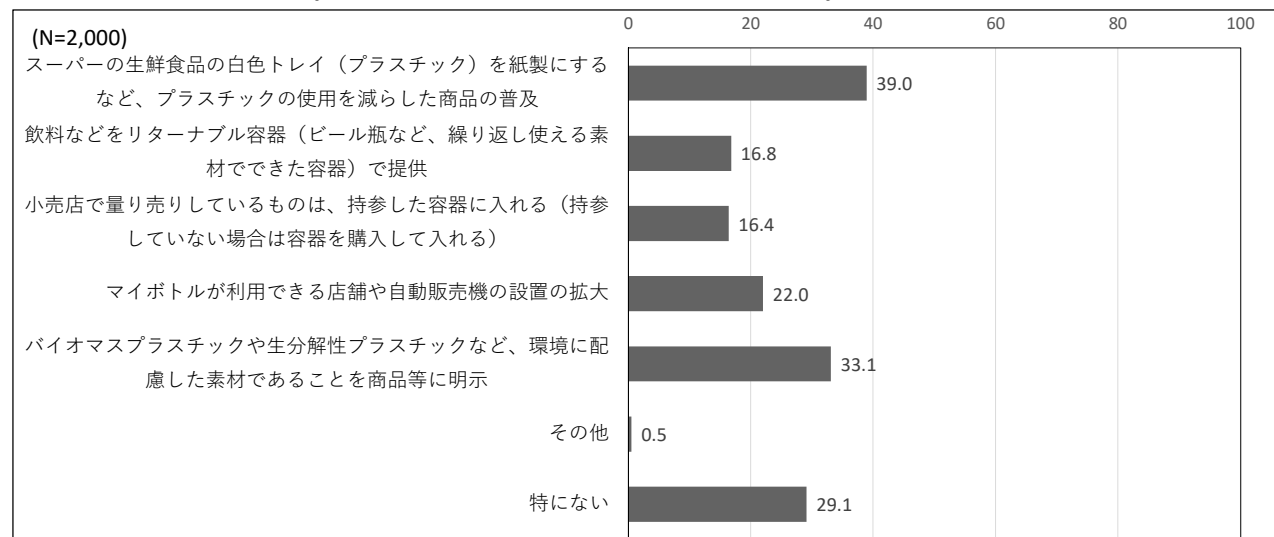
■ 商品を購入する際に「変わらず購入していない、購入しなくなった・必要なに応じて購入するようになった」と回答した人の属性別の回答率



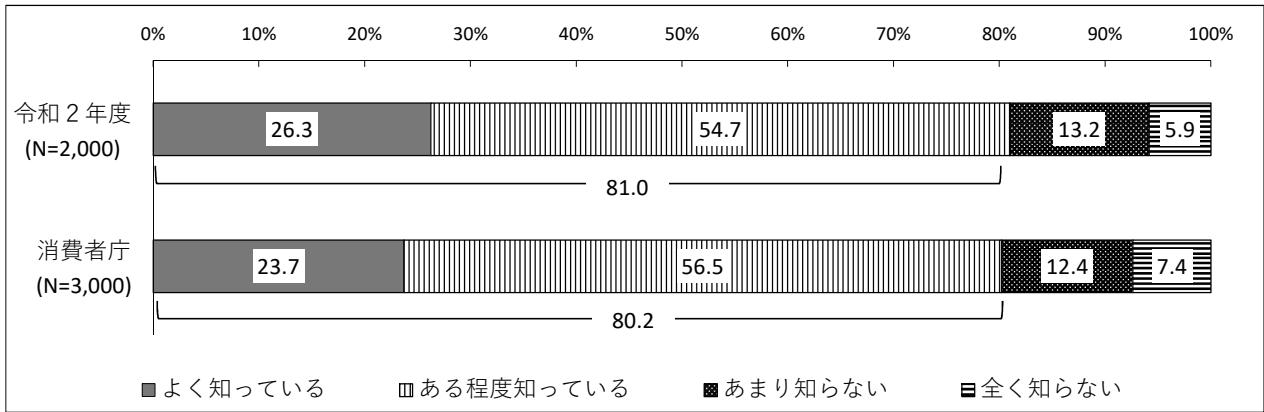
(5) プラスチックが使用されている商品・サービスについて、あなたが「過剰である」と思うものはなんですか。あてはまるものをすべて選んでください。



(6) プラスチックごみの削減に関する取組について、あなたの住む地域で積極的に取り組んでほしいと思うことはなんですか。あてはまるものをすべて選んでください。

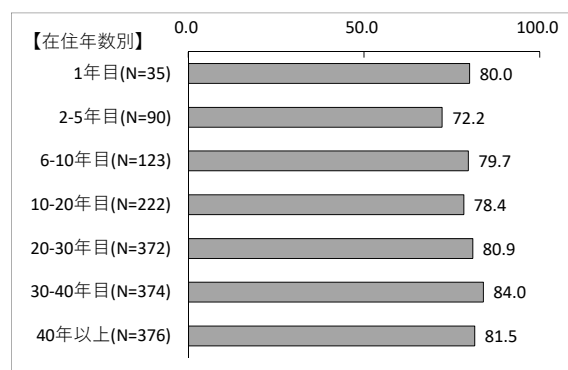
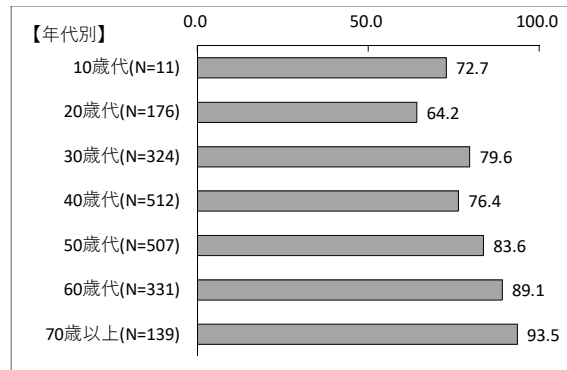
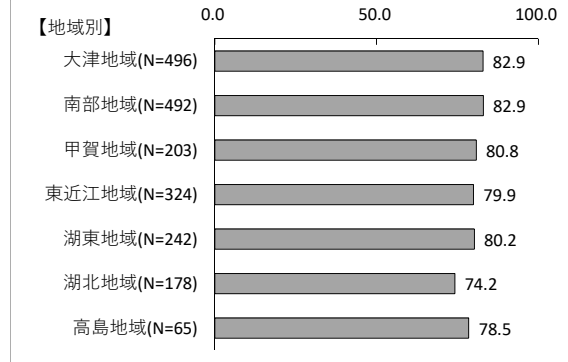
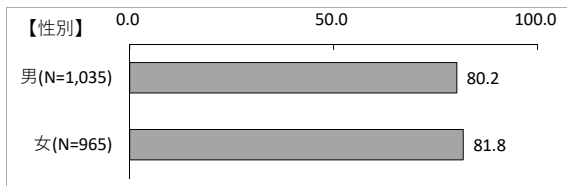


(7) あなたは、「食品ロス」が問題となっていることを知っていましたか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

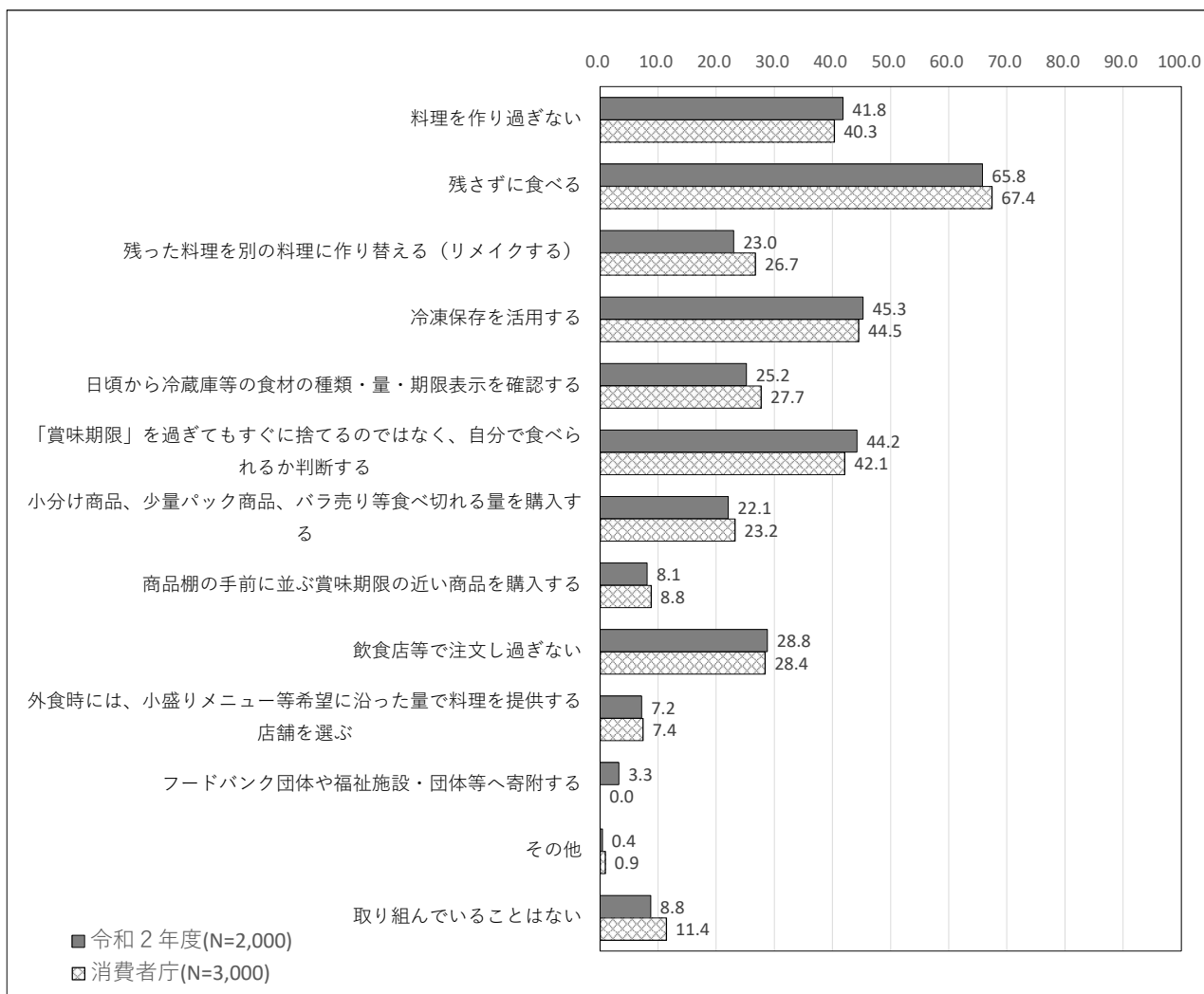


消費者庁：「令和元年度 消費者の意識に関する調査結果報告書 -食品ロスの認知度と取組状況等に関する調査- 消費者庁 令和2年1月調査実施」（以下、同様）

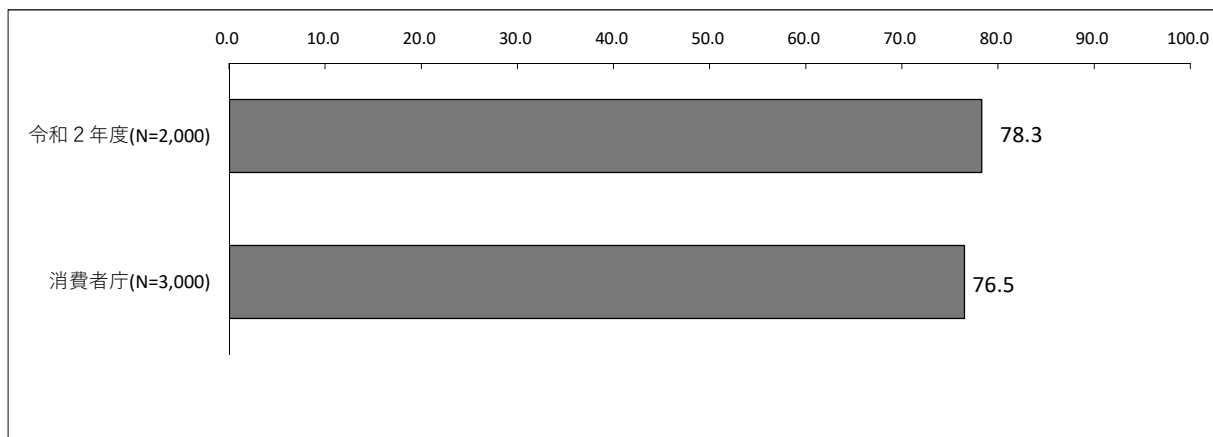
■ 食品ロスが問題となっていることを「知っている、ある程度知っている」と回答した人の属性別の回答率



(8) あなたは、「食品ロス」を減らすために取り組んでいることはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。

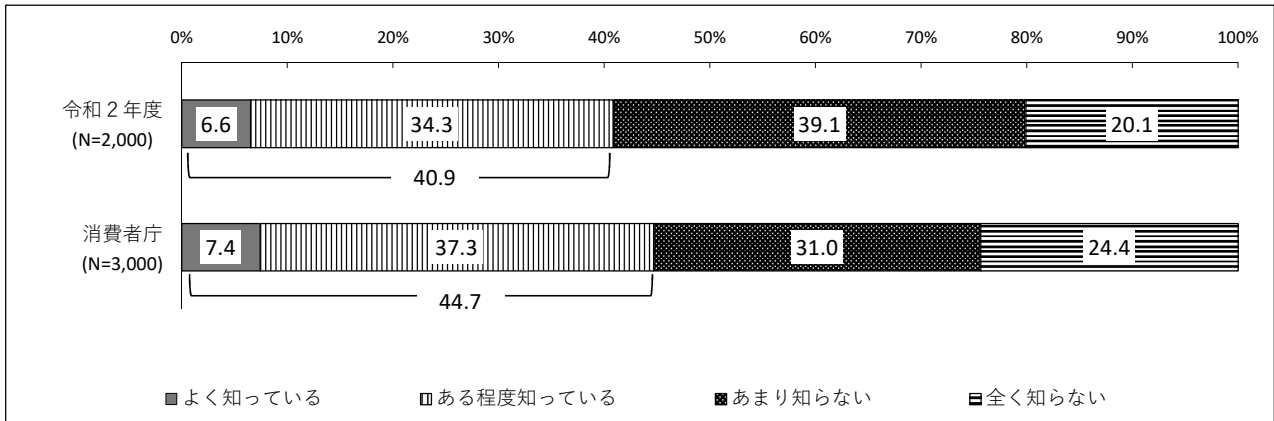


■ 食品ロス問題を「知っている、ある程度知っている」と回答し、食品ロス削減のために行動している人の全回答者数に対する割合*

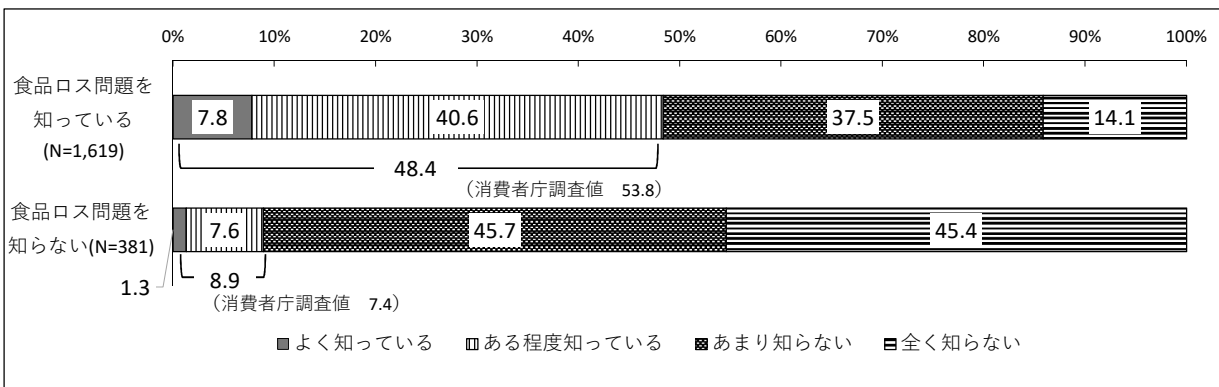


* 『食品ロス問題を「知っている、ある程度知っている」と回答し、食品ロス削減のために行動している人』 / 『(N)標本数』

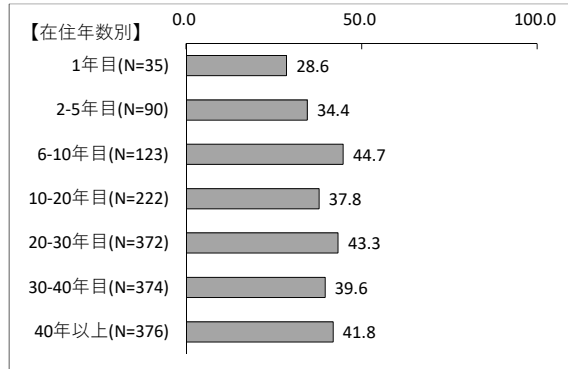
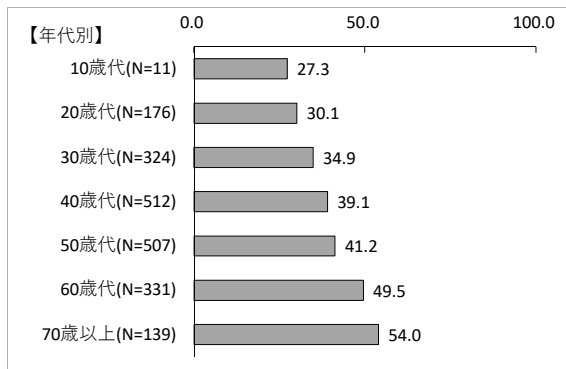
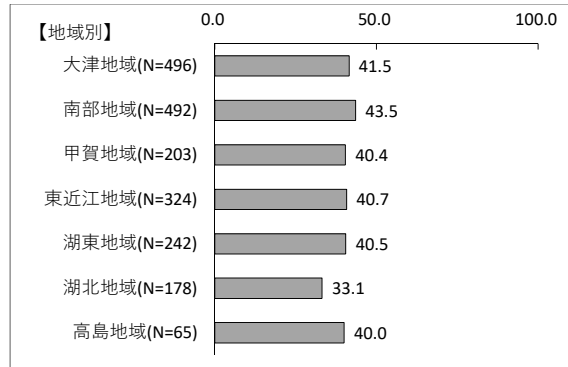
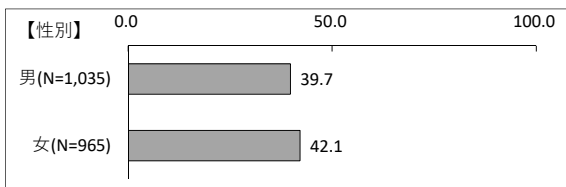
(9) あなたは、フードバンク活動を知っていますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。



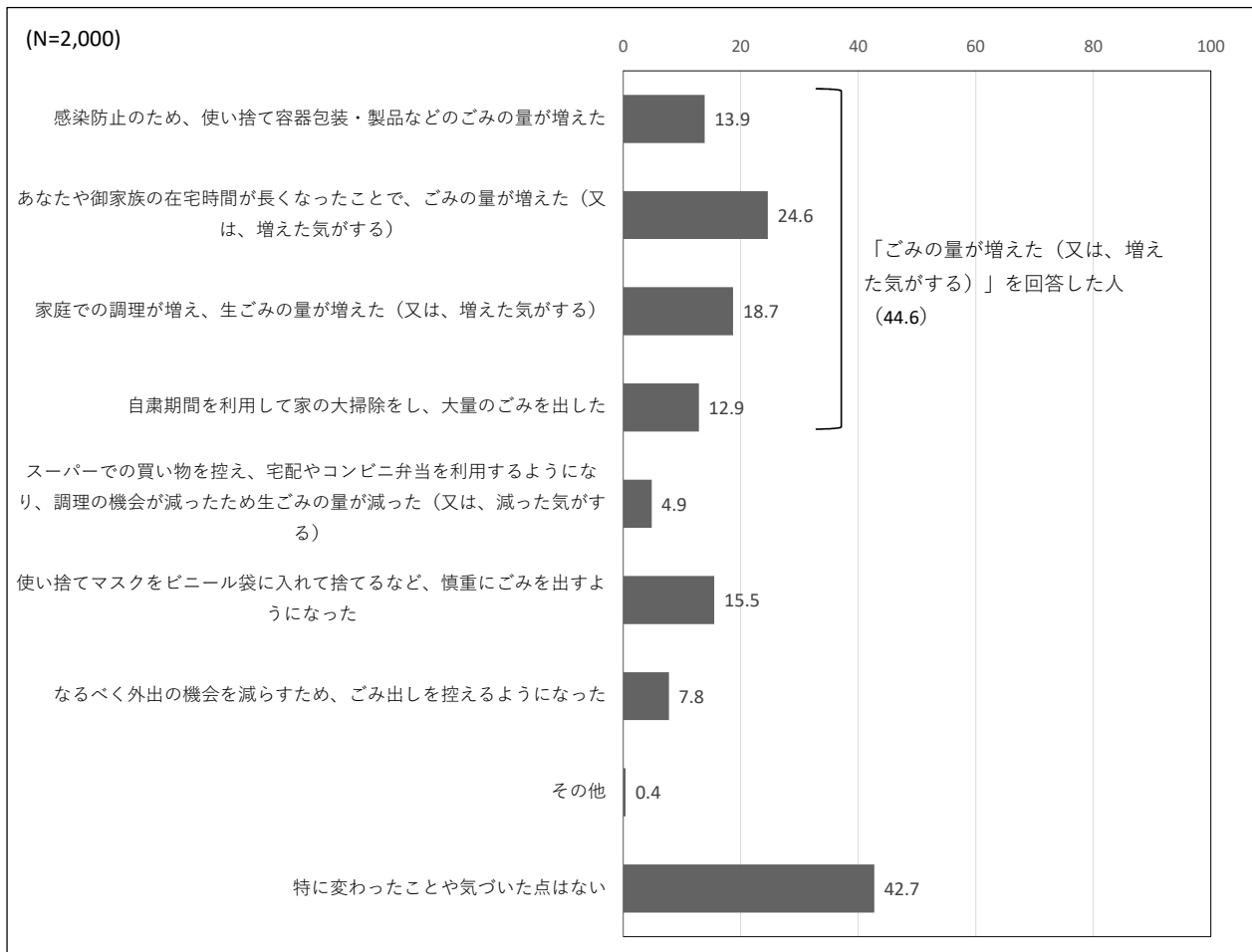
■ 食品ロス問題を「知っている、ある程度知っている」と回答した人のフードバンクの認知の回答率



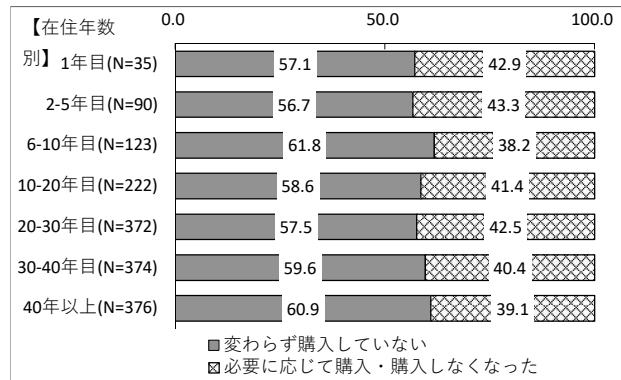
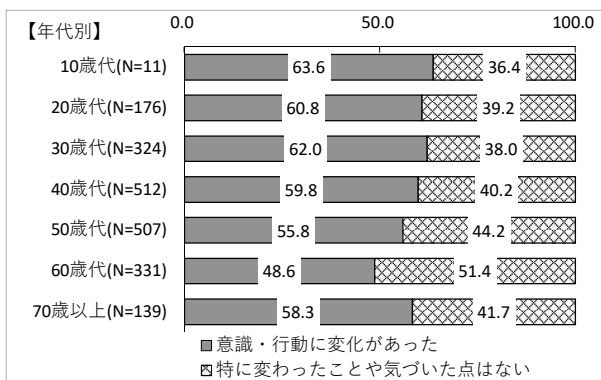
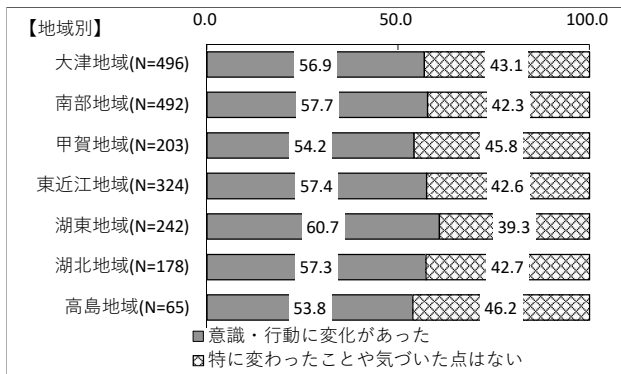
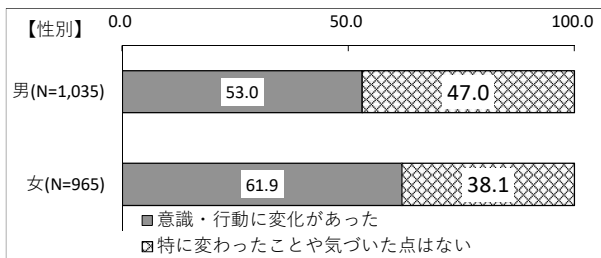
■ フードバンク活動を「知っている、ある程度知っている」と回答した人の属性別の回答率



(10) 新型コロナウイルスの影響により、あなたのごみに関する意識・行動に変化があったと思うこと又は気づいた点について、あてはまるものをすべて選んでください。



■ 新型コロナウイルスの影響により、ごみに関する意識・行動の変化の有無別・属性別の回答率



資料編3 環境審議会での審議経過等

第五次滋賀県廃棄物処理計画策定に係る滋賀県環境審議会での審議経過

| 日 時 | 経 過 |
|-----------|--|
| 令和2年2月25日 | ●知事から環境審議会会長へ諮問 |
| 令和2年3月17日 | ○第五次滋賀県廃棄物処理計画の策定について ○第四次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について |
| 令和2年7月22日 | ○第五次滋賀県廃棄物処理計画策定の方向性について |
| 令和2年9月14日 | ○第五次滋賀県廃棄物処理計画（骨子案）について |
| 令和2年11月4日 | ○第五次滋賀県廃棄物処理計画（素案）について |
| 令和3年1月29日 | ○第五次滋賀県廃棄物処理計画（答申案）について |
| 令和3年2月9日 | ●環境審議会会長から知事へ答申 |

滋賀県環境審議会 廃棄物部会委員（令和3年2月現在）

| 氏 名 | 主な職 | 備考 |
|--------|----------------------|-----|
| 奥田 克実 | 一般社団法人滋賀県建設業協会副会長 | |
| 櫻井 洋一 | 近畿地方環境事務所長 | |
| 芝原 茂樹 | 一般社団法人滋賀県産業資源循環協会理事 | |
| 野瀬 喜久男 | 滋賀県町村会（甲良町長） | |
| 橋川 涉 | 滋賀県市長会（草津市長） | |
| 橋本 征二 | 立命館大学理工学部教授 | |
| 樋口 能士 | 立命館大学理工学部教授 | |
| 松四 雄騎 | 京都大学防災研究所地盤災害研究部門准教授 | |
| 溝口 宏樹 | 近畿地方整備局長 | |
| 南村 多津恵 | 公募委員 | |
| 山本 芳華 | 平安女学院大学国際観光学部准教授 | |
| 吉原 福全 | 立命館大学理工学部教授 | 部会長 |
| 米村 猛 | 近畿経済産業局長 | |
| 和田 桂子 | 一般社団法人近畿建設協会水環境研究部顧問 | |

（五十音順）

<諮問文>

滋 循 第 6 0 号
令和 2 年 (2020 年) 2 月 25 日

滋賀県環境審議会
会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造

第五次滋賀県廃棄物処理計画について (諮問)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。) 第 5 条の 5 第 1 項で、都道府県は区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定めなければならないとされており、本県では平成 27 年度に貴審議会の答申を受けて「第四次滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の発生抑制や再使用の取組強化およびリサイクルの推進や適正処理の徹底に努めてきたところです。

このような中、昨年、本県では環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めた滋賀県環境総合計画を改定し、「琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む持続可能で活力あふれる循環共生型社会」を目指す将来の姿とした上で、「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」を目標としました。また、国においては、平成 30 年 6 月に循環型社会形成推進基本計画が改定され、持続可能な社会づくりとの統合的取組をはじめ 7 つの方向性の実現に向けて、各主体との連携の下、総合的な施策を政府全体で一体的に実行していくとされているところです。

このような状況を踏まえ、新たに令和 7 年度を目標年度とする次期廃棄物処理計画を策定することとし、廃棄物処理法第 5 条の 5 第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

<答申文>

滋 環 審 第 3 号
令和3年(2021年)2月9日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県環境審議会 会長 仁連 孝昭

第五次滋賀県廃棄物処理計画の策定について (答申)

令和2年(2020年)2月25日付け滋循第60号で諮問されたこのことについては、当審議会で慎重に議論を重ね、別添のとおり審議結果を取りまとめましたので、答申します。

つきましては、計画策定にあたり、この答申をできる限り反映し、循環型社会の形成に向けて、滋賀県における廃棄物処理や資源循環に関する対策を総合的かつ計画的に推進されることを期待します。

○滋賀県産業廃棄物税条例

平成15年3月20日

滋賀県条例第6号

滋賀県産業廃棄物税条例をここに公布する。

滋賀県産業廃棄物税条例

(趣旨)

第1条 この条例は、産業廃棄物税について、課税の対象、納税義務者、課税標準その他の必要な事項を定めるものとする。

(課税の根拠)

第2条 県は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第6項の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 最終処分場 産業廃棄物の埋立処分または最終処分たる再生の用に供される施設をいう。
- (3) 中間処理施設 中間処理（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中における産業廃棄物の処分をいう。以下同じ。）の用に供される施設をいう。

(納税義務者等)

第4条 産業廃棄物税は、事務所または事業所ごとに、県内に所在する中間処理施設（以下「県内中間処理施設」という。）または県内に所在する最終処分場（以下「県内最終処分場」という。）への産業廃棄物の処分のための搬入に対し、当該産業廃棄物を排出する事業者（中間処理を行う事業者を含む。以下同じ。）に課する。

(課税免除)

第5条 次に掲げる産業廃棄物の搬入に対しては、産業廃棄物税を免除する。

- (1) 産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）が当該産業廃棄物を自ら県内中間処理施設において処分するための搬入

- (2) 県内中間処理施設において排出事業者の委託により処分された後の産業廃棄物の搬入
- (3) 産業廃棄物が県内中間処理施設へ搬入された後において、当該産業廃棄物が産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して地方税を課する県外の地方公共団体として規則で定めるもの（以下「課税地方公共団体」という。）の区域内に所在する最終処分場へ搬入された場合における当該県内中間処理施設への搬入
- (4) 産業廃棄物の中間処理施設への搬入に対して地方税を課する県外の地方公共団体として規則で定めるものの区域内に所在する中間処理施設において処分された産業廃棄物が県内中間処理施設に搬入された後において、課税地方公共団体以外の県外の地方公共団体の区域に所在する最終処分場に搬入された場合における当該県内中間処理施設への搬入
- (5) 県内中間処理施設または県内最終処分場のうち、再生の用に供される施設で規則で定めるものへの搬入

2 前項第3号から第5号までの規定は、排出事業者が、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の搬入がこれらの規定に掲げる搬入に該当することを証するに足りる書類を知事に提出しない場合には、適用しない。

（納税管理人）

第6条 産業廃棄物税の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所または事業所（以下「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、または県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてこれを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、または変更しようとする場合においても、同様とする。

2 前項の規定により申告し、または承認を受けた事項に異動を生じた場合には、当該異動を生じた日から10日以内に知事にその旨を届け出なければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る産業廃棄物税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

（納税管理人に係る不申告に関する過料）

第7条 前条第3項の認定を受けていない産業廃棄物税の納税義務者で同条第1項の承認

を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(課税標準)

第8条 産業廃棄物税の課税標準は、次に掲げる重量とする。

- (1) 県内最終処分場への産業廃棄物の搬入にあつては、当該産業廃棄物の重量
- (2) 県内中間処理施設への産業廃棄物の搬入にあつては、当該産業廃棄物の重量に、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、当該右欄に定める処理係数を乗じて得た重量

| 施設の区分 | 処理係数 |
|------------------------|------|
| (1) 焼却施設または脱水施設 | 0.1 |
| (2) 乾燥施設 | 0.3 |
| (3) 熱分解施設または発酵施設 | 0.6 |
| (4) 油水分離施設 | 0.9 |
| (5) 前4項に掲げる施設以外の中間処理施設 | 1.0 |

2 前項に規定する搬入に係る産業廃棄物について、重量の計測が困難な場合であつて規則で定める要件に該当するときは、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(課税標準の特例)

第9条 前条第1項第2号の規定により算出した重量が当該県内中間処理施設において処分された後の産業廃棄物の重量を超える場合における課税標準は、排出事業者の申出に基づき知事が適当であると認めたとときに限り、当該処分された後の産業廃棄物の重量とする。

(税率)

第10条 産業廃棄物税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

(免税点)

第11条 事務所または事業所ごとの各年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）における県内中間処理施設または県内最終処分場への搬入に係る産業廃棄物税の課税標準となるべき重量の合計（以下「課税標準量」という。）が500トン以下である場合においては、産業廃棄物税を課さない。

(徴収の方法)

第12条 産業廃棄物税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続)

第13条 産業廃棄物税の納税義務者は、当該年度における産業廃棄物税の課税標準量および税額その他必要な事項を記載した申告書を翌年度の7月31日まで（年度の途中において事務所または事業所を廃止した場合には、当該事務所または事業所の廃止の日から4月以内）に知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付しなければならない。

(期限後申告等)

第14条 前条の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第733条の16第4項の規定による決定の通知を受けるまでは、前条の規定により申告書を提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付することができる。

2 前条または前項もしくはこの項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準量または税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(不足税額等の納付)

第15条 産業廃棄物税の納税義務者は、産業廃棄物税に係る法第733条の16第4項の規定による更正もしくは決定の通知、法第733条の18第5項の規定による過少申告加算金額もしくは不申告加算金額の決定の通知または法第733条の19第4項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、納付書によって納付しなければならない。

(賦課徴収)

第16条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令および滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第2号中「狩猟税」とあるのは「狩猟税／産業廃棄物税」と、同条例第4条第2項中「および県たばこ税」とあるのは「、県たばこ税および産業廃棄物税」と、同条例第7条第2項第2号中「所在地」とあるのは「所在地（産業廃棄物税にあつては、滋賀県産業廃棄物税条例（平成15年滋賀県条例第6号）第4条に規定する産業廃棄物の搬入に係る県内中間処理施設または県内最終処分場の所在地）」とする。

(産業廃棄物税の使途)

第17条 知事は、県に納付された産業廃棄物税額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の発生抑制、再生利用その他適正な処理に係る施策に

要する費用に充てなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行う産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物税について適用する。

(平成15年規則第77号で平成16年1月1日から施行。ただし、同条例第5条第1項第5号の規定は、平成15年8月7日から施行)

- 2 この条例の施行の日の属する年度における第11条の規定の適用については、同条中「4月1日から翌年の3月31日まで」とあるのは、「この条例の施行の日から同日以後の最初の3月31日まで」とする。
- 3 知事は、滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（平成31年滋賀県条例第19号）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

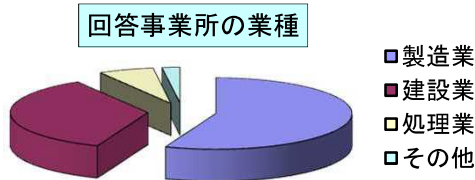
滋賀県産業廃棄物税に係るアンケート 集計結果

- 1 調査対象事業者 662 件
 (内訳)
- 過去に産業廃棄物税の申告または課税免除申請実績のある排出事業者等 332 件
 - 上記以外で過去に一定の排出実績があり、
 例年申告用紙を送付している排出事業者(県内のみ) 330 件
- 2 回答事業者 387 件 (回収率 58.5 %)
- 3 回答内容 (無回答等があるため、各選択肢の合計は回答事業所総数と異なる場合がある。)

I 産業廃棄物の排出および処理について

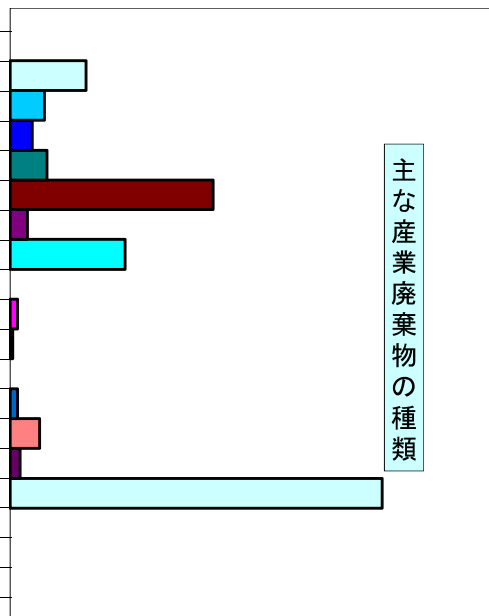
1 業種について

| | |
|-----|-----------------|
| 製造業 | 216 件 (56.0 %) |
| 建設業 | 137 件 (35.5 %) |
| 処理業 | 25 件 (6.5 %) |
| その他 | 8 件 (2.1 %) |



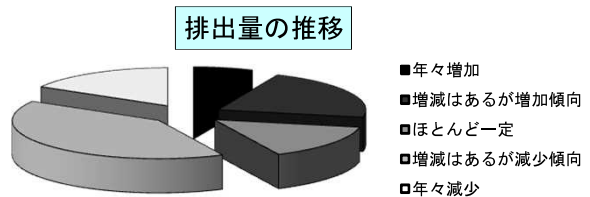
2 主な産業廃棄物の種類について

| | |
|----------|-----------------|
| 燃え殻 | 0 件 (0.0 %) |
| 汚泥 | 31 件 (8.1 %) |
| 廃油 | 14 件 (3.7 %) |
| 廃酸 | 9 件 (2.4 %) |
| 廃アルカリ | 15 件 (3.9 %) |
| 廃プラスチック類 | 83 件 (21.8 %) |
| 紙くず | 7 件 (1.8 %) |
| 木くず | 47 件 (12.3 %) |
| 繊維くず | 0 件 (0.0 %) |
| 動植物性残さ | 3 件 (0.8 %) |
| 動物系固形不用物 | 1 件 (0.3 %) |
| ゴムくず | 0 件 (0.0 %) |
| 金属くず | 3 件 (0.8 %) |
| ガラス陶磁器くず | 12 件 (3.1 %) |
| 鉱さい | 4 件 (1.0 %) |
| がれき類 | 152 件 (39.9 %) |
| 動物のふん尿 | 0 件 (0.0 %) |
| 動物の死体 | 0 件 (0.0 %) |
| ばいじん | 0 件 (0.0 %) |



3 産業廃棄物の排出量について

| | |
|------------|-----------------|
| 年々増加 | 25 件 (6.6 %) |
| 増減はあるが増加傾向 | 82 件 (21.6 %) |
| ほとんど一定 | 56 件 (14.7 %) |
| 増減はあるが減少傾向 | 154 件 (40.5 %) |
| 年々減少 | 63 件 (16.6 %) |



4 (1) 排出量増加の理由 (複数回答)

| | |
|-----------|----------------|
| 事業拡大等 | 64 件 (59.8 %) |
| 発生抑制対策講じず | 7 件 (6.5 %) |
| 排出抑制効果なし | 8 件 (7.5 %) |
| 施設解体 | 19 件 (17.8 %) |
| その他 | 24 件 (22.4 %) |

主な「その他」回答
 解体を伴う工事の増加
 受注量、発注者に応じて変動
 廃棄物発生比率の高い製品の増加

(2) 排出量一定の理由 (複数回答)

| | |
|------------|----------------|
| 発生抑制対策講じず | 5 件 (8.9 %) |
| 発生抑制&排出量増加 | 17 件 (30.4 %) |
| 事業の性質上減量不可 | 33 件 (58.9 %) |
| その他 | 8 件 (14.3 %) |

主な「その他」回答
 受注量、事業量に変化なし

(3) 排出量減少の理由 (複数回答)

| | |
|--------|-----------------|
| 発生抑制対策 | 114 件 (52.5 %) |
| 事業量減少 | 140 件 (64.5 %) |
| 一部事業停止 | 9 件 (4.1 %) |
| その他 | 19 件 (8.8 %) |

主な「その他」回答
 事業の一部移管
 受注量、発注者に応じて変動

5 (1) 発生抑制・再生・減量等対策の実施状況（複数回答）（百分率は全回答事業者に対する割合）

| | | |
|--------|-----------------|--|
| 発生抑制 | 150 件 (38.8 %) | |
| 再生 | 279 件 (72.1 %) | |
| 減量 | 100 件 (25.8 %) | |
| その他 | 9 件 (2.3 %) | |
| 対策は講じず | 32 件 (8.3 %) | |

発生抑制等対策の実施状況

（発生抑制等の具体的対策については、別紙参照）

2) ① 対策実施理由（複数回答）

| | | |
|---------------|-------|--|
| 社会の環境への関心の高まり | 232 件 | |
| 廃棄物削減が企業方針 | 237 件 | |
| 業界が廃棄物削減を決定 | 58 件 | |
| 県が産業廃棄物税を導入 | 20 件 | |
| 産業廃棄物の処分料が高い | 100 件 | |
| その他 | 5 件 | |

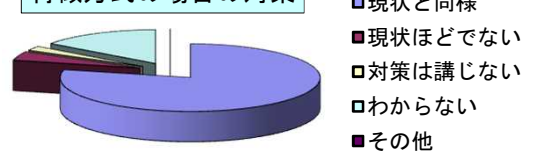
対策実施理由

主な「その他」回答

② 特別徴収方式の場合の発生抑制等対策

| | |
|--------------|----------------|
| 現状と同様の対策を講じる | 37 件 (78.7 %) |
| 現状ほどの対策は講じない | 2 件 (4.3 %) |
| 対策は講じない | 1 件 (2.1 %) |
| わからない | 7 件 (14.9 %) |
| その他 | 0 件 (0.0 %) |

特徴方式の場合の対策



- 現状と同様
- 現状ほどでない
- 対策は講じない
- わからない
- その他

(3) 対策を講じない理由（複数回答）（百分率は対策を講じない事業者に対する割合）

| | | |
|-----------|----------------|--|
| 性質上効果の期待薄 | 28 件 (87.5 %) | |
| 経費を要する | 4 件 (12.5 %) | |
| 環境配慮の余裕なし | 3 件 (9.4 %) | |
| 環境問題に関心なし | 1 件 (3.1 %) | |
| その他 | 4 件 (12.5 %) | |

対策を講じない理由

対策を講じない事業所の業種別内訳

建設業：29 製造業：2 処理業：1

主な「その他」回答

II 納税状況について

1 H19 納税額がH18より増加した理由（複数回答）

| | | |
|-----------|------|--|
| 事業量が增大 | 10 件 | |
| 県外から県内に変更 | 3 件 | |
| 施設を解体 | 0 件 | |
| その他 | 5 件 | |

納税額増加理由

主な「その他」回答

2 H19 納税額がH18より減少した理由（複数回答）

| | | |
|-----------|------|--|
| 発生抑制等の対策 | 14 件 | |
| 事業量が減少 | 27 件 | |
| 事業の停止 | 0 件 | |
| 再生施設への搬入増 | 7 件 | |
| 県内から県外に変更 | 9 件 | |
| その他 | 2 件 | |

納税額減少理由

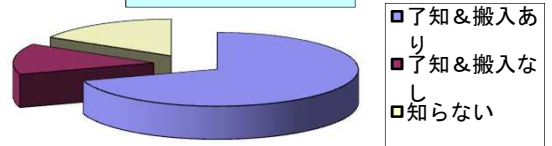
主な「その他」回答

Ⅲ 再生施設について

1 再生施設の認知度

| | |
|--------------|-----------------|
| 知っており搬入実績あり | 263 件 (69.9 %) |
| 知っているが搬入実績なし | 51 件 (13.6 %) |
| 知らなかった | 62 件 (16.5 %) |

再生施設の認知度



2 知らない場合の今後の搬入予定

| | |
|-------|----------------|
| 搬入を検討 | 47 件 (66.2 %) |
| 搬入しない | 24 件 (33.8 %) |



3 再生施設への搬入理由

| | | |
|---------------|-------|--|
| 産廃税が課税免除になるから | 100 件 | |
| 再資源化、再利用されるから | 223 件 | |
| 本社等が指定しているから | 36 件 | |
| 従来から利用しているから | 158 件 | |
| 料金等の搬入条件がいいから | 74 件 | |
| その他 | 8 件 | |

再生施設への搬入理由

主な「その他」回答
搬入先が再生施設認定を受けた

4 再生施設に搬入しない理由

| | | |
|----------------|------|--|
| 本社等が指定しているから | 6 件 | |
| 従来から他を利用しているから | 30 件 | |
| 料金等の搬入条件が悪いから | 12 件 | |
| その他 | 8 件 | |

再生施設に搬入しない理由

主な「その他」回答
再生可能な施設がない

Ⅳ 使途事業について

1 使途事業の要望

(回答内容については、別紙参照)

Ⅴ 産業廃棄物条例に対する意見について

(回答内容については、別紙参照)

主な意見

- ・ 広報の必要性 6件
条例を知らなかった、説明会の開催を、県の広報に時々掲載、文章がわかりづらい など
- ・ 制度の簡素化 12件
納税手続きが手間、申請書類の簡素化を、集計作業が面倒、6月は他の行政報告と重なる など
- ・ 税制度は意義深い 5件
再生利用への意識が高まる、さらなる廃棄物抑制を、しっかりした目的がある など
- ・ 税は不要 2件
税をなくしてほしい、処理コストが高くなり好ましくない
- ・ 申告納付方式がよい 4件
特別徴収方式より確実に効果的、再生分に対する免税で3Rが活発に進められる など
- ・ 特別徴収方式とすべき 13件
全県統一方式とすべき、納税手続きが煩わしい、排出量の多少にかかわらず納税すべき など
- ・ 免税点の引き上げ 2件
免税重量が少なすぎる、500 t を1,000 t へ
- ・ 「意見なし」 80件
- ・ その他
再生施設に選別施設の認定を、県外への排出にも課税を、再生施設認定申請を勧奨してほしい、油水分離施設の処理係数を三重県と統一してほしい、課税逃れ防止のため罰則強化を、

発生抑制等の具体的対策

| |
|--|
| 行政の指示に従っている面がほとんどである。 |
| 1、がれき類、本くずはすべて県認定の再生施設に委託処理する 2 |
| 当社事業所の中間処理施設にて処理を行っている。当社を含め、他社の廃棄物についても処理を行っている。最近では、今まで用途のちがった、がれきのカワラ類についても、その用途に検討をしている。その他、公共焼却施設から排出される溶融スラグについても、用途検討をしている。 |
| ISO9001, 14001認証取得による規格遵守 |
| 当組合の骨材生産による脱水ケーキは、建設残土と同じくトラックに山積み可能な無機性有価物として埋め立てや農地耕土等に再利用しています。そのため「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に該当しない土砂として取り扱うことについて了解されていますので、対象物の排出はありません。 |
| 再生施設に産業破壊物を搬入する。 |
| 再生碎石の使用 |
| イ、再生→再生事業所へ搬入する ウ、減量→当社中間処理場での選別、破碎、焼却 |
| ・作業工程を見直し、改善した。 ・濃縮装置を導入した。 |
| ア) 家電製品の工程不良率削減、市場品質ロスの分析による商品設計へのフィードバック、電子化によるコピー削減等の改善を各事業部に削減率(年間)を割当て実施しています。 イ) 成形ランナーを再ペレット化を行い、再生利用を行っています。 エ) 分別により金属類、廃プラ類の有価物化、金型極小化による廃棄部分の極小化を行っています。 |
| ・輸入物については、港で梱包を分解して、最小限の大きさで社内に納入。 ・委託業者に中間処理でチップ化し再利用(燃料、パーティクルボード等)している。 |
| 再生施設に産業廃棄物を搬入 |
| 目標を決めて発生抑制している。 |
| 再生・・・PP有価物引取による再生化 汚泥引取による畑への肥料化 減量・・・動物性残渣脱水処理を行い重量を減らす。 |
| 硫黄、硫酸系廃棄物の硫酸へのリサイクル 活性炭廃棄物の燃料化 廃プラスチック類の固形燃料化 |
| 諸事情によりRPF施設等新たな設備投資が行いにくい状況なので、現在自社で直接再生などは行えないが、受入れた廃棄物を徹底的に選別し有価物や再生素材となる廃プラ、木、紙、ボードを抜き出し速やかに市場へ供給する資源供給型処理業社として努力しています |
| ・作業工程改善により工程不良率の低削を図る。(条件設定を数値化) ・作業所において分別、仕訳をやっている ・再生施設への搬入 |
| 再生施設の利用 |
| 再生できるものは、ほぼ全て県認定の再生施設に搬入している。 |
| 発生抑制： 事業場の環境目標として毎年発生原因のトラブル削減を掲げ発生量を削減 再生： 廃棄物の分別化を進め、出来る限り、再資源化、再利用に努めている(再資源化率、99.5%以上) 発生する汚泥の脱水、焼却による減量化を行っている。なお、一部コンポスト化により再資源化を行っている。 |
| 梱包材をリターン化する 無駄な材料を現場に出さない |
| 例のとおり |
| 再生：再資源化 セメント用燃料化等に利用 減量：脱水や乾燥、濃縮により中間処理施設へ搬入する量を減らす |
| ・工程改善による歩留り向上及び廃棄物を微粉碎することにより材料メーカーで原材料として再利用する等 ・廃棄物処理業者変更による最終処分場への直接搬入から中間処理施設へ搬入 |
| グループ企業で再生施設がある |
| 滋賀県が認定された再生施設に搬入する 県が認定された再生施設に搬入しています。 |
| リサイクル施設への搬入することを行っている。 ・分別回収を行ないリサイクル率を向上させている |
| 自社で対応できるものについては、できる限り対応する。 |
| 反応終了後の苛性洗浄廃液が主の廃棄物にあたります。洗浄条件の見直し等で使用量の削減に取り組んでいます。また、他企業においての再利用にも取り組んでいます。 |
| 現場から出る廃棄物は極力分別して、再資源化施設に廃棄物として排出している。 |
| ア、発生抑制 生産工程の改善を行い不良率の低減に取り組む。 イ、再生 産業廃棄物の大半が紙屑で、積極的な再資源化を図っている。 |

発生抑制等の具体的対策

| |
|--|
| イ 再生 使用済のフィルム、樹脂容器を再生業者に引き取ってもらう。 食品残渣を飼料化する業者に委託する。 |
| ウ 汚泥の減量 自社で脱水を行なう。 効率の良い脱水助剤の検討 |
| 廃棄物の再資源化 |
| 脱水を行って重量を減らす |
| ア：梱包材の削減→通い箱、パレット化 イ：可燃ゴミの燃料化・・・産廃業者にて 金属箱のリサイクル |
| ・分別する事により、再生化を進める事に留意した ・再生アスファルト合材の使用率を拡大する様に努めた |
| ほとんどの産廃が再生処理されているが（業者にて）当工場では、処理費を支払うものについては廃棄物としての位置付けとされる金属類などの高騰の為、有価物として売却されるものが増えてきた。 |
| ・ゼロエミッション化を進めている ・廃油の再利用（LS重油、燃料として再利用してもらっています。） |
| 2000年にISO14000Sを取得して以来、我が社は環境方針に「資源の有効利用のため、工事材料を過剰に使用しないように努める」をモットーに全社員が工事前に材料発注や廃棄に関する量を現地測量により最適量を割り出して注文や廃棄を行っています。 |
| ア、製品不良減少の改善取組（設備改善等） イ、中間製品等の原料再利用 ウ、排水処理汚泥の脱水機処理 |
| 再生については再資源化施設へ搬入 減量については脱水、乾燥などの処理を行う |
| 県が認定した再生施設に産廃を搬入する。 |
| 分別を徹底し、リサイクル施設にて再利用を進めている |
| ①梱包資材の再利用及び使用量削減に取り組んでいる。 ②原料使用時のこぼれ等を防止して、廃棄物発生削減を図っている。 ③埋立廃棄から再資源化への移行を図っている。 |
| 2の排出する産業廃棄物1～19に該当する番号が無いので、アンケートに回答する事ができませんので報告します。 |
| 県が認定した再生施設に産業廃棄物を搬入。 |
| ・製品回収率の向上 ・廃液は再生施設に搬入し、燃料化処理 |
| 企業グループ内に再生処理施設がある。 |
| 廃アルカリを減容化 汚泥を脱水 溶剤回収 |
| 材料の効率的利用（製品歩留り向上含む） リサイクル推進 |
| ア、製品歩留率向上に取り組んでいる。 イ、屑のリターン（再生）処理に取り組んでいる。 |
| 分別回収 |
| 脱水機での水分を充分取れる様維持管理を行う。（従来は年1回のフィルタ交換を年2回にしている。） |
| 家屋解体において、機械での仕分けは極力行わず、人力作業で分別を行い産業廃棄物の抑制に努めている。 |
| ゼロミッション・3Rへの取り組み・再資源化・・・等 |
| ・プレカット化 ・梱包材の簡易化、ひとくくり化 ・プレキャスト製品の採用 ・ダンボール、パレット、ドラム缶などのくり返し利用 ・袋梱包→現地にサイロ設置し、一車搬入による袋削減 ・仮設材の削減、再利用 |
| 再資源化のため、県の認定した再資源化施設へ運搬し、処理している。 |
| 出来るだけ再生に努めています。 |
| ・工程水の水量見直し及び再利用で抑制 |
| 建設系の混合廃棄物の割合を減少させ（分別）て再生可能な資源として現場より搬出することを全社の目標としている。 |
| ・業種上、コンクリート、アスファルトがらの発生が多いが、再生施設への搬入を最優先しているため、多少の増加はあっても大幅な増加はない。 |
| ・リサイクル施設に搬入 ・ゴミの分別の徹底 |
| アスファルトがら、コンクリートがらを再生処理施設で処理している。 |
| 使用可能な破材などを、とことん利用して、廃棄量を減少させる |
| ①各下請業者に、自らのゴミは持帰り指導。（包装材、カラ缶、カラ箱他）。その事により、業者自らが減量に対する行動が起こる。 |
| ②無駄無きよう、資材は限りなく使いこなす。（短いものの使い方、半端なものの使い方など） |

発生抑制等の具体的対策

| |
|--|
| ・特定建設資材(建設リサイクル法)の再資源化の徹底 ・分別により有価物等の再資源化、再利用の促進 ・使用資材の発注管理の推進 |
| 県が認定した再生施設に産業廃棄物を搬入する。 |
| 主な廃棄物であるCo、Asガラは再生施設へ搬入している。 その他事業所内廃棄物も分別し、リサイクル可能なものはしている。 |
| リサイクル |
| 産廃の分別回収により減量化を図っている。 |
| ・歩留向上対策 ・不良低減対策 |
| ①FRP成形工程の改善により不良率を低減。 ②手直しをすることにより、不良品の良品化。 |
| 全て中間処理施設に搬入するため。 |
| アー製品歩留りの向上。 イー社内にて原料の一部に混合して再利用。 |
| ア発生抑制・・・マテリアルフローコスト会計による歩留りのアップ。 イ再生・・・製品廃棄部分の再原料化。 ウ減量・・・脱水、一時置きによる水切り実施。 |
| ・製法の変更による材料投入量削減(余剰分の廃棄減) ・PET原料としての有価売却 ・RPF化している中間処理業者への処理委託 |
| ・不溶化脱水処理装置による廃アルカリ水の減量化 ・銅付プラスチック(基板)の分別による再資源化 ・廃水のイオン交換処理によるリサイクル使用の増加 ・廃プラスチックの一部再資源化 ・銅含有汚泥の有価化 |
| 破碎処理前に徹底した選別(手、機械)を実施している。 |
| ①工場加工 ②端材が出ないような基準寸法を統一 ③ユニット化 ④無梱包化 其他 |
| 県が認定した再生施設に産業廃棄物を搬入している。 |
| 搬入材の梱包材削減。物によっては段ボール梱包のかわりにプラスチック箱に入れ替え転用する(ボルト、ナット等)。照明器具等で単品毎に梱包するのではなく集合梱包する。 |
| リサイクル業者に処理(一部) |
| 発生抑制 現場へ搬入される材料等の工場でのプレカット化(現場での加工を少なくし、残材料を減らす)をすすめる。 |
| ・洗浄工程施設の改造による廃液発生抑制 ・有価値化(トルエン、非鉄など)取組の強化 |
| 県が認定した再生施設に産業廃棄物を搬入している。 |
| 真空脱水機からフィルタープレス方式に機械の入替え脱水効率を上げた。 |
| 再資源化のため、分別を作業所に促している。 |
| ア:工程見直し等 イ:再生施設搬入 ウ:減量化(濃縮装置導入等) |
| 再資源化。マニフェストにて管理。 |
| 再生施設に搬入し、再生材に利用。 |
| 分別回収をすることにより県指定のリサイクル施設に搬入している。 |
| 県が認定した再生施設・中間処理施設へ搬入しています。 |
| ・リサイクル施設への処理の委託を指導している。 ・環境方針に廃棄物の発止抑制・削減がある。 |
| 機器の梱包材を使用せずに搬入させている。 |
| 再生可能物の分別を徹底している。 |
| 極力再生施設に搬入している。 |
| 現場内仮置き時に分別保管し、再資源化施設へ運搬する。 解体時の分別を徹底する。 予め工場で資材を設計寸法にカットし、現場での廃棄物発生抑制を図る。 資材納入業者に過剰包装をしないように指導する。 仮設計画時、廃材発生が少ない工法を検討する。 |
| 廃油の削減にあたり、タンク洗浄溶剤を減量している。 |
| 1 廃プラスチックのRPF化 2 廃プラスチックの有価品化 |
| ・製造工程の改善(配合、条件) ・生産設備の改善 |

発生抑制等の具体的対策

| |
|---|
| <p>一定量の生産に使用した薬液は決められた寿命があり、使用基準に達したところで廃液（産業廃棄物）となっている。その薬液が寿命に達するまでの期間（生産量が多く）が長くなる方策として、液の老化防止策を講じている。（生産に関与しないところでの液の消耗の防止など）</p> |
| <p>再資源化できるようリサイクル用の専用コンテナ設置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物を有価の引き取りに変更している。 ・コンプレッサーやフロアの排気熱で汚泥を乾燥させている。 |
| <p>県が認定する再生施設をふやす。</p> |
| <p>廃水処理から発生する汚泥の乾燥処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場内にてリサイクル工場などの増設 ・リサイクル率向上により廃棄物の低減を図る |
| <p>再生施設に搬入</p> |
| <p>再資源化 リサイクル可能な業者への新規委託など</p> |
| <p>減量 脱水、乾燥</p> |
| <p>古紙回収を利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル率100%の産業廃棄物業者選定 ・有価物への変更（廃プラスチック等） ・排水処理設備で処理する（廃酸等の処理） |
| <p>製造各工程において使用部材の低減、工程の改善、不良の低減などの活動を実施している。</p> |
| <p>社内で再資源化を進めている</p> |
| <p>梱包材の抑制</p> |
| <p>再生施設への産業廃棄物搬入</p> |
| <p>廃油等については県の認定再生施設利用しており、また廃プラスチック類等に関してもゼロエミッション対策として再利用している。</p> |
| <p>マテリアルリサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃油を分別し、有効なものは有価物として排出している。 ・製造プロセスを変更し廃棄物が出ない工夫をしているが、生産増により増加している。 |
| <p>ISO14001取得による環境目的、目標の設定</p> |
| <p>チップとして利用</p> |
| <p>選別の強化をし、RPF等の再資源化処理業者へシフトさせた。</p> |
| <p>他県の処分場へ分散させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が認定した再生施設への廃棄物の搬入。（発注元） ・再生材料の使用を含め、原材料の使用の見直しや産業廃棄物の発生原因を最小にした抑制対策。→作業工程の見直し |
| <p>当工場では、水の循環再利用を目的とした蒸発濃縮装置を2台設置しております。濃縮倍率にて廃アルカリの発生抑制を行っております。</p> |
| <p>再生施設への搬入推進により再資源化量UP。</p> <p>埋立て処理していたものを処理先を探し、埋立廃棄量削減。</p> <p>適正脱水処理により、廃液量の削減。</p> <p>事務関係3Rの推進、事業所内教育等。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売する製品の小型化（リデュース） ・回収した使用済製品の部品リユース ・残余のない原料作成 ・再生原料として回収 ・廃液の削減で、すべて内部処理が可能になった。 |
| <p>再生施設へ持ち込みリサイクルを行う。</p> |
| <p>汚泥、脱水機稼働時間をMLSSにより調整する。</p> |
| <p>発生抑制：製品製造時の不良率の低減</p> <p>再生：製品出荷用の容器の通い化</p> <p>減量：排水汚泥の乾燥における減量 など</p> |
| <p>できるだけリユースできるものを選別し、業者の委託をしている。中間処理場へできるだけ搬入している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全社的に再資源化率、縮減率、混合廃棄物の排出量削減の目標を設定し、再資源化を推進しています。 ・滋賀県認定の再生施設に優先して産業廃棄物を搬入しています。 |
| <p>【減量について】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①複合中間処理施設による脱水汚泥の乾燥処理および廃油の助燃材化 ②減圧廃液濃縮装置による廃液の減量化 <p>【その他について】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①廃棄物の分別の徹底による有価物化 |
| <p>【減量について】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①複合中間処理施設による脱水汚泥の乾燥処理および廃油の助燃材化 <p>【その他について】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①廃棄物の分別の徹底による有価物化 |
| <p>誤造品の削減</p> |
| <p>発生抑制：補助材料の使用料削減</p> <p>再資源化、再利用：副資材の再利用、再資源化</p> <p>減量：排水処理施設の薬品使用量削減</p> |
| <p>県が認定した施設に搬入した。</p> |
| <p>加工歩留向上による原材料ロス削減活動に全社的に取り組んでおります。</p> |

発生抑制等の具体的対策

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・裏紙使用 ・再資源化可能な物は別途としている。 段ボール等 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・脱水し凝固することにより再生施設に廃棄物を搬入、リサイクル化 ・骨材分を分離し再利用または再生施設に廃棄物を搬入 |
| 建設工事により発生したアスファルトガラやコンクリートがらは、再資源化施設に搬入し処理している。 |
| 再資源化を図るべく中間処理（再生施設への委託）を原則として指導を行っている。 |
| 発生したプラスチック産廃をプラスチックパレットを作っている業者に売却 |
| 汚泥の脱水、乾燥処理 |
| 容器洗浄廃液の発生抑制対策 |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 廃液を粗洗浄に使用 2 容器を洗浄し易いバフ仕上げのSUS製に取替え |
| 従来埋め立てていた物をリサイクル可能な物すべてを対象にリサイクルしている。（人員の増等） |
| 産業廃棄物処分地（再生施設）への処分 |
| 県が認定した再生施設に産廃を搬入している |
| 木くず等は焼却灰を土の改良等に使用して、すみ等も入れ、土の改良に使っていきたい。 |
| 梱包材のメーカーへの返却 |
| 容積の減量 など |
| 中間処理施設へ搬入するように変更 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事務機器や什器、医療機器などは、できるだけ長持ちさせる。 ・過剰包装を減らすよう納入業者に働きかける。 ・再利用が可能な包装、梱包材の使用を納入業者に働きかける。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・作業方法見直しによる不良品の削減 ・分別管理方法変更による金属、ポリ容器等の再生利用 ・ろ過助剤使用量見直しによる削減 |
| <p>ア：在庫量の見直し（期限切れでのスクラップなどを抑制）、コピー裏面利用、両面印刷、スキャナ利用</p> <p>イ：プラスチックリサイクル、段ボールリサイクル、オフィス古紙リサイクルの推進</p> |
| 再生施設に搬入 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・資材納品時の木製パレットや段ボールを資材業者へ返却し、再利用する。また、金属製通い箱を作成し、繰り返し使う。 ・ビニール類処分物は圧縮処理する。 |
| 発生抑制：希薄廃液を社内処理プラントで処理することにより、社外への処理委託量を減らす。 |
| 減量：汚泥を乾燥させることにより、含水率を低下させ処理委託する重量を減らす。 |
| 全社内でリサイクル率向上計画を策定し、埋立処分から再生処理に変更すべき活動を実施中である。（処分先の変更検討等） |
| 残コンを最終打設して調整している（減量） |
| コンクリート製品を再生骨材として利用している（再生） |
| 納入資材の梱包材などの減量または引き取りを要請している（減量、抑制） |
| 再生：再資源化、再利用 |
| リサイクル施設の導入 |
| 減量：中間処理への搬入 |
| 脱水対象の廃棄物を増加した。 |
| 工場内プラスチック原料リサイクル（再生）施設の活用 |
| 発生抑制：設備の運転条件を標準化、選別精度を上げる。 |
| 再生：再資源化する再生施設に搬入。 |
| 原料：脱水により中間処理がやりやすいよう設備を導入している。 |
| 発生抑制：搬入資機材の過剰梱包を避ける。 |
| 使用材の工場プレカット実施 |
| 再生：コンクリート塊、アスファルト塊、発生木材を県認定の再生施設に搬入 |
| 再生＝廃プラスチックの固形燃料（RPF）化 |
| 減量＝廃水処理後の汚泥脱水、乾燥 |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 従来木パレットを樹脂パレットおよび鉄パレットに変更 2 廃プラでの処理を再利用として進めている 3 産業廃棄物の発生を未然に出さないよう、社内で行っている |
| 再生施設にて100%肥料へ |
| 作業工程改善等による不良品発生抑制 |
| 自社および関連会社でのリサイクル原料化 |
| 他社再生施設に搬入し他用途材にリサイクル |
| 製品の小型化および構成部品点数を少なくすることにより、産業廃棄物の発生を抑制しています。 |
| 県が認定した再生施設に産業廃棄物を搬入する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・認定された再生施設に廃棄物を搬入している ・基礎工事等での発生汚泥は作業工程、脱水等で原料に努めている |
| 排出業者より出された廃棄物を異物除去し、さらに再利用、再資源物に分別して、最終処分量を減量するようにしています。 |
| ア：不良低減、歩留まり向上、開発・設計段階での考慮 |
| イ：分別の細分化、リサイクル先開拓 |
| ウ：社内処理による乾燥、中和 |

発生抑制等の具体的対策

| |
|--|
| 認定した再生施設に産業廃棄物を持ち込んでいるため |
| 脱水効率の向上を図る |
| 住宅の新築現場では、廃棄物を整備の進んでいる工場リサイクルネットワークを活用し、工場と施工現場が一体となったリサイクルプロジェクト「建設副産物工場デポ化プロジェクト」を推進し、住宅の建設現場の廃棄物のリサイクル率向上に取り組んでいます。 |
| 受け入れた産業廃棄物を決定して分別し、リサイクルに回せる物についてはリサイクルしている。また、関連会社にて固形燃料（RPF）を製造しており、リサイクル向上に努めている。 |
| 中間処理後、再生業者へ委託し再生化を行っている。（再生砕石等） |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 自社によるコンクリートと木質の資源化 2 再生した資源の新しい利用方法の開発 3 分別による資源化 4 整理、整頓、清掃による不用物の資源化 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル率の高い産廃業者への委託 ・分別収集の徹底化（社員への分別の徹底） |
| 材料のプレカット化 |
| 梱包の簡略化 |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 工場プレカット化 2 再生処理施設へ搬入 |
| <ol style="list-style-type: none"> 3 Rを推進している。 <ul style="list-style-type: none"> ・歩留まりの向上 ・分別によるリサイクル化 ・社内廃棄物のリサイクル化 |
| 生産機械の洗浄に使用している溶剤のうち、比較的汚れの少ない部分を回収し、再利用する。 |
| 廃プラ有価物としてまたはRPF原料の引き合いが多く選別等を強化（取引先の要望も多い） |
| <ul style="list-style-type: none"> ・廃アルカリ 産廃として廃酸の中和用に使用していたものを、製紙会社のパルプ溶解用等へのアルカリパーズ代替として使用。 ・廃プラスチック 産廃として埋立または単純焼却していたものをマテリアルリサイクルまたはサーマルリサイクルとして使用。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・容器やパレットのリターナブル化と簡易梱包仕様納入荷姿化 ・脱水汚泥の含水率低減への脱水機の変更 ・廃油・液の再使用化（ミッション試運転オイル、切粉付着切削液回収） |
| <ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上（ロスを出さない） ・廃棄物の有価物化 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・認定された再生施設に処理委託する。 ・各現場にて分別、管理を徹底する。（リサイクル率の向上） |
| 乾燥などにより減量化を実施しています。 |
| ア：収率改善 |
| イ：マテリアルリサイクル（有価売却）機会調査 |
| ウ：保護フィルム減少 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・RPF化 ・マテリアルリサイクルとして有価販売 |
| 発生抑制 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・躯体のPC化、材料のプレカット、システム化等工場製作により現場での産業廃棄物発生を抑制している。 ・搬入材の養生、梱包の簡易化とくり返し利用を図っている。 |
| 再生 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・現場での廃棄物の分別に努め、再資源化施設に委託するよう努めている。 |
| 砕石にして販売 |
| 樹木や草は毎年伸びるため発生抑制は不可能 |
| ただし、県のある部分では処分費用の軽減から草刈りや樹木剪定を行わなかったり、草を刈るだけになっている場合もある。 |
| 景観上に問題があるのでは。また、産廃、一廃、同じものでも扱いが違うのはおかしいのでは。 |
| 再生施設に搬入している。 |
| ア）原材料の軽量化をすすめ、発生重量を抑制する。 |
| イ）再生化をすすめる等、場内での分別廃棄を行い、認定業者での処理を促進する。 |
| 各作業で分別を行い、できるだけ多くの品目を県の許可をもった再生施設に搬入している。 |
| 再生施設に搬入している。 |
| 作業工程を見直し、歩留まり向上に努めている。 |
| できるだけ再生施設に搬入する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・購入部材の省梱包化およびメーカーへの返却 ・使用部材の歩留り改善 ・内外作品の見直しによる生産品種の縮小 |
| 再生：再生施設に産廃を搬入 |
| 減量：研削くずを脱水し減量 |

発生抑制等の具体的対策

| |
|---|
| 発生抑制：生産工程でのロスの減少対策を実施した |
| 再生：再資源化 |
| 県が認定した再生施設に搬入している。 |
| 埋立物を選別することにより、サーマルリサイクル用に活用しているため |
| 全社として、リサイクルの推進を実施している。 |
| ASガラ、COガラを再生施設へ搬入 |
| 再生施設に搬入する。 |
| 設備改善および水使用量削減により発生量抑制（汚泥） |
| 再利用 |
| 使用材料の発注にあたり、材料のロスを無くす（特に生コンクリート等）ようにしています。 |
| ・アスファルト、コンクリートガラは中間処理施設へ |
| ・建設廃材は分別処理をし、発生量を抑えている |
| アスファルトガラ、コンクリートガラは再生工場を併設する処分場へ排出 |
| 再生施設への産廃の搬入 |
| 軌道工事で発生する道床碎石について再生資源化し、再利用している。 |
| ・型枠材等の転用回数を増やすよう指導している。 |
| ・建築の梱包材は必要最小限とするよう資材業者に要請している。 |
| ・コンガラ、アスガラ、木材等は分別し、リサイクルするようにしている。 |
| ・施主（県市町村、民間）の理解が得られれば、再生材を極力使用する。 |
| 作業工程の見直し |
| 発生抑制・・・ |
| 型枠、鉄筋等の資材は、現場でなく各協力会社の加工場で加工してもらっている。 |
| 再生・・・ |
| 使用する材料（碎石、アスファルト）は、顧客から指定のない限り再生材を使用している。また、現場から発生した廃棄物は再生資源化施設で処理している。 |
| 発生抑制 |
| ・建設資材のプレカット |
| ・ユニット化 |
| ・簡易（無）梱包納入 |
| ・発生抑制につながる工法採用 |
| 再生 |
| ・伐採材のチップ化 |
| 減量 |
| ・建設汚泥の脱水 |
| 別紙の医薬工業協議会の環境委員会が発足し、弊社も参加しております。まだ、取り組み始めたところであるが、順次行っていく予定です。 |
| 燃料化（RPF） |
| 製品切替洗浄時に廃棄物が発生するため、切替回数を減らすような生産体制をとった。 |
| 県が認定した再生施設に産業廃棄物を搬入。 |
| プレス等による減容を実施 |
| 事業所内に環境管理棟を設置して、産廃をリサイクルできるように処理して排出している。 |
| 県が認定した再生施設に搬入してリサイクルできるものはしている。 |
| ・製品にスラッジ水の使用猶予が認められてきた。 |
| ・建設工事の減少 |
| ・工事発注者側の無駄抑制 |
| ・再生材使用の推進（公共工事） |
| ・「もったいない」という思想を全社的に啓蒙しあっている。 |
| ・経費節減の観点からも産業廃棄物は発生させないという努力をしている。 |
| 県が認定した再生施設に産業廃棄物を搬入する。 |
| 自社廃棄物プラントにて破砕、焼却により再生、熱回収、減量を行っている。 |
| 関連会社リサイクル施設にて再資源化 |
| 再生 |
| ・プラスチック、紙袋、木材パレットの燃料ペレットへのリサイクル化 |
| ・金属くずのリサイクル |
| ・原料の再生、再利用 |
| 減量 |
| ・文具、試薬瓶の納入業者による引き取り 等 |
| AS、COについては自社に再生施設をもっており、破砕およびアスファルト合材に再生している。 |
| 県が認定した再生施設に産業廃棄物を搬入している。 |
| AS、COについては自社に再生施設をもっており、破砕およびアスファルト合材に再生している。 |
| 再生施設への搬入 |
| 再生：再資源化、再利用 |
| 木質部材の歩留まり向上 |
| 建設業ゆえ解体工事等は必然的に抑制できないものがある。しかし、発生抑制では仕上工事等の製品のロスのないように使う。 |
| 再使用可能な物は処分しないで持ち帰る。 |

発生抑制等の具体的対策

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・搬入資材の包装の省略 ・コンクリート研りガラ等が発生しないよう、手戻り工事をなくす |
| <p>廃アルカリ業者引き取り→社内水処理設備にて中和剤として再利用化</p> |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 菓子などの個人ゴミの持ち帰り 2. 不良率低減による油等の使用料削減 |
| <p>県が認定した再生施設に搬入</p> |
| <p>分別保管の徹底</p> |
| <p>塗装工程の効率化</p> |
| <p>事業活動により発生した産業廃棄物は、再資源化施設に搬入している。</p> |
| <p>イ：リサイクルするため木、根、枝葉など紙の原料としてリサイクルしている。</p> |
| <p>ウ：破碎という処理をし、分別と量の早さなど、スムーズな流れを作ることに心がけている。なるべく最終処分場に行くゴミの量を減らすこと。</p> |
| <p>再生材料の使用（コンクリート碎石、土砂）</p> |
| <p>発生材については再生のため分別をやり、リサイクル業者へ搬入（鉄くず、段ボール）</p> |
| <p>ア：事業所内に廃液処理施設を作って「廃酸」「廃アルカリ」の排出量をほぼ0にした。</p> |
| <p>イ：廃プラスチックの有価物引き取り化により、産廃としての排出量を削減した。</p> |
| <p>ア：事業所内に廃液処理施設を作って「廃アルカリ」の排出量を削減した。</p> |
| <p>イ：廃プラスチックの有価物引き取り化により、産廃としての排出量を削減した。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・分別による再生の取り組み ・樹脂のリサイクル施設設置による再資源化推進 |
| <p>工程で使用する加工油の交換頻度を延ばしたり、一回の加工に使用する量を減らすなどして減量化しています。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・分別による再生取り組み ・樹脂のリサイクル |
| <p>県認定の再生施設に産業廃棄物を搬入する。</p> |
| <p>再資源化： 手選別により再生可能なモノを廃棄物から取り出し再生原料としている。</p> |
| <p>再利用： リサイクル業者に有価物として引き取ってもらうようになった</p> |
| <p>減量： 材料歩留まりの向上を図っている</p> |
| <p>古材（再利用可）のストック、再利用、準備中</p> |
| <p>アスファルトがらなど出ないように、できる所では非開削工法（推進）にて施工するなど。</p> |
| <p>資材搬入時の梱包材の省略化や、廃棄物の物別回収による再資源化 等</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ガラス瓶、ペットボトルをリサイクル施設に搬入している。 ・廃油を燃料として売却。 ・油はウエスの発生を抑制するため、ダスキンのウエスに変更している。 ・洗浄槽の清掃周期を毎月から6か月毎に見直している。 |
| <p>ア）作業工程などを見直して、産業廃棄物の発生原因になる行為をとりやめた。</p> |
| <p>イ）再生施設へ搬入している。</p> |
| <p>工事施工に伴い発生するがれき類を県認定の再生施設に産業廃棄物を搬入する。</p> |
| <p>業者が取りに来て再生等している</p> |
| <p>分別、リサイクル</p> |
| <p>(ア)対策：収率改善</p> |
| <p>(イ)対策：廃プラ 再利用</p> |
| <p> 廃カセ 原料再利用</p> |
| <p> 廃油 燃料代替（再利用）</p> |
| <p>県認定の再生施設に搬入している。</p> |

使途事業に対する要望

| |
|--|
| 特になし |
| がれきのコンクリート塊のリサイクル砕石は、ほぼ100%再生されているが、がれきの中で瓦の砕石についてはほとんど再生利用できない。製品として問題ないと思うのであるが需要がない。瓦の再生利用について推進願いたい。クリーンセンターからの溶融スラグについても同様。 |
| 産業廃棄物が出る現場への訪問等による相談、指導。適正な処理についてなんでも気軽に相談できる窓口の一本化。 |
| 技術開発により処分費用が低コストになる様に。 |
| 特になし |
| 特にありません |
| 現状で良いと思います。 |
| リサイクル製品の使用、用途開発等 |
| 産業廃棄物処理する過程で、地球温暖化につながる作業方法や処理する過程で、地球温暖化につながる作業方法や諸施設を改善していく為の使途として役立てていただきたいと思います。 |
| 廃棄物の資源化仲人事業の更なる充実化に期待します。また、リサイクル化に特化した公営産業廃棄物処理施設の新設を期待します。 |
| 現在残っているすべての不法投棄物の撤去 |
| ・特にありません |
| 不法投棄防止（巡回や監視の強化） |
| 現状のままで特に問題はないと思います。 |
| なし |
| リサイクル製品製造に対する補助金等 |
| 特にありません |
| 石綿含有物（現在は埋立処分）の再資源化に向けた研究開発を進めてほしいと思います。 |
| 特にありません |
| 特にありません |
| 資源化仲人事業は良いと思いますが、弊社（福井）から滋賀県では、運送コストがかかり、問題があると思います。現在、福井県内で検討していますし、このような事は民間も活発に動いています。 |
| 最終処分地を建設してもらいたい。 |
| 廃棄物処理費用が安くなるようなことに使われることを望みます。 |
| 特になし |
| 特にございませ |
| 税収の増減度がわからないので、一概にこれというのは無いですが、あまり多様化しすぎると分散すぎて、それぞれの事業の悪化を招くと思います。よって、現在推進されている事業中心に考えて下さい。 |
| 特になし |
| 現在行われている事業を推進されれば良いと思います。但し、パンフレット等でよりPRをする事が必要だと思います。 |
| 大規模の安心して処理のできる施設・事業を希望する |
| 再資源化への推進に積極的に使用して欲しい。 |
| 使途事業についてももっとPRしてください。 |
| 特になし |
| 産業廃棄物減量化技術開発事業 |
| 発注-再生-抑制のサイクルが上手回るようなシステムを構築できれば、環境負荷も減少すると思う。（時間はかかるが・・・） |
| 廃棄物施設事業 |
| 廃業者にも色々あるので、地域別に処理できる業種ごとに表を作成し、更新して行ってほしい |
| 県自体が適正処理を行う最終処分場等の施設を建設する事業を行っていただきたい。 |
| 処理施設の立地状況が偏っているので、県内での偏りを少なくした施設の立地を推進できるよう支援してほしい。 |
| 過去の公共事業によって破壊された自然環境の再生（より自然に近い川、道等の再生）に使用されるのはどうか？ |
| 少量の廃棄物でもリサイクルできる仕組み作り |
| 処理施設の開発、紙力向上の研究事業 |
| ・再資源化、有効利用技術開発支援 |
| ・優良業者の認定や優遇によるコストダウン |
| 特になし |
| 特になし |
| 現事業の発展 |
| FRP材のリサイクル法の研究開発 |
| 産業廃棄物処理施設の充実 |
| 現状の方針で良い。 |
| 特になし |
| 産業廃棄物製品開発事業 |
| 税金を無くして欲しい。 |
| 現状、要望が思いつきません。 |
| 特になし |
| 今のところ特になし。 |
| ※税をもう少し安くできないか |

使途事業に対する要望

| |
|---|
| 特にありません。 |
| 産業廃棄物減量化技術研究開発推進事業の取組に対する支援 |
| 企業にとって廃棄物はずきものです。廃棄物が資源としていろいろ利用できるような施設を認定したり県として設置をお願いします。 |
| 現状でいいのでは。 |
| 産業廃棄物の再生等更なる推進をお願いしたい。 |
| 特になし |
| 環境事業等への補助 |
| 課税対象者への補助（バックさせて環境対策に使用してもらう） |
| 特になし |
| リサイクル製品認定事業 |
| リサイクル製品といっても、価格のほうが高く感じられ、もっと値下げの方へいくように開発していただきたい。 |
| 特になし |
| 特にありません。 |
| 現在進行中の「産業廃棄物減量化技術開発事業」や「リサイクル製品認定事業」をもっと促進してもらえたらと思います。 |
| 特になし |
| 特になし |
| 特になし |
| 特になし |
| リサイクル製品認定事業の拡大 |
| 特にありません |
| 廃棄している産業廃棄物の中には資源も含まれており、その有効な部分を取り出して再利用できるような研究開発およびその開発事業への援助として使用いただきたい。 |
| 廃棄物の資源化仲人事業 |
| 産業廃棄物減量化技術開発事業の推進 |
| 特になし |
| 現在の使途事業例で行われていることを紹介して欲しい。 |
| 最終処分場が全国的に減っていくため、確保に困っています。何か情報公開があればありがたいです。自社運搬にて滋賀県まで運搬しております。 |
| 特になし |
| リサイクルに関する情報の充実 （リサイクル品の情報を交換できるホームページの開設など） |
| 廃酸の100%リサイクル化（現在廃酸のみリサイクル率96%のため） |
| 認可されている産業廃棄物処理業者についての企業による現地確認等が不要となる程度の産業廃棄物処理業者の監査 |
| 特になし |
| 産業廃棄物再利用の開発研究 |
| 不法投棄の撲滅監視強化 |
| 特になし |
| ・悪質な処理業者の撤廃と良質業者増加への対応 ・電子マニフェスト推進（補助も含めた）への事業 |
| 特にございませ |
| 廃棄物のリサイクル施設の開業に出来やすい用にしてほしい。 |
| ①事業系可燃物の焼却場における熱の有効利用をしていただきたいと思います。 |
| ②古紙をより再生紙化する事業の展開を希望します。 |
| 産廃の引取価格の安価な公的処理工場を増やしてほしい。 |
| ホームページなどで、収集運搬業者や、滋賀県認定業者以外も含めた処分業者の情報提供をお願いします。 |
| 産廃の発生抑制や資源化、産廃を原材料とした製品の研究開発の補助およびリサイクル製品の認定制度の他に、県内で不法投棄された廃棄物の処理費用の補助として使用してほしいと思います。 |
| 産廃の発生抑制や資源化、産廃を原材料とした製品の研究開発の補助およびリサイクル製品の認定制度の他に、県内で不法投棄された廃棄物の処理費用の補助として使用してほしいと思います。 |
| 産業廃棄物減量、再利用化のための事業 |
| 木くず、廃プラスチック、廃油については、再利用先が多数あるが、工業系無機汚泥等は利用先が限られており、今後、製品化に向けた研究を一層促進していただきたい。 |
| 滋賀県の自然環境保護など廃棄物、リサイクルに限定せず、幅広く使途について検討してはどうかと思います。 |
| 特になし |
| 今は特にありません。 |
| リサイクル製品認定事業 |
| 具体的には思いつかないが、税金がムダにならない効果のある使われ方を望みます。 |
| 特にありません |
| 不法投棄通報監視システム事業により不法投棄のない社会構築の推進をしてほしい。 |
| 搬出する事業者側の立場になってコストを下げるための開発、研究を行っていただきたい。 |
| 特になし |
| 県認定の再生施設の誘致 |

使途事業に対する要望

| |
|--|
| 特になし |
| 廃棄物の3Rに対する取り組みに関して事業者間で情報交換できる仕組み、イベントを望みます。 |
| 特になし |
| 現行事業の更なる充実を望みます。 |
| 特に新たな事業では要望はないが、現在行っている各事業を結びつけて有効に活用することはできないか。例えば、廃棄物資源化仲人事業の「譲ります」で引き取り先の見つからない廃棄物について、減量化技術開発事業のリソースを集中させる 等 |
| 特になし |
| 事業のみの使途ではなく、一般家庭の排出物の資源化利用促進 |
| 特にありません |
| 有効に活用してください。 |
| 特になし |
| 中間処理設備の導入に対する補助事業 |
| ありません |
| 理由として産廃税がどのような形で行われているか会社での説明ができる文書があればいいのですが |
| 産業廃棄物原料化技術開発事業 |
| 産業廃棄物を原材料とした製品開発に対する補助 |
| リサイクル製品の利用促進に対する補助 |
| 将来、最終処分場が足りなくなることは必至である。建設事業の推進を。 |
| 特になし |
| ・産業廃棄物減量化技術開発への補助 ・自然環境保護活動への助成 等 |
| 特になし |
| 最終処分場は行政が設置することが望ましく、閉鎖後も監視が必要であり、開発から終了まで責任が持てる企業は少なく、そのような事業に税金投入していただきたい。 早期に最終処分場ができていたらRDの問題は発生しなかったのではないかと感じています。 |
| 再生施設への減税 |
| リサイクル相談所（仮称）があって、企業から排出される廃棄物サンプルを持ち込めばリスクなく排出できる処理場を紹介していただける機関があればよいと思います。 |
| なし |
| なし |
| 特にありません。 |
| 特になし |
| 再利用化等による低料金での処理 |
| 特になし |
| 産業廃棄物に限定せず、県PR、CSR活動、学校教育（リサイクル）等、将来を見据えて県民の道徳（モラル）の向上に投資してほしい。「人」を育てないと地域は活性しない。「モノ」から「人」へ。 |
| 再資源化業者を増やし、これを原料として再生品の普及を促進されたい。 まだコストが高く採算が合わないのではないか。 |
| ホームページにて「税の使途例」があげられていますが、具体的な活動内容がわかりません。また、例えば「ゼロエミッション推進事業等の取組に対する支援」とありますが、実績等はあるのですか。 |
| 公共施設としてリサイクル工場の建設を望む。（各地域） |
| 廃棄物の資源化仲人事業 |
| 現在の事業をより充実していただきたい。 ・地球環境改善活動に力を入れてほしい ・廃棄物処理技術開発にて処理金額のローコスト化を推進してほしい |
| 現在使途事業の拡大。 |
| 特になし |
| 特になし |
| 各県内事業者が利用しやすく、単価の安い施設を作してほしい。 ※クリーンセンターの処理単価が高い。 |
| 特にありません |
| 妥当と思います。 |
| RD問題の解決費用に使ってほしい。 |
| 企業レベルばかりでなく、個人についても考えるべきだと思う。たとえば、缶ジュースに産廃返還金というような名目で値段を倍にして、収集箱に返すと半分戻ってくるなど。そうすれば、ゴミもポイ捨てはなくなるし、モラルも向上すると思う。 |
| 現行の事業でよいと思いますが、認定されたりリサイクル製品のPRが不足しているように思われる。 |
| 特になし |
| 現在の使途事業の継続ならびに建設予算書への充当 |
| 記載3事例の推進 |
| 特にありません |
| 処分費が安価にならないか。 |
| 産業廃棄物減量化技術開発事業 |
| 産業廃棄物の再資源、再利用化の研究開発補助の継続 |
| 道路修繕事業 |
| 県内地方一般道路の修復補助に提供する。 |

使途事業に対する要望

| |
|--|
| 現在行われている3つの事業例は業界内に周知徹底されていないように思う。PR、宣伝等により知らしめるべきだ。 |
| 研究開発の充実に生かしてほしい。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の県による処理の費用 ・産業廃棄物減量化技術開発事業 |
| リサイクル製品認定事業や資源化仲人事業の更なる充実 |
| リサイクル製品が利用しやすい価格になるための助成 |
| 特になし |
| 産廃および一般のゴミについてもまだまだポイ捨てされており不快である。パトロールを含めゴミのない滋賀県を達成するために使ってほしい。 (と書いたが当社は排出量により産廃税は払っていませんでした。) |
| なし |
| 現状でよいと思います。 |
| 優良な処理業者に補助金を与えて、安心して委託できる業者を育成してほしい。 |
| 再生施設の充実、拡大 |
| なし |
| 塩ビ製品のリサイクル業者等がわかれば知りたい。廃材を自社で搬入したい。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・県による中間施設の整備 ・効率のよいリサイクルシステムの確立 |
| 現在の使途事業内容でよいと思います。 |
| 特にありません |
| 現在の内容でよいと思う。 |
| 特にない |
| 産業廃棄物の発生抑制や資源化に係る研究開発 |
| 現在進められている事業のさらなる発展に努めて頂きたい。 |
| リサイクル事業の拡大。 |
| 産廃の技術開発事業や各情報活動など、活発また有効に使用されている内容を拝見し、今後も同様な事業展開を望みます。 |
| 現行の取り組みにて充実を願います。 |
| リサイクル製品認定事業 |

産業廃棄物税に対する意見

| |
|---|
| 特になし |
| なし |
| 特にありません |
| 税条例を知らなかったのので、届け出時、全てあきらかにして、業者等も必ず分かる様をお願いします。 |
| 滋賀県は、各企業の工場がたくさん存在し、処理施設の負担は重くなってくると思います。そのような負担や、地球環境が善処される為に条例が遵守されれば、滋賀県（民、所在の会社など）にとって有難いことだと思います。 |
| 特にありません。 |
| リサイクルについての不信感が最近あります。余計に資源を使うとか需要がなく焼却、埋立てしていたとか製品の偽装、虚偽等が絶えないためです。不法投棄が100%なく残存もない県になるよう税金を使用したらいいと思います。 |
| ・産業廃棄物税条例がほとんど理解しておりません。よろしければ、パンフレットがあれば郵送ください。 |
| 排出事業者、処理業者の大小にかかわらず、広く税金を見込めるシステムを希望します。 |
| 当該条例により更なる廃棄物の抑制につながることを望みます。 |
| なし |
| 再生施設のうち、「選別」施設を認定して下さい |
| 特にありません |
| 特にありません。 |
| 特にありません。 |
| 当社は、中間処理業者ですので、収運業者から、再生できかねる廃棄物が集まります。現状、産業廃棄物の排出抑制はできないのです。産廃税は納税義務がございますので、適正処理のもときっちり納付させていただきます。条例に対する意見はありません。 |
| 納税制度により再生利用への意識が高まる |
| 産廃税がかかる事で処理コストが高くなり、利用できなくなることが考えられ、あまり好ましくは思いません。（弊社は多量に排出する事もあり） |
| この税制は最終処分地が少ない為、できるだけ最終処分量（埋立量）を減らすことが第一の目的だと思います。当社は基本的には直接最終処分地に排出しなく、中間処分場へ排出し、リサイクルの向上に努めています。その意味でも税金は処理業者が収める（コストオン方式）が望ましいと考えます。 |
| 弊社のように産業廃棄物の排出量が年間500トン以下で、かつ滋賀県外の業者にほとんどを依頼しているこの条例に対する関心が薄くなってしまいます。費用が安ければ、滋賀県の業者にすることも考えるのですが。 |
| 特になし |
| 特にございません |
| もう少しわかりやすい文章にしていきたい。 |
| 特になし |
| 最終処分地では免税軽油が認められ、中間処理業でも認めて頂けるようにして欲しい。 |
| 特になし |
| 条例の為、どうしても文章がわかりにくい。もとわかりやすい文章にして欲しい。 |
| 特になし |
| 特にありません |
| 建設業の場合、現場で分別しきれない混合廃棄物が発生するが、滋賀県のマニフェストの報告書等の品目のなかに、建設系の混合廃棄物（安定型や管理型）がないのは現実的ではないと思います。他府県には、ある。 |
| 三重県以外の他府県市と同様に、特別徴収とすべきである。 |
| 税は中間処理施設あるいは最終処分施設から徴収するようにしてほしい。（納税手続きが手間である。） |
| 建設業者は特に間接税方式を望むと思います。お金の問題ではなくその他報告等に担当者は悩まされています。滋賀県内では極力処理しないようになります。 |
| 特になし |
| 特になし |
| 産廃を多量に排出しているのので、やむを得ないことも理解します。 |
| 特になし |
| 特になし |
| 税金を無くして欲しい。 |
| 特になし |
| 奈良県の方式と同じ課税方式にして頂ければ有難いです。 |
| 特になし |
| 今のところ特になし。 |
| 特にありません。 |
| 現在は課税対象に至っていないが、もし県内での受注が増加し対象となった場合、何かと煩わしい。年1回毎年6月では既に精算された作業所もあるかもしれず、特別徴収の方がいいのではと思います。（帳簿も作成しなくていい。） |
| 各県とも産業廃棄物に関する条例を作られているが、最終的には統一化の方向でまとめられると思う。その時には簡便をお願いしたい。 |
| 特になし |
| 県内への課税はあるが、県外への課税はされない条例であり、税がかけられるおそれがあった場合、県外へ搬出しているケースがあるのではないかと。県外であっても廃棄物抑制の意味から課税を検討すべきではないか。 |
| 特になし |

産業廃棄物税に対する意見

| |
|--|
| 特になし |
| 特にありません。 |
| 特にありません。 |
| 特になし |
| 特になし |
| 特になし |
| 特になし |
| 廃棄物の処分費用が高く利益がなく苦しい。 |
| 特にありません |
| 弊社としては、再生施設への搬入、処分ということで免税をしていただいております、たいへんありがたいことと思っております。 |
| 近年資源の高騰など、仕事量は増えても減益となるケースが多く、中小企業の経営も厳しい状況となっております。さらに、廃棄物処理費も年々上がり続けており、負担は増すばかりです。産業廃棄物税は廃棄物減の観点からはやむを得ないと思われませんが、再生寄与への優遇差別化は維持していただきたい。 |
| 特になし |
| 申請書類の簡素化をお願い致します。 |
| 県によって事業例がちがいますが、滋賀県はしっかりした目的があると思います。 |
| 一定量以上の課税に関して、年間あらゆる現場の集計後に課税対象になる可能性があり、各現場対象に振り分けが事後となるので、集金後の課税となると税金のお金の出所がなくなり、事業者負担となる。 |
| また、再生業者が多いにもかかわらず、再生施設として認定されていない所が多いので、行政側からも認定を勧めてもらいたい。 |
| 特になし |
| 特になし |
| 特にありません |
| 特になし |
| 特になし |
| 三重県と滋賀県とでの油水分離施設における処理係数が違っており、統一していただきたい。 |
| また、施設区分も統一していただきたい。 |
| 特にございません |
| しっかり管理していただいて、上記のようなことに使用してほしい。 |
| 申告納付方式の産業廃棄物税は、特別徴収方式に較べて、確実に効果は上がっていて良い方式だと思います。 |
| ただ、現在の建設業を取り巻く厳しい経済状況を考えますと、負担が増える事は避けなければなりません。それだけに、なおさら発生抑制・再生・減量などを推進して参ります。 |
| 特にありません。 |
| 特になし |
| 特にありません。 |
| 特になし |
| 必要なかどうか、実感がわからない。 |
| 特にありません |
| 特になし |
| 特になし |
| 説明会を開催していただきたいと思います。 |
| 特になし |
| 特になし |
| ・全都道府県にて足並みをそろえて実施すべきだと思う。 |
| ・排出量の多少にかかわらず税金徴収すべきだと思う。 |
| 特になし |
| 特になし |
| 廃棄物条例を知らない方々のために、わかりやすく時々県の広報等で掲示する。 |
| 特にありません |
| 特になし |
| ありません |
| 年々廃棄物が多くなっていることを思えば、現在の500トンを超えて1,000トンまで上げられないでしょうか。 |
| ・最終処分業者特別徴収方式の方が明確だと思う。 |
| ・近隣府県での広域的かつ統一された制度を構築してほしい。 |
| ・現在の制度はいちいちマニュアルを参照し、また集計作業が面倒である。もっとシンプルにならないものではないでしょうか。たとえば、単位が立方メートル、トンについて、集計上混乱するのが正直なところである。 |
| 特になし |
| 特になし |
| 再生施設での処理料金が安い |
| ・中間処理施設への搬入が課税対象となっているが、京都のように最終処分場への搬入が本当ではないか。 |
| ・免税重量が少なすぎる。(三重県1,000 t) |
| なし |
| なし |
| 特にありません。 |
| 特になし |

産業廃棄物税に対する意見

| |
|--|
| 排出事業者にとって、毎年6月に行政報告が多数あり、税の申告関係の事務が重荷になっているところ です。 排出事業者は処理費用によって納税する仕組み（最終処分業者が納税）にしていただくと助かります。 |
| 特になし |
| 企業は必死になってコストダウンに取り組んでいます。原油高騰のためです。 「企業」と「人」に優しくしないとモラルが低下し環境悪化します。モラルが向上すると自然と廃棄物は減 り、リサイクル化が進みます。 |
| 偏差値から道徳へ |
| 産廃許可業者を減らし（条例改正で）再生施設を優先して県が育成していく。 |
| 申告に関しての書式について 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行規則等」（H18.7.26公布）の一部改正により、平成20年4月1日 よりマニフェスト公布状況の知事あて報告が必要となりました。ところが、この書式が産廃税の書式と違う ので、二重に作成する必要があります。従来の産廃税の書類だけでも多大な手間がかかります。 |
| 特になし |
| 当社は三重県に支社があります。三重県も産廃税を導入いたしており、三重県の納税事業所になっておりま す。産廃税を抑制すべく「再生施設」との契約を今後進めていく予定であります。 |
| なし |
| 現在認定されている施設の基準が、破碎機がないと認定されないようですが、その認定基準はおかしいと思 います。いろいろな再生利用、再生方法があるので、認定基準も幅広く考えていただきたい。破碎があれば いいという考え方はどうかと思います。循環型社会形成推進基本法に沿って、今一度認定基準というものを 見直していただきたいと思います。 |
| 特にありません |
| 県外発生 of 産廃の流入抑制の手段として当然のことと思います。 |
| 特にありません。 |
| 申告納付、特別徴収のどちらでもかまわないが、特別徴収の方が管理しやすいのでは。 |
| なし |
| 簡素化になるよう希望します。（作業、書類、手続き等） |
| 特になし |
| 特にありません |
| 特になし |
| なし |
| 全ての産廃に排出量に関係なく課税すべきと考える。また、課税逃れを防ぐため罰則は強化すべきである。 |
| 再生施設の認定条件に不満がある。 建設業界では建設リサイクル法に則って処理を行っているが、法に定められた手順のリサイクルを行っても 産廃税が上乘せされるなど、整合性がない。原価面やISO運営のため、県外事業者に廃棄物が流れてい る。これでは滋賀県から廃棄物が減ればそれでよいという狭い考え方だと認識されてもいる。 |
| 特になし |
| 特になし |
| 何をすることも費用はかかるので、税に対して意見はありません。税収が少なくなれば消費税も上げないと政 治ができないですね。 |
| なし |
| もう少しシンプルでわかりやすくなりませんか。（申告の算出過程） |
| 申告納付方式はやめてほしい。（仕事が煩雑になるから） |
| もっとわかりやすくしてほしい |
| なし |
| 特になし |
| 全ての廃棄物に課税することなく、再資源、再利用目的の搬入分を免税することで、3Rが活発に進められ る仕組みはよいことだと思います。 |
| 特になし |
| なし |
| 特にない |

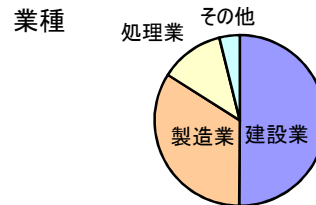
産業廃棄物税についてのアンケート集計結果

- 1 調査事業所数 738 所
(内訳)
 ・産廃税にかかる登録事業所(申告書・課税免除申請書等の送付先) 658事業所
 ・多量排出者(1,000t/年以上) 267事業所
 ・認定再生施設 99事業所
 重複分を除く合計 738事業所
- 2 回答数 436 件 (回収率 59.1%) 一部、複数事業所分の一括回答あり
- 3 集計結果 (複数回答、無回答等があるため、各問ごとの回答合計は、回答件数と一致しない。)

I 産業廃棄物の排出および処理についてお伺いします。

問1 事業の業種は何ですか。

| 業種 | 件数 | 割合 |
|-----|-------|--------|
| 建設業 | 219 件 | 50.1 % |
| 製造業 | 148 件 | 33.9 % |
| 処理業 | 53 件 | 12.1 % |
| その他 | 17 件 | 3.9 % |



問2 排出する産業廃棄物のうち、主なものは何ですか。

| | | |
|----------|-------|--------|
| 燃え殻 | 5 件 | 1.2 % |
| 汚泥 | 29 件 | 6.7 % |
| 廃油 | 21 件 | 4.9 % |
| 廃酸 | 9 件 | 2.1 % |
| 廃アルカリ | 15 件 | 3.5 % |
| 廃プラスチック類 | 91 件 | 21.2 % |
| 紙くず | 4 件 | 0.9 % |
| 木くず | 44 件 | 10.2 % |
| 繊維くず | 0 件 | |
| 動植物性残さ | 8 件 | 1.9 % |
| 動物系固形不要物 | 0 件 | |
| ゴムくず | 1 件 | 0.2 % |
| 金属くず | 10 件 | 2.3 % |
| ガラス陶磁器くず | 16 件 | 3.7 % |
| 鉱さい | 1 件 | 0.2 % |
| がれき類 | 173 件 | 40.2 % |
| 動物のふん尿 | 0 件 | |
| 動物の死体 | 0 件 | |
| ばいじん | 3 件 | 0.7 % |

問3 排出された産業廃棄物は滋賀県内外のどちらで処理されていますか。

| | | |
|----------|-------|--------|
| 滋賀県内 | 216 件 | 51.1 % |
| 滋賀県外 | 78 件 | 18.4 % |
| 県内と県外の両方 | 129 件 | 30.5 % |

(主な県外処分地)

近畿府県、三重、愛知、石川、福井、茨城

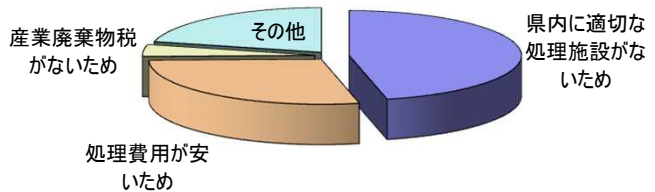


問4 県外で処理する理由はなぜですか。

| | | |
|-----------------|------|--------|
| 県内に適切な処理施設がないため | 99 件 | 46.5 % |
| 処理費用が安い | 60 件 | 28.2 % |
| 産業廃棄物税がないため | 9 件 | 4.2 % |
| その他 | 45 件 | 21.1 % |

「その他」の主な内容

- リスク回避のため、複数業者で処理
- 近隣の処理場へ搬入
- 再生可能施設へ搬入



問5 ここ5年程度の産業廃棄物の排出量はどのような状況ですか。

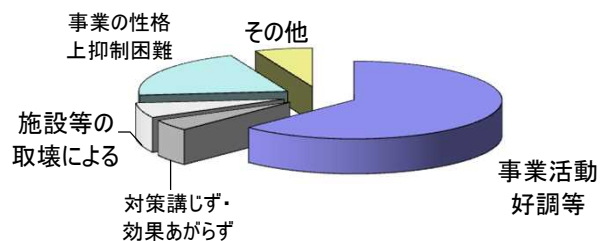
| | | |
|-----------|-------|--------|
| 増える傾向にある | 67 件 | 15.8 % |
| ほとんどかわらない | 149 件 | 35.1 % |
| 減る傾向にある | 208 件 | 49.1 % |

問6 排出量が増加しているのはなぜですか。

| | | |
|-------------------------|------|--------|
| 事業活動が好調、新規事業の開始、事業規模の拡大 | 40 件 | 62.5 % |
| 発生抑制等の対策講じず、対策の効果あがらず | 3 件 | 4.7 % |
| 設備・施設を取壊し等による一時的増加 | 4 件 | 6.3 % |
| 事業の性格上排出量抑制が困難 | 13 件 | 20.3 % |
| その他 | 4 件 | 6.3 % |

「その他」の主な内容

- 小規模他品種化による
- 再利用しなくなったため
- 安価な材料の使用によるため

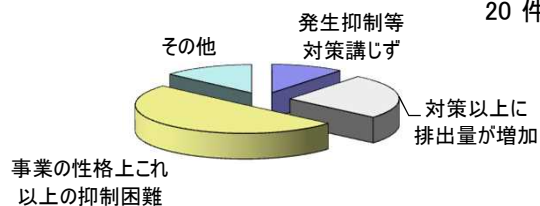


(平成19年度調査結果)

| | |
|-----------|--------|
| 事業拡大等 | 59.8 % |
| 発生抑制対策講じず | 6.5 % |
| 排出抑制効果なし | 7.5 % |
| 施設解体 | 17.8 % |
| その他 | 22.4 % |

問7 排出量がほとんどかわらないのはなぜですか。

| | | |
|-----------------------------|------|--------|
| 特に発生抑制などの対策を講じていないから | 16 件 | 10.7 % |
| 対策を講じているが、それ以上に排出量が増加しているから | 38 件 | 25.5 % |
| 事業の性格上、排出量をこれ以上減らすことは困難だから | 75 件 | 50.3 % |
| その他 | 20 件 | 13.4 % |



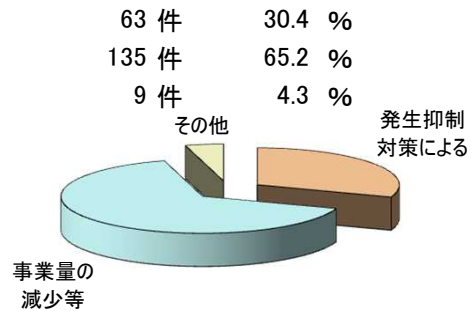
「その他」の主な内容
受注状況・内容によって異なる
工事量がいていである

(平成19年度調査結果)

| | |
|------------|--------|
| 発生抑制対策講じず | 8.9 % |
| 排出抑制&排出量増加 | 30.4 % |
| 事業の性質上減量不可 | 58.9 % |
| その他 | 14.3 % |

▶ 問8 排出量が減少しているのはなぜですか。

----- 発生抑制などの対策を講じているから
事業量の減少や、事業の一部を停止したから
その他



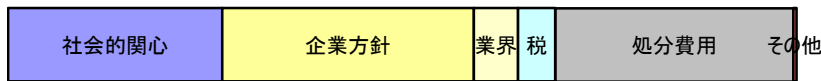
「その他」の主な内容
リサイクルへの転換
有価物化

(平成19年度調査結果)

| | |
|--------|--------|
| 発生抑制対策 | 52.5 % |
| 事業量減少 | 64.5 % |
| 一部事業停止 | 4.1 % |
| その他 | 8.8 % |

▶ 問9 発生抑制などの対策を講じることにした理由は何ですか。(複数回答)

| | 24年度 | 19年度 |
|------------------------------|------|-------|
| 社会的に環境への関心が高まっているから | 63 件 | 232 件 |
| 廃棄物を減らすことが企業方針だから | 74 件 | 237 件 |
| 廃棄物を減らすことが業界などで取り決められたから | 13 件 | 58 件 |
| 滋賀県が導入している産業廃棄物税の負担を少なくしたいから | 11 件 | 20 件 |
| 産業廃棄物の処分費用の負担を抑えたいから | 70 件 | 100 件 |
| その他 | 1 件 | 5 件 |



II 滋賀県の産業廃棄物税制についてご意見をお聞かせください。

問10 現在の産業廃棄物税制について感じておられることについて

| | |
|-------------------------------------|------|
| 発生抑制や再資源化等に効果があるので現状のまま継続していくべき | 242件 |
| 創設当時の目的はほぼ達成できたので税制度を廃止すべき | 100件 |
| 現行制度は免税点等公平な制度でないため公平な制度にしたうえで継続すべき | 47件 |
| その他 | 37件 |

(帳簿作成等の事務負担が大きい、税を課さない県に廃棄物が流出する、判断できない 等)

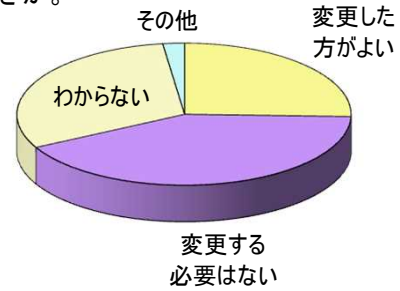


問11 申告納付方式を継続すべきか特別徴収に変更すべきか。

| | | |
|-----------|------|-------|
| 変更した方がよい | 110件 | 25.5% |
| 変更する必要はない | 180件 | 41.8% |
| わからない | 132件 | 30.6% |
| その他 | 9件 | 2.1% |

「その他」の主な内容

導入県は方式を統一してほしい
どちらでもよい



問12 問11でお答えいただいた理由をお聞かせください。

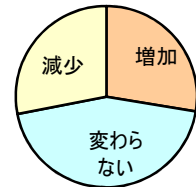
| | |
|--------------------------------|------|
| より公平な税制度となるから | 41件 |
| 申告や課税免除の手続きが簡素化されるから | 91件 |
| 再生施設認定を毎年申請していたが、その必要がなくなるから | 1件 |
| 排出事業者が申告納付するのが合理的だから | 55件 |
| 特別徴収方式となり免税点なくなると、税金分の負担が増えるから | 25件 |
| 現行の申告納付制度で特に問題ないと思われるから | 126件 |
| その他 | 54件 |

「その他」の主な内容

現状よりも適正な納税が行われるため
一長一短ある
特徴方式でも免税点は残すべき
わからない

問13 税を廃止した場合、産業廃棄物の状況はどのようになると思われますか。

| | |
|--------------------------|------|
| 発生抑制などの意識が薄れ、排出量が増加する | 117件 |
| 今とあまり変わらない | 188件 |
| 排出抑制意識が根づいており、排出量は減少していく | 119件 |



Ⅲ 再生施設についてお伺いします。

問14 課税免除の対象となる再生施設をご存じでしたか。

| | |
|------------------|------|
| 知っていたし、搬入したことがある | 257件 |
| 知っていたが、搬入したことはない | 58件 |
| 知らなかった | 112件 |

問15 今後これらの「再生施設」へ搬入しようと思われませんか

| | |
|---------------|-----|
| 今後は搬入を検討したい | 73件 |
| 今後も搬入するつもりはない | 37件 |

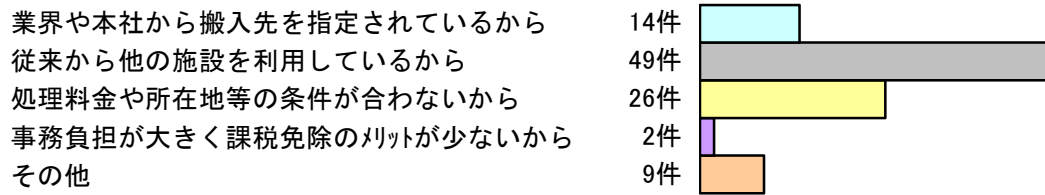
問16 再生施設に搬入された（搬入を検討したい）のはなぜですか。（複数回答）

| | |
|----------------------|------|
| 産業廃棄物税が課税免除になるから | 119件 |
| 産業廃棄物が再資源化、再利用されるから | 224件 |
| 業界や本社から搬入先を指定されているから | 15件 |
| 従来からその施設を利用しているから | 124件 |
| 処理料金や所在地などの搬入条件がいいから | 91件 |
| その他 | 9件 |

「その他」の主な内容

自身が再生施設の認定を受けている

└-----▶問17 再生施設に搬入したことがない(つもりはない)のはなぜですか。(複数回答可)



「その他」の主な内容

- 適切な処理施設がない
- 処理業者の実態がわからない
- 入札のため、搬入先を指定できない

産業廃棄物税制度に関するアンケートについて

平成30年8月実施

対象者 産業廃棄物税の登録事業者（申告書類の送付先）266者 うち回答数189者（71%）
（各設問の選択肢右側の数字は、回答件数および割合。選択肢枠下の記述は注釈）

I 産業廃棄物の排出および処理についてお伺いします。

問1 事業の業種は何ですか。

| | | |
|------------------------|-----|-------|
| ア 建設業 | 128 | 67.4% |
| イ 製造業 | 46 | 24.2% |
| ウ 処理業 | 9 | 4.7% |
| エ その他（電気業、サービス業、下水処理場） | 7 | 3.7% |

建設業の割合が大きい(67.4%)。解体工事等事業形態から排出事業者に該当するケースが多くなっていると考えられる。

問2 排出する産業廃棄物のうち、主なものは何ですか。該当する記号を一つ選んでください。

| | | |
|------------|----|-------|
| ア 燃え殻 | 1 | 0.5% |
| イ 汚泥 | 6 | 3.1% |
| ウ 廃油 | 4 | 2.1% |
| エ 廃酸 | 5 | 2.6% |
| オ 廃アルカリ | 3 | 1.5% |
| カ 廃プラスチック類 | 28 | 14.4% |
| キ 紙くず | 3 | 1.5% |
| ク 木くず | 23 | 11.8% |
| ケ 繊維くず | 1 | 0.5% |
| コ 動植物性残さ | 1 | 0.5% |
| サ 動物系固形不要物 | 0 | 0.0% |
| シ ゴムくず | 0 | 0.0% |
| ス 金属くず | 4 | 2.1% |
| セ ガラス陶磁器くず | 20 | 10.3% |
| ソ 鉱さい | 0 | 0.0% |
| タ がれき類 | 93 | 47.7% |
| チ 動物のふん尿 | 0 | 0.0% |
| ツ 動物の死体 | 0 | 0.0% |
| テ ばいじん | 3 | 1.5% |

がれき類の割合が大きい(47.7%)。建築業者の解体工事等により発生するものが多くなっていると考えられる。

問3 排出された産業廃棄物は滋賀県内外のどちらで処理されていますか。

| | | |
|--|-----|-------|
| ア 滋賀県内 → 問5へ | 100 | 53.5% |
| イ 滋賀県外（都道府県名を記入してください） → 問4へ | 14 | 7.5% |
| ウ 滋賀県内と県外の両方（滋賀県内・県外の割合と都道府県名を記入してください。） → 問4へ | 73 | 39.0% |

滋賀の割合が大きい(53.5%)。アンケート対象者が滋賀県内処理場に搬入している者としているためと考えられる。また、自由記述では工事現場の近辺で搬入先を選定しているというものが多く見られ、滋賀県内に搬入している者についても、立地条件から搬入先を選定されているケースが多くあると思われる。

問4 問3でイまたはウとお答えいただいた方にお伺いします。

滋賀県外で処理する理由はなぜですか。

| | | |
|---|----|-------|
| ア 滋賀県内に適切な処理施設がないため | 37 | 42.0% |
| イ 処理費用が安い | 18 | 20.5% |
| ウ 産業廃棄物税がないため | 3 | 3.4% |
| エ その他 (工事現場の立地的都合のため、入札により決定しているため、 主要取引先が県外にあるため等) | 30 | 34.1% |

県内に適切な処理施設がないの割合が大きい(42.0%)。

理由としては契約上の理由や主要取引先の処理場に委託しているという回答があった。(税を考慮して搬入先を選定しているという回答は少ない。)

問5 ここ5年程度の産業廃棄物の排出量はどのような状況ですか。

| | | |
|-------------------|----|-------|
| ア 増える傾向にある → 問6へ | 44 | 23.7% |
| イ ほとんどかわらない → 問7へ | 99 | 53.2% |
| ウ 減る傾向にある → 問8へ | 43 | 23.1% |

ほとんど変わらないの割合が大きい(53.2%)。

問6 問5でアとお答えいただいた方にお伺いします。

排出量が増加しているのはなぜですか。

| | | |
|--|----|-------|
| ア 事業活動が好調、新規事業を開始した、又は事業規模を拡大したから | 32 | 69.6% |
| イ 発生抑制などの対策を講じていない、または、排出抑制などの対策がうまくいっていないから | 0 | 0.0% |
| ウ 設備・施設の取り壊しなどにより、一時的に排出量が増えたから | 4 | 8.7% |
| エ 事業の性格上、排出量をこれ以上減らすことは困難だから | 7 | 15.2% |
| オ その他（解体工事の受注量増加等） | 3 | 6.5% |

事業活動の影響によるものの割合が大きい(69.6%)。

問7 問5でイとお答えいただいた方にお伺いします。

排出量がほとんどかわらないのはなぜですか。

| | | |
|--|----|-------|
| ア 特に発生抑制などの対策を講じていないから → 問10へ | 7 | 7.4% |
| イ 発生抑制などの対策を講じているが、それ以上に排出量が増加しているから → 問9へ | 23 | 24.2% |
| ウ 事業の性格上、排出量をこれ以上減らすことは困難だから → 問10へ | 46 | 48.4% |
| エ その他 → 問10へ (工事の受注の依拠するため(工事量が変わっていない)等) | 19 | 20.0% |

減らすことが困難の割合が大きい(48.4%)。廃棄物の種類に応じた処理方法が一定確立してきている状況があるものと考えられる。

問8 問5でウとお答えいただいた方にお伺いします。

排出量が減少しているのはなぜですか。

| | | |
|---|----|-------|
| ア 発生抑制などの対策を講じているから → 問9へ | 15 | 34.9% |
| イ 事業量の減少や、事業の一部を停止したから → 問10へ | 24 | 55.8% |
| ウ その他 → 問10へ (工事受注量が減少しているため、生産が海外へシフトしているため等) | 4 | 9.3% |

事業量の影響の割合が大きい(55.8%)。発生抑制などの対策を講じているの割合は34.9%で、課税が影響している可能性がある。

問9 問7でイ、または、問8でアとお答えいただいた方にお伺いします。

発生抑制などの対策を講じることにした理由は何ですか。あてはまる記号をすべて記入してください。(複数回答可)

| | | |
|--------------------------------|----|-------|
| ア 社会的に環境への関心が高まっているから | 23 | 27.4% |
| イ 廃棄物を減らすことが企業方針だから | 23 | 27.4% |
| ウ 廃棄物を減らすことが業界などで決められたから | 8 | 9.5% |
| エ 滋賀県が導入している産業廃棄物税の負担を少なくしたいから | 6 | 7.1% |
| オ 産業廃棄物の処分費用の負担を抑えたいから | 23 | 27.4% |
| カ その他 | 1 | 1.2% |

社会的要請、企業方針、処分費用を理由とするものが多く、税負担を少なくしたいという理由は少ない。

理由としては処分費用や運搬費用の金額に対し、税率が低いことが考えられる。インセンティブを高めるためには税率を上げる方法があるが、現行の税率設定の考え方として、府県間の廃棄物の流通への影響を及ぼさないことや、他府県税率との均衡を考慮して設定している率であることから、税率引上げは難しいと考えられる

II 滋賀県の産業廃棄物税制についてご意見をお聞かせください。

問10 現在の産業廃棄物税制について感じておられる項目に、最も近いものを1つ選んでください。

| | | |
|---|-----|-------|
| ア 産業廃棄物の発生抑制や再資源化等に一定の効果があるので、今後も現状のまま継続していくべきである。 | 101 | 54.3% |
| イ 税の創設から15年目となり、創設当時の目的はほぼ達成できたので税制度を廃止すべきである。 | 52 | 28.0% |
| ウ 現行の税制度は、免税点もあり公平な制度とはいえないので、もっと公平な制度にしたうえで継続すべきである。 | 13 | 7.0% |
| エ その他 (使途を考えると継続が必要、申告や免除申請が負担、処理業者が処理費用とあわせて徴収すべき等) | 20 | 10.8% |

継続していくべきの割合が大きい(54.3%)。制度が定着し、課税の主旨や使途事業の必要性について理解が広まっているものと考えられる。一方で廃止すべきという意見も28%ある。

問11 滋賀県では申告納付方式を採用していますが、産業廃棄物に関する税を導入している他府県の多くは特別徴収で税を納めていただく方式を採用しています。滋賀県も特別徴収の方式に変更した方が良いと思われませんか。

| | | |
|-------------|----|-------|
| ア 変更した方がよい | 51 | 27.0% |
| イ 変更する必要はない | 82 | 43.4% |
| ウ わからない | 54 | 28.6% |
| エ その他 | 2 | 1.1% |

変更する必要はないの割合が大きい(43.4%)。施行から15年が経ち、制度が定着しているものと考えられる。一方で回答のあった者のうち、近年課税のあった8者の回答では4者が変更したほうがよいというものであった。自由記述では、申告および課税免除の手続が負担となっているという意見があった。

問12 問11でお答えいただいた理由をお聞かせください。

| | | |
|-----------------------------------|----|-------|
| ア より公平な税制度となるから | 13 | 7.3% |
| イ 申告や課税免除の手続きが簡素化されるから | 41 | 23.2% |
| ウ 再生施設認定を毎年申請していたが、その必要がなくなるから | 0 | 0.0% |
| エ 排出事業者が申告納付するのが、合理的だから | 17 | 9.6% |
| オ 特別徴収方式となり免税点がなくなると、税金分の負担が増えるから | 14 | 7.9% |
| カ 現行の申告納付制度で特に問題ないと思われるから | 68 | 38.4% |
| キ その他(わからない、制度がよく理解できていない等) | 24 | 13.6% |

現行の制度で問題ないの割合が大きい(38.4%)。次いで、申告や課税免除の手続きが簡素化されるの割合が大きい(23.2%)。

問13 産業廃棄物税が、「資源循環型の社会づくり」という創設当時の目的を果たして、この税を廃止した場合、産業廃棄物の状況はどのようになると思われますか。

| | | |
|-----------------------------------|----|-------|
| ア 発生抑制などの意識が薄れ、排出量が増加すると思う。 | 55 | 29.1% |
| イ 今と、あまり変わらないと思う。 | 90 | 47.6% |
| ウ すでに排出抑制意識が根づいており、排出量は減少していくと思う。 | 44 | 23.3% |

今と変わらないと思うの割合が大きい(47.4%)。排出量が増加すると思うの割合29.1%となっている。

Ⅲ 再生施設についてお伺いします。

問14 滋賀県内の中間処理施設または最終処分場のうち、一定の要件を満たす「再生施設」（毎年度知事が認定して県のホームページで公表しています。）に産業廃棄物を搬入された場合、産業廃棄物税を課税免除していますが、この「再生施設」をご存じでしたか。

| | | |
|--------------------------|-----|-------|
| ア 知っていたし、搬入したことがある →問16へ | 150 | 81.1% |
| イ 知っていたが、搬入したことはない →問17へ | 7 | 3.8% |
| ウ 知らなかった →問15へ | 28 | 15.1% |

搬入したことがあるの割合が大きい(81.1%)。

問15 問14でウとお答えいただいた方にお伺いします。

「再生施設」については、滋賀県ホームページの税政課「再生施設について」(<http://www.pref.shiga.jp/b/zeimu/sanpai-zei/saisei.html>)で名簿を掲載していますが、今後これらの「再生施設」へ搬入しようと思われませんか。

| | | |
|-----------------------|----|-------|
| ア 今後は搬入を検討したい →問16へ | 25 | 75.8% |
| イ 今後も搬入するつもりはない →問17へ | 8 | 24.2% |

検討したいの割合が大きい(75.8%)。

問16 問14でア、または、問15でアとお答えいただいた方にお伺いします。

「再生施設」に搬入された（搬入を検討したい）のはなぜですか。あてはまる記号をすべて記入してください。（複数回答可）

| | | |
|--------------------------------|-----|-------|
| ア 産業廃棄物税が課税免除になるから | 67 | 20.7% |
| イ 産業廃棄物が再資源化、再利用されることになるから | 110 | 34.1% |
| ウ 業界や本社から搬入先を指定されているから | 20 | 6.2% |
| エ 従来からその施設を利用しているから | 85 | 26.3% |
| オ 処理料金や所在地などの搬入条件がいいから | 37 | 11.5% |
| カ その他（入札により契約した処理業者が認定を受けていた等） | 4 | 1.2% |

再資源化、再利用されるからが一番多く34.1%、次いで従来から利用している施設に搬入しているものが26.3%となっている。産業廃棄物税が課税免除になるからという理由は20.7%であった。

問17 問14でイ、または、問15でイとお答えいただいた方にお伺いします。

「再生施設」に搬入したことがない（するつもりはない）のはなぜですか。あてはまる記号をすべて記入してください。（複数回答可）

| | | |
|--------------------------------------|---|-------|
| ア 業界や本社から搬入先を指定されているから（自社の施設を含む） | 3 | 15.0% |
| イ 従来からそれ以外の施設を利用しているから | 6 | 30.0% |
| ウ 処理料金や所在地などの搬入条件が合わないから | 8 | 40.0% |
| エ 再生施設へ搬入しても事務負担が大きく、課税免除のメリットが少ないから | 0 | 0.0% |
| オ その他（主要取引先が特定の業者のため等） | 3 | 15.0% |

IV その他、ご意見をお聞かせください

- ・ がれき類の排出量の増減は工事・落札の内容等により左右される。削減等努力に関係するものではない。
- ・ 税制には理解。申告納付方式は非常に手間がかかるうえに、納付時期が工事決算期を過ぎてからのケースが多く、決算修正処理などが発生する。京都や奈良のように処理費用に税相当額を上乗せすれば処理が完了する方式にするのが必須であると思われる。何卒、納付方法変更の検討を切実にお願いいたします。
- ・ 免税点をなくし、全社課税にすべき
- ・ 産廃処理委託業者を作業所で決めており、産廃税がかかるかかからないか本店で計算しなくてはならないので、非常に手間
- ・ 課税免除の明細別紙1が搬入日毎に記載のため、回数、数量が多いと非常に手間がかかるので、処理施設毎等に変更してほしい
- ・ 県下においては処理先が少なく且つ最終処分場が埋立て期限を迎えると製造業にとっては痛手となり心配。産廃の適正処理ができる処理方法や処理先の確保を今後の課題として支援してもらいたい。
- ・ 産廃税の使途として安価な最終処分場の確保にも利用してほしい
- ・ 税制度には賛同だが、申告制度はやめてほしい。トータルコスト(工事費(業務効率), 運搬費, 処分費, 課税等)で考えるので税負担が発生抑制にはそんなには影響しない。
- ・ 建設会社は顧客から委託されて工事をするので本来排出事業者は顧客。よって建設会社が発生抑制するためには工事を受注しなければよいだけ。そのあたりから意図するところが違うから発生抑制・排出量の減少というよりは再生施設への搬入やリサイクルに関する技術革新により最終処分量を減らす努力が必要
- ・ 電子マニフェストに沿った制度の見直しをしていただきたい
紙マニフェスト…分別されている場合1枚で複数の品目を選択できる(搬出時、台帳に記入できる)
電子マニフェスト…分別されていても1枚に月1枚の発行なので、混合物として発行される場合が多い(運搬車両は一台の為)。台帳上で分けることは可能であるが、中間処理施設に陥入後となる。明らかに最終処分が再生施設に搬入されている場合、免除対象としてほしい。紙と電子に性質の違いがあります。そこに沿った制度を希望します。
- ・ 申告(免除申請)の手続明細作成が負担となっている。電子マニフェストのデータを活用するなど簡素化してほしい
- ・ 公共工事において発生する廃棄物を自ら発生抑制することがほとんどできません。このような場合において免除対象とならないでしょうか。がれき類は再生施設に全て搬入していますが、木くず等は地域的に近くの中間処理施設に搬入しています。
- ・ 制度が分かりづらいし、提出資料の作成に時間を取られすぎる
- ・ 廃棄物の再生利用促進の観点から現状の申告納付方式が望ましい
- ・ 申告手続きがとても工数がかかるので再考してほしいです。
- ・ 建築業部門においては土木公共事業が主で、請負の有無や工事内容により排出量は変動するが、全体として工事が減りつつあるので、減少傾向にある。
- ・ 排出量は、受入件数、物件状況によるので多少の変動があるが、減少傾向にある。
- ・ 税の創設から15年が経過しており税制度を廃止してもよいのではないか
- ・ 受注物件の数、工事種別による(解体工事があれば増える)